

平成26年度文化庁委託事業

関係機関横断的な文化政策の展開に係る戦略構築のための調査研究事業
報告書

2015年3月

株式会社ニッセイ基礎研究所

はじめに

この報告書は、株式会社ニッセイ基礎研究所が文化庁から委託を受けて実施した「関係機関横断的な文化政策の展開に係る戦略構築のための調査研究事業」の成果をとりまとめたものである。

近年、文化芸術を活用した取組が、教育や福祉、まちづくりなど様々な領域において大きな成果をもたらすことが注目されるようになってきている。本調査研究事業と並行して、文化審議会文化政策部会でとりまとめの進む「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)」においても、「経済成長のみを追求するのではない、成熟社会に適合した新たな社会モデルを構築していくことが求められているなか、教育、福祉、まちづくり、観光・産業振興等幅広い分野との関連性を考慮しながら、それら周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策の展開がより一層求められる」(3月16日「答申案」)とされている。

一方、文化庁以外の関係省庁や関連機関においても、それぞれの政策目標を達成するため、文化芸術を活用した施策や事業が幅広く実施され、各地のアート NPO や民間団体は、それらも活用しながら、文化芸術を軸にした分野横断的な活動を展開し、様々な成果が報告されている。

こうしたことを踏まえ、本調査研究事業では、まず関係省庁や関連機関等が実施する施策や事業から、文化施策との関連が考えられるものを幅広く調査し、その結果をリストに整理した。また特徴的な事業や取組を対象に、成果や課題を把握するためのヒアリング調査を実施し、有識者等への意見聴取を行った。その結果、関係省庁や関連機関等においては文化芸術に関連した数多くの施策や事業が実施されていること、文化以外の政策領域においても多様な成果がもたらされていることが明らかとなった。

それらの調査結果に基づき、本調査研究事業のとりまとめとして「政府全体で進めるべき文化政策の在り方」について考察を行った。

近々閣議決定の予定されている「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次方針)」(3月16日「答申案」)においても、「社会を挙げての文化芸術振興」が掲げられ、「関係機関等の連携」が明記されており、本調査研究事業にとどまることなく、今後も関係省庁、関連機関と連携した文化政策の推進が期待される。

なお、本報告書の考察の前提として、文化庁をはじめとした関係部署の財政的リソースの強化が必要であることを申し添える。

末筆ではあるが、今回この貴重な調査研究事業の機会を与えられた文化庁、調査の実施に際してご協力いただいた有識者や関係省庁、関連機関の方々に対し、衷心より謝意を表するとともに、この成果が、今後の日本の文化政策、さらには多様な政策領域において有効に活用されることを願うものである。

2015年3月

株式会社 ニッセイ基礎研究所

目次

序章 調査研究の目的と構成	i
第1部:政府全体で進めるべき文化政策の在り方の考察	1
図表1:政府全体で進めるべき文化政策の全体像	3
1. 文化庁として進めるべき文化政策の今後の戦略	5
(1) 文化政策の幅広い効果、効用と連携の必要性をアピール	5
(2) 文化芸術振興のための政策から、文化を通じた公共政策への拡張	6
(3) リーディング事業やパイロット事業による現場からのモデルの構築と発信	7
(4) 省庁や分野を横断した文化施策や事業に関わる情報の収集・蓄積と発信	8
2. 異なる主体との横断的な展開や連携の方策	9
(1) 省庁間の連携:リーディング事業、パイロット事業を介した省庁間の連携・横断	9
(2) 官民間の連携:中間支援組織を介した官と民の連携・横断	10
(3) 国と地方の連携:文化庁と地方行政とのコミュニケーションの活性化	11
3. 政策分野別に見た文化政策との連携方策と可能性	12
(1) 教育施策との連携:文化庁と文部科学省のより積極的な情報や人材の交流	12
(2) 観光施策との連携:文化財の「保存」と「活用」両面が分かる人材の必要性	13
(3) 福祉施策との連携:福祉施設の現場における芸術系人材の雇用促進	14
(4) 地域創生との連携:「文化芸術」と「まちづくり」の両面の専門人材の必要性	16
(5) その他の政策分野との連携:国際交流、都市農村交流、防災などの連携を期待	17
4. 今後の文化政策に関する留意点	18
(1) 政策横断を担う人材の確保と交流、持続可能な体制の整備	18
(2) 中間支援機関を介した主体間、分野間の連携	19
(3) 助成事業の採択、事務執行、評価等の課題	20

第2部:関係省庁や関連機関等が実施する文化施策	23
1. 関係省庁が実施する文化施策	25
図表2:文化芸術立国中期プランの3つの方針と文化庁及び関係省庁等が実施する文化施策	27
(1) 第1次リスト(60事例)による考察	29
(2) 第2次リスト(26事例)による考察	29
(3) 調査に協力した関係省庁からの意見	30
2. 関連機関等が実施する文化施策	31
図表3:文化芸術立国中期プランの3つの方針と文化庁及び関係省庁等が実施する文化施策	33
(1) 第1次リスト(42事例)による考察	35
(2) 第2次リスト(28事例)による考察	35
(3) 調査に協力した関連機関からの意見	36
第3部:資料編(関係省庁・関連機関等が実施する文化施策・事業)	39
1. 第1次リスト インターネット・施策一覧資料等による基本情報収集	41
(1) 関係省庁が実施する文化施策の調査	41
(2) 関連機関等が実施する文化施策の調査	49
2. 第2次リスト インターネット及び関係省庁・関連機関等からの追加情報の入手	58
(1) 関係省庁が実施する文化施策の調査	58
(2) 関連機関等が実施する文化施策の調査	62

序章：調査研究の目的と構成

1. 調査研究の目的

「文化芸術立国」を目指して、政府一丸となり、地方公共団体とも連携した強力な文化政策を推進するためには、文化庁はもとより、関係省庁や関係機関等が、個々に実施する文化施策を網羅的に調査し、実態を把握すること、さらには関係機関等が横断的な文化施策を実施するための戦略づくりや、連携施策の実現が必要である。

こうした状況を踏まえ、本調査研究は、関係機関等が国内外で展開する文化政策を、領域横断的な事例も含め、可能な限り網羅的に調査し、各行政機関や各領域の垣根を越え、横断的な施策を展開することにより、既存の文化施策の延長にとらわれない、力強い文化政策を実施し、我が国が「真の文化芸術立国」となるための具体方策や戦略を考察するものである。

2. 調査研究の構成と内容

本調査研究では、「(1) 関係省庁や関係機関等が実施する文化施策の調査」、「(2) 有識者等への意見聴取」を実施し、それらの結果に基づいて「(3) 政府全体で進めるべき文化政策の在り方の考察」を行い、報告書としてとりまとめた。

それぞれの調査対象や調査内容は次のとおりである。

(1) 関係省庁や関係機関等が実施する文化施策の調査

[調査対象]

① 関係省庁が実施する文化施策の調査

次の関係省庁が実施する施策から、文化政策との関連が考えられる施策を調査対象とした。なお、文化庁の文化芸術の振興を目的とした施策については、今後、他の省庁との横断的な展開や施策の連携の可能性が高いものを中心に、調査対象とした。

- 内閣府
- 復興庁
- 総務省
- 外務省
- 文部科学省
- 文化庁
- 厚生労働省
- 農林水産省
- 経済産業省
- 特許庁
- 中小企業庁
- 国土交通省
- 観光庁
- 防衛省

② 関連機関等が実施する文化施策の調査

関連機関については、文化政策と関連した施策や事業を実施する以下の機関や団体を調査対象とした。

- 公的機関: (独法)国際交流基金、(独法)日本芸術文化振興会、(一財)地域創造、(一財)自治総合センター
- 地域アーツカウンスル: アーツカウンスル東京、アーツコミッション・ヨコハマ、大阪アーツカウンスル、沖縄アーツカウンスル
- 民間財団: (公財)日本財団、(公財)トヨタ財団、(公財)福武財団、(公財)サントリー文化財団、(一財)おおさか創造千島財団、(一財)たんぽぽの家
- 民間企業・LLC 等: アサヒビール(株)、トヨタ自動車(株)、TOA(株)、千島土地(株)、(株)ベネッセコーポレーション、SCSK 株式会社、合同会社コマンド A
- NPO 法人: (特非)アートNPOリンク、(特非)ジャパン・コンテンポラリー・ダンス・ネットワーク、(特非)アート・イニシアティブ・トウキョウ、(特非)プラス・アーツ、(認定特非)芸術資源開発機構、(一社)アーツアライブ、(特非)芸術家と子どもたち、(特非)CANVAS、(特非)BEPPU PROJECT、(特非)越後妻有里山協働機構、(特非)クリエイティブサポートレッツ、(特非)ハート・アートおかやま、(認定特非)黄金町エリアマネジメントセンター、(特非)Dance Box、(特非)こえとことばとこころの部屋
- 中間支援団体・協会: (公社)企業メセナ協議会、(公社)日本芸能実演家団体協議会、(公社)全日本郷土芸能協会、舞台芸術制作者オープンネットワーク

[調査内容]

後述する調査方法・分析手法の流れに従い、以下の内容について調査を行った。

- 省庁・機関の名称
- 事業の名称
- 施策・事業の開始年
- 施策や事業の位置づけ(施策・事業体系の上位・下位の関係)
- 施策分野(文化／教育／地域／観光／産業／国際／福祉／その他)
- 事業形態(プロジェクト／助成／人材育成／派遣・招聘／調査・研究／その他)
- 事業概要(目的・内容・対象となる団体・個人)
- 所轄・担当部課
- 予算規模(過去3年間の推移)
- 具体的な事例(実施年度／地域エリア／事業分野／事業形態／その他)
- 横断的な施策の戦略づくりや連携の可能性のある他の施策

[調査方法・分析手法]

① インターネット・施策一覧資料等による情報収集→第1次リストの作成

(1)の①と②に掲げた調査対象のウェブサイトからのキーワード検索、および関係省庁の施策一覧資料の入手により、文化施策との関連が考えられる施策や事業を抽出した。目的・内容を確認の上で、事業の名称、施策分野、事業形態、所轄・担当部課等を一覧表に整理し、第1次リストを作成した。関係省庁60施策、関連機関42団体、計102事例のデータ収集・整理を行った。

② 関連省庁・機関等からの資料入手→第2次リストの作成

上記の第1次リストから、「文化芸術立国中期プラン」及び検討中の「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)」との関連性も考慮しながら、重要と思われる施策や事業を抽出し、所轄・担当部課に資料を請求した上で、事業の概要、予算規模等を一覧表に整理し、第2次リストを作成した。関係省庁26施策、関連機関28団体、計54事例のデータ収集・整理を行った。

第2次リストでは、施策・事業の根拠となる関連法令や施策の位置づけ、文化的な要素を持つ実施事例などの分析を行った。

③ 文化庁との協議と追加調査→最終リストと施策事例集の作成

上記の第2次リストから、「文化芸術立国中期プラン」及び検討中の「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)」の実現に向けて重要だと考えられる施策や事業、文化庁との横断的な戦略づくりや連携の可能性が考えられる施策や事業を抽出した。それらについて、可能な範囲内で関係部局、関連団体へのアンケート調査を実施し、各施策・事業の詳細を把握できた28事例を最終リストとし、共通の調査項目に基づいたフォーマットで各施策・事業を整理し、文化施策に関連する施策事例集を作成した。

④ ヒアリング調査

②で収集・整理した事例のうち、次の4事例については、現地訪問調査、事業実施主体へのヒアリング調査を実施し、詳細を把握した。

- 「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」事業(観光庁「観光圏整備事業・観光地域ブランド確立支援事業」)
- (一財)たんぼぼの家
- (特非)プラス・アーツ
- (認定特非)黄金町エリアマネジメントセンター

(2) 有識者等への意見聴取

政府全体で進めるべき文化政策の在り方を考察するため、次のとおり有識者並びに関連機関の担当者を対象に、意見交換会の形式で意見聴取を行った。

① 有識者による意見交換会

荻原康子((公社)企業メセナ協議会 事務局長)
河島伸子(同志社大学 経済学部 教授)
熊倉純子(東京藝術大学 音楽学部 教授)
三好勝則(アーツカウンシル東京 機構長)
湯浅真奈美(ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長) (敬称略、順不同)

② 関連機関担当者による意見交換会

小岩秀太郎((公社)全日本郷土芸能協会 事務局次長)
小島多恵子((公財)サントリー文化財団 上席研究員)
菅野幸子((独法)国際交流基金 コミュニケーションセンター プログラム・コーディネーター)
杉浦幹男((公財)沖縄県文化振興会 文化芸術推進課 プログラムディレクター)
樋口貞幸((特非)アートNPOリンク 常務理事・事務局長) (敬称略、順不同)

(3) 政府全体で進めるべき文化政策の在り方の考察

上記(1)、(2)の調査結果を踏まえ、調査によって得られた関係省庁、関連機関等が実施する近年の文化施策や事業と現行の施策の全体像を把握した。その上で、有識者、関連機関担当者による意見交換会の結果も踏まえ、政府全体で進めるべき文化政策の在り方について、次の4つの視点から考察を行った。

- ① 文化庁として進めるべき今後の文化政策の戦略
- ② 異なる主体との横断的な展開や連携の方策

- ③ 政策分野別にみた文化政策との連携方策と可能性
- ④ 今後の文化政策に関する留意点

(4) 業務成果報告書の作成

上記(1)の1次リスト、2次リストに基づいて中間報告書を、(1)、(2)、(3)の調査結果に基づいて報告書を作成した。報告書は資料編も含め次の3部構成とした。

① 第1部: 政府全体で進めるべき文化政策の在り方の考察

上記(3)の結果を、本調査研究のまとめとして報告書の最初に掲載した。考察にあたっては、要点を枠内に簡潔に示した上で、考察内容を記載し、有識者への意見聴取、ヒアリング調査、関連機関への調査等の結果から、各考察に関連する意見や調査結果を抽出・列記した。

② 第2部: 関係省庁や関連機関等が実施する文化施策

関係省庁が実施する文化施策、関連機関等が実施する文化施策のそれぞれについて、「文化芸術立国中期プラン(平成26年3月)」に示された「人をつくる」「地域を元気にする」「世界の文化交流のハブとなる」という3つの軸、さらには、子ども、障害者・高齢者、生涯教育・社会教育、被災地の復興、地域再生・地域活性化、観光、食文化、グローバル化、パブリック・ディプロマシー、知的財産・創造産業等の政策領域に沿って、図式化(マッピング)を行い、1次リスト、2次リストによる考察と、関係省庁、関連機関からの主要な意見を整理した。

③ 第3部: 資料編(関係省庁・関連機関等が実施する文化施策・事業)

関係省庁・関連機関等が実施する文化施策・事業について、インターネット・施策一覧資料等による基本情報を収集・整理した1次リスト、インターネット及び関係省庁・関連機関等から追加情報を収集・整理した2次リストを掲載した。

なお、最終リストと施策事例集については、非公開を前提に情報収集を行ったため、本報告書とは別冊資料として取りまとめた。

3. 調査期間と調査体制

(1) 調査期間

2014年10月9日～2015年3月31日

(2) 調査体制(ニッセイ基礎研究所)

吉本光宏(研究理事、統括責任者)

大澤寅雄(芸術文化プロジェクト室 准主任研究員、主担当)

若林朋子(芸術文化プロジェクト室 客員研究員、副担当)

稲村太郎(芸術文化プロジェクト室 研究員、副担当)

太田真奈美(研究アシスタント)

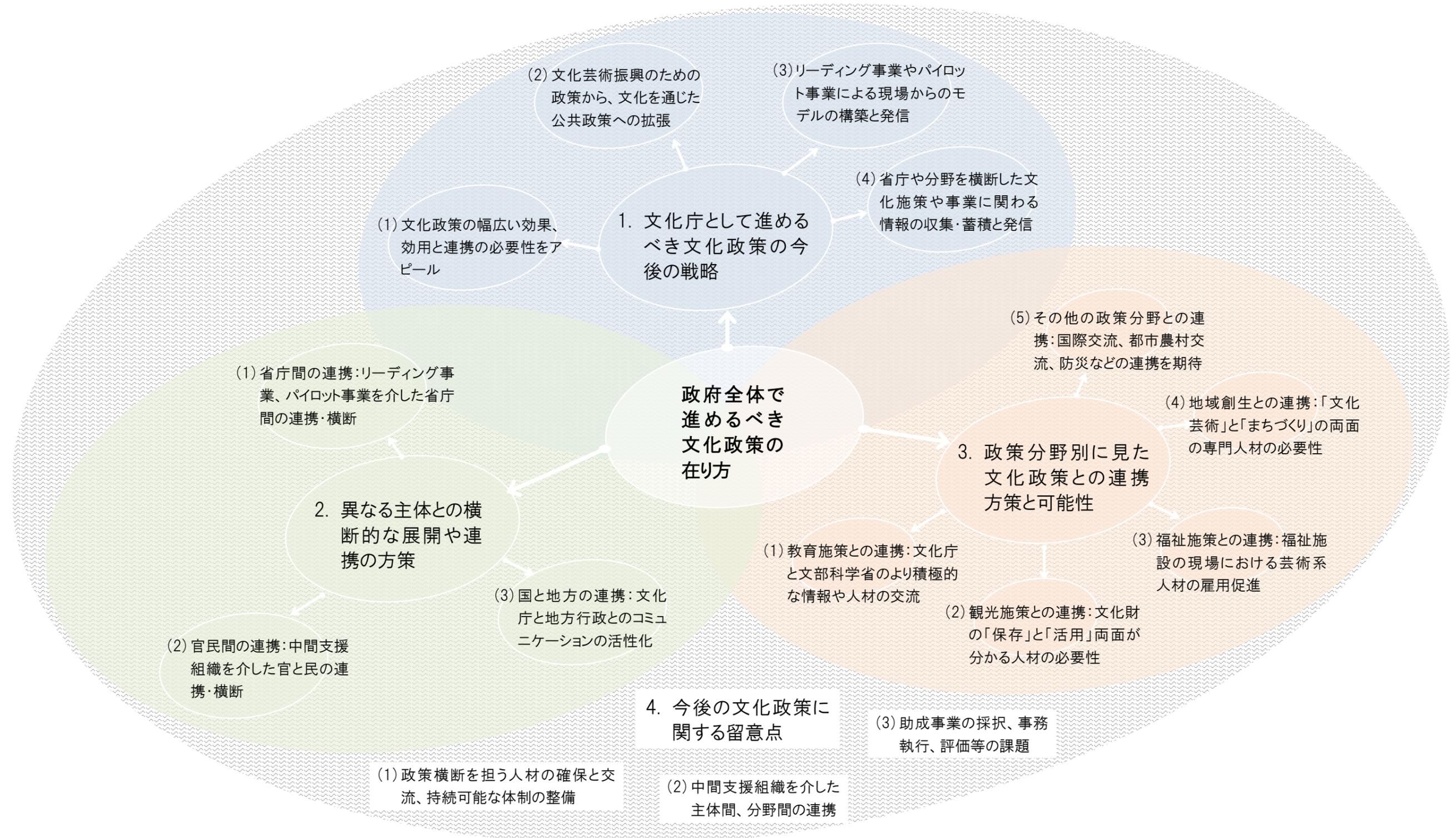
第1部

政府全体で進めるべき文化政策の在り方の考察

第1部：政府全体で進めるべき文化政策の在り方に関する考察

本調査研究の結果を踏まえて、関係省庁や関連機関等が実施する文化施策や事業での連携や横断を可能とするため、政府全体で進めるべき文化政策の在り方を考察する。ここでは、「文化庁として進めるべき今後の文化政策の戦略」、「異なる主体との横断的な展開や連携の方策」、「政策分野別に見た文化政策との連携方策と可能性」、「今後の文化政策に関する留意点」の4項目を軸に検討を行ったが、まずその全体像を図表1に整理した。

図表1：政府全体で進めるべき文化政策の全体像



1. 文化庁として進めるべき文化政策の今後の戦略

関係省庁や関連機関等が実施する文化施策や事業での連携や横断的な取組を可能とするため、まず、文化庁として進めるべき文化政策の今後の戦略については、本調査研究の結果から次の4つの方向性が導き出された。

(1) 文化政策の幅広い効果、効用と連携の必要性をアピール

(2) 文化芸術振興のための政策から、文化を通じた公共政策への拡張

(3) リーディング事業やパイロット事業による現場からのモデルの構築と発信

(4) 省庁や分野を横断した文化施策や事業に関わる情報の収集・蓄積と発信

(1) 文化政策の幅広い効果、効用と連携の必要性をアピール

文化政策には、教育や福祉、地域活性化などの分野において、大きな効果をもたらす可能性があることが認識されるようになってきているが、そうしたことへの理解はまだ十分であるとは言えない。文化庁は、文化政策にはそうした幅広い効果、効用があること、そのため他の政策領域と連携する必要があることを積極的にアピールし、「文化の力」や「文化の価値、意義」を明確に示していく必要がある。

【考察】

- 本調査の結果、現時点では、文化政策の幅広い効用が十分に浸透しておらず、関係省庁、地方行政、民間団体等が、文化施策や事業との連携や横断に対して必ずしも高い意識や関心を持っている状況とは言えないということが、明らかとなった。
- 分野や省庁を越えた連携や横断を推進するためには、文化庁が主体となって「文化の力」や「文化の価値、意義」を明確に打ち出さなければならない。また、そうしたメッセージを文化芸術関係者だけでなく、文化施策以外の分野やセクターを越えた様々な主体に対して、より一層の発信を強化する必要がある。
- 既存事例や後述するリーディング事業、パイロット事業も活用しながら、文化にはどのような波及効果があるのか、それが文化以外の政策領域にどのような成果をもたらすのか、といった具体的な内容について広くアピールすべきだと考えられる。

【意見交換会より】

- 連携や横断を訴えても、文化の力が効果的、かつ文化の価値や意義が見えるような取組の方向性を、文化側から提案していかなければ、表面的なもので終わってしまいかねない。
- 文化団体には、他の政策領域の事業での助成金を戦略的に獲得していく力が必要。英国の団体は非常に長けていて、どこに機会があるのかを幅広く見て、現場から食い込んでいく。そうして実績やエビデンスを積み上げていくのは、文化団体の力だ。

【現地訪問調査より】

- 国が示す政策が、国と、何らかのネットワークのある人からの情報だけで根拠が積み上げられ、国の動き方が決まってしまうことに問題を感じる。実状や事情を幅広く知っていれば、政策にも多様性を担保すべきことが理解できるのではないか。

(2) 文化芸術振興のための政策から、文化を通じた公共政策への拡張

文化芸術を振興する施策や事業について、これまで同様、さらなる拡充を図りつつ、文化以外の政策領域における効果や成果に重きを置いた文化政策を明確に打ち出していくことが肝要である。文化芸術振興のための政策から文化を通じた公共政策へと文化政策の領域を拡張することで、他省庁や民間との連携を含め、多様な担い手と協働で文化政策を展開することにつなげたい。

【考察】

- 文化政策の幅広い効用をアピールするだけでなく、それを視野に入れた新たな政策を打ち出すことで、「文化芸術を振興する政策」から「文化を通じた公共政策」へと文化政策の領域を拡張したい。文化芸術が社会にどのように関与し、その結果、どんな成果や波及効果がもたらされるのか、具体的な政策を通じて「文化の効用」をアピールすることが必要である。
- 文化政策の新たな方向性を打ち出す際には、社会に対する文化の役割や可能性を言語化し、わかりやすくかつメッセージ力のある言葉で説明することが重要である。その上で、関係省庁や関連機関等との政策の調整機能を充実させながら、文化庁にとってのステークホルダーの洗い出しと、多様な担い手との協働によって他分野の政策領域での効果を視野に入れた文化政策の展開につなげたい。

【意見交換会より】

- 文化庁が中心となって文化政策を進めるための省庁横断であれば、文化庁が明確にやりたいことを打ち出して参加を促す連携の方法が必要。
- 「文化の振興に資すること」と「文化を通じて社会に貢献すること」は、若干の違いがある。他の省庁で課題となっている優先事項に対して、文化ができることを、こちらから働きかけることが必要。他の政策領域に対して文化がパートナーになれることをアピールすることが重要。
- 文化は専門性のある領域ではあるけれども、孤立した政策領域ではなく、すべてに関係する1つの軸であり、公共政策のインフラとして機能すべきだということを、時間はかかるがもっと浸透させていかねばならない。
- 他の政策領域との連携を提案しても「文化庁としては触れられない領域だ」との結論に至るのだとすれば、アプローチを変えていかなければならない。他省庁の施策を文化庁側はどのように評価しているのか、その上で、文化庁としてはどの政策領域に力点を置くのかを提示するなど、テクニカルに何段階かのステップが必要。

【現地訪問調査より】

- 地方都市は、国の方針をよく見ている。国が大きな方針を出せば、地方都市もそれに沿って出して、予算を組む雰囲気がある。文化庁から、都道府県や政令指定都市に国の施策の方針が確実に、迅速に伝わるとよい。早めに方針を打ち出してほしい。

【調査協力の関連機関の意見より】

- 文化庁の将来像を考えた場合、きちんとした文化に関する統計の整備と、政策調整機能を充実させることが第一義。そのうえで、国は自ら事業を実施するのではなく、民間の公益活動を支援することを通して政策目的を実現し、直接事業は減じていくべき。これは他省庁でも同じ。そうした基本スタンスを明らかにしないで連携だけが取りざたされるのはいかなものか。

(3) リーディング事業やパイロット事業による現場からの成功モデルの構築と発信

文化の幅広い効用が十分に認識されていないこと、異なる組織間で共通の制度やシステムを構築するには時間がかかることを考えると、他省庁との連携の必要性や考え方、理念を訴えるだけでなく、具体的な成功モデルを実現し、その成果を発信することが効果的だと考えられる。そのため、リーディング事業やパイロット事業といった、現場から具体的な事業の成功モデルを構築し、次に、そのモデルを普及するための制度やシステムを構築する必要がある。

【考察】

- 異分野の政策間での連携や、異なるセクターを横断した文化施策や事業を展開する際に、設立の目的や経緯の異なる組織間で共通の制度やシステムを構築するには、合意形成に時間がかかる。そのため、まず現場から成功モデルを生み、それを普及するための制度やシステムの構築が必要である。
- 事業のモデルを構築する方法としては、①既に成果が見え始めている具体的な取り組みに、より一層の成果を引き出すための支援(＝リーディング事業)、②求めたい成果を提示し、それに向けた試行錯誤を含む新規の企画のための支援(＝パイロット事業)が考えられる。
- 特に、民間企業やNPO法人等においては、既に、観光、福祉、地域創生等の分野で連携のモデルが生まれており、また、意欲的な企画が次々と立ち上がっている。そうした取組を、リーディング事業やパイロット事業として国が支援することで、「文化を通じた公共政策」のアピールにつなげたい。
- リーディング事業やパイロット事業は、ある程度成果の見込める事業への支援を足掛かりに、その成果を検証して、より幅広い対象に開かれた制度やシステムを構築していく必要がある。よって、第1段階では指名プロポーザル方式、第2段階で一般公募方式といった、2段階での事業展開によって、事業の仕組みを全国に広げていくことが考えられる。

【意見交換会より】

- パイロット事業を仕掛けていかないと、具体的な成果は分からない。手の出しようがないまま、形だけの連携や協定で終わってしまわないように、重点的なパイロットモデルをつくっていくことを文化庁側から仕掛けていってもいいのではないかな。
- 予算がつかない限りは行政の仕事にならない。そういう意味で、パイロット事業を一つずつ実施していくしかないのではないかな。その理由としての連携協定を結ぶ。

【現地訪問調査から】

- 行政には、すべて答えが決まっていなければならないという意識があるけれども、臆することなく「これは絶対にいい」と思えるものを10個行い、1個か2個成功するという形で積極的に取り組んでいくことが重要だ。
- 成功事例を作るのが一番早い。例えば文化庁が、ニーズのある部局とモデル事業を組んで、成果をプレゼンテーションできれば、それがモデルとなって広がっていく。アイデアを伝えても、実績がなければ関心は得られない。パイロット事業をしっかりと前面に出した方が、実績は見える。
- モデル事業を組むとしても、1つの主体が独占するのではなく、まず実績と成功事例をつくる段階と、その後に仕組みを広げる段階という2段階でできればいい。いろいろな分野で、どれだけ生きた事例を作ることができるかにかかっている。

(4) 省庁や分野を横断した文化施策や事業に関わる情報の収集・蓄積と発信

文化施策や事業に関する基礎的な情報を収集・整理するとともに、代表的な事業の実績や成果、波及効果に関して継続的な調査を行い、積極的に公開する。あわせて、他省庁を横断した文化関連支援メニューなどの発信も含め、文化庁のウェブサイトや発行物についても、より効果的、魅力的に情報を集配するものへと充実させていく必要がある。

【考察】

- 他の政策分野や異なる主体間での連携や横断を促すために、文化施策や事業に関する基礎的な情報や、過去の実績、実例、成果や波及効果に関するデータを収集・整理し、それらを公開することで、文化によるソフトパワーや社会へのインパクトが読み取れる情報の発信が必要である。
- 文化庁の助成事業に関しても、公募情報や採択結果に関しては公開されているものの、それらの事業の具体的な実績や成果に関する情報やデータは公開されていない。助成団体から提出される事業報告書などの活用に加え、代表的な事業の実績や成果、波及効果に関して継続的な調査を行い、文化芸術の持つポテンシャルの大きさを、具体的に示していくべきである。
- また、文化庁が継続的に実施している「地方における文化行政の状況について」の調査は、現状では担当部署、条例や指針等の制定・策定状況、文化関係経費の把握にとどまっている。地方公共団体が把握する成功モデルの情報収集や公表など、文化政策の幅広い効用を視野に入れた分野横断的な取組を促すような調査資料とするための工夫も検討したい。
- 例えば観光庁では、「観光地域づくり関連支援メニュー集」を作成し、文化庁の事業も紹介している。こうした他省庁を横断した文化関連支援メニュー情報の収集・発信を行うことも有効な手段である。
- これらの情報を蓄積・整理し、公開するため、ウェブサイトや発行物についても、より効果的、魅力的なものへと充実させていく必要がある。そのためにも、オブザーバー参加にとどまっている総務省の高度情報通信技術（ICT）を活用したオープンデータ戦略推進の実務者会議に加わり、文化施策や事業に関する情報を積極的に開示することが求められる。

【意見交換会より】

- 総務省が推進している、政府の電子行政オープンデータ戦略が平成24年から開始されているが、電子行政オープンデータ実務者会議に関係府省庁が参加している中で、文化庁はオブザーバーになっている。文化施策や事業に関わるオープンデータのインフラ整備が必要。
- 目先や気の利いた政策者のいる自治体やアートNPOは、政策のことをよく分かっていて助成金を獲得しているが、実際のアウトプットをみると、成果に疑問が残るケースもある。どのように文化が扱われて、どのようなアウトカムやインパクトをもたらしたのか、評価を丁寧にするべきではないか。

【現地訪問調査より】

- 行政がやるべきことは、「推進」「案内」「支持」の3つが大事。推進は政策を作ることで、案内は相談に乗りながら方向性を示すこと、支持は命令ではなくサポートすること。お金をばらまくことではなく知恵を提供することが必要で、分野を越えた自由な発想と直感、情報学で言うところの「コレクティブ・インテリジェンス(集合知)」を大事にするべきだ。

【調査協力の関連機関の意見より】

- 一地域に根差した団体と中央官庁との連携は考えにくい。各地域に文化庁の支部のようなものが設置され、そこで地域の芸術文化状況の把握や調査が日常的に行われ、我々が求める情報を収集・提供してほしい。事業の立案や見直しの際には周辺地域や全国的、世界的な芸術文化の状況についての把握が必須だが、我々のマンパワーでは把握しきれないことが多い。

2. 異なる主体との横断的な展開や連携の方策

関係省庁や関連機関など、異なる主体が文化施策や事業での横断的な展開や連携を可能とするためには、次の3つの取組や方策が考えられる。

(1) 省庁間の連携：リーディング事業、パイロット事業を介した省庁間の連携・横断

(2) 官民間の連携：中間支援組織を介した官と民の連携・横断

(3) 国と地方の連携：文化庁と地方行政とのコミュニケーションの活性化

(1) 省庁間の連携：リーディング事業、パイロット事業を介した省庁間の連携・横断

関係省庁の多くは文化芸術との接点を実感することが難しいのが現状だ。既に文化庁との連携の実績がある省庁とは、より積極的にリーディング事業やパイロット事業を実施し、連携や横断の実績がない他省庁とも、具体的な事業のモデルを提案することで、連携の糸口を掴むことが必要である

【考察】

- 本調査を通して、民間の関連機関に比べると、関係省庁の多くは文化芸術との接点を実感することが難しく、各省庁の施策に文化を活用することへの関心の低さや、文化庁との距離感や文化政策に対する温度差が浮かび上がる結果となった。
- そうした中でも、既に文化庁との連携の実績のある省庁や、政策協定を結んでいる省庁とは、今後、政府全体が重点を置く政策方針に沿いながら、より積極的に、リーディング事業やパイロット事業を実施することが求められる。
- また、文化庁と連携や横断の実績がない他省庁については、文化庁側から具体的な事業のモデルを提案することで、連携の糸口を掴むことが必要である。その際には、相手の省庁の施策や事業に対して、文化芸術がどのようにアプローチすることができるのか、それが他省庁の政策領域においてどのような成果をもたらすのか、事前調査が必要である。
- リーディング事業やパイロット事業から成果を可視化し、それを社会にプレゼンテーションすることで、モデルとして広がっていくことが考えられる。そうした事業展開では、まず実績や成功事例を生み出し、その仕組みを広げるといふ、2段階が考えられる。

【意見交換会より】

- 文化庁としては、今までに省庁横断的に仕事をしてきた相手との関係をうまく利用することは大事だと思う。厚生労働省、文部科学省、復興庁、観光庁関連とは、中間支援組織を活用しながら、具体的な現場のあるパイロット事業を展開させてはどうか。
- 行政の縦割りへの批判はもつともではあるが、縦割りにならざるを得ないところもある。それと予算がつかない限りは行政の仕事にならない。そういう意味で、パイロット事業を一つずつ行っていくしかないのではないか。その理由としての連携協定を結ぶ(再掲)。

【現地訪問調査より】

- まだ形が見えない先駆的な取組でも10年、20年のうちに資産になるような可能性のある、新しい試みを形にするプロセスを国の助成で支えてほしい。また、そのことを理解してくれる助成の選考委員がいるといい。そうすれば普段はできないチャレンジができる。

- 成功事例を作るのが一番早い。例えば文化庁が、ニーズのある部局とモデル事業を組んで、指名でもいいから事業を出して、サンプルとして成果をプレゼンテーションできれば、それがモデルとなって広がっていく。いいモデルができれば、それを素材に職員研修をやれば「ぜひやってほしい」という話になる。アイデアを伝えても、実績がなければついてこない。そのパイロットのような事業をしっかり前面に出した方が、実績は見える。
- モデル事業を組むとしても、1つの主体が独占するのではなく、まず実績と成功事例をつくる段階と、その後に仕組みを広げる段階という2段階でできればいい。いろいろな分野で、どれだけ生きた事例を作れるかにかかっていると思う(再掲)。

(2) 官民間の連携：中間支援機関を介した官と民の連携・横断

行政が民間の自主性や主体性を損なわずに官民間の連携を促すためには、両者の橋渡しを担う中間支援機関の役割が重要となる。中間支援機関が文化施策と他の施策分野との結節点を見出し、行政への政策提言や民間事業者への啓発活動の両面を行うことで、官民の連携が促進される。

【考察】

- 官民間の連携や横断に際しては、行政が、民間における文化事業の自主性や主体性を損なうことがあってはならず、民間の活動が行政の支援に過度に依存することもないように、自律的な活動を促す手法が必要である。
- そこで、官と民の橋渡しを担う中間支援機関の役割が重要となる。官と民の橋渡しには、異なるセクター間や、異なる政策領域の情報の交流や、相互の対話や協力が生まれるようなコミュニケーションを促す役割が期待される。
- 行政が民間の事業に直接的に関与するのではなく、中間支援機関が文化施策と他の政策領域との結節点を見出し、国・地方の行政への政策提言と、民間の事業主体に対する啓発活動の両面を行うことで、官と民の連携や横断を可能とすることが考えられる。

【意見交換会より】

- 民間の事業は、それぞれ自立して実施していけばよいのであって、官が民を邪魔せず、あまり口出ししないことが一番いい。官が民を支援する方法もあるが、支援には限界がある。支援が必要な場合があれば、個別に行えばいい。何らかの行政と民間の橋渡しが必要であるならば、横断ということよりも、両者の間をつなぐ中間支援的な役割が重要なのではないか。
- 地方で文化、とくにアマチュアの文化をサポートし、実際に自らアクターとなっているのは、地方紙の存在が大きい。後援だけでなく、共催や主催の事業もあり、自分たちの地域の文化だという意識が高い。もう一つが財界で、商工会議所や青年会議所などが地域の文化活動を一所懸命サポートしていて、主催に入ることもある。そうした組織をうまく巻き込んでいく仕組みや仕掛けと、志の部分で協働できれば、国からの補助金に依存せずとも、十分なモチベーションと資金力を持っている。

【現地訪問調査より】

- 地方行政では人事異動で人材が変わっていくため、観光事業には変わらない民間の人を中心に取組んでもらうことになる。行政と民間の両方がいることで、試行錯誤ができる。
- 国や自治体からの助成は使途の制約が細かく、大胆な使い方ができない。そこに労力を使うなら、自由度の高い企業と組んだ方がいい。企業の社会貢献は CSR (corporate social responsibility、企業の社会的責任) や CSV (Creating Shared Value、共有価値の創造) など、意識や姿勢が多様化している。

- 国のカウンターパートとして、NPOなどの民間セクターをどう育てていくかが、とても重要だ。民間セクターが、行政からの補助金、助成金に依存しているのは、力を蓄えることができない。国と競い合うように良いプロジェクトを生み出してほしい。
- 行政との協働よりも、企業のCSRで協働する方が、足回りが速くてしごらみがない。行政から助成金を得ても、企画料も人件費も対象外になったり、膨大な書類を提出しなければならなくなったりする。企業との協働は、そうしたことに影響されにくい。

【調査協力の関連機関の意見】

- 第一セクターからの直接的な「配給」行政ではなく、営利セクターの活性化とともに、非営利セクターが行政に過度に依存しないで自律的に公益的事業を展開できるような仕組みづくりが必要。これまでの芸術支援策は、行政に依存する事業体を生みやすく、自律的な民間の活動を拡大する方向にない。行政手法の転換が必要。
- 中間支援組織は、行政の意向を適切に翻訳して伝える専門的人材が必要であるにも関わらず、その評価は難しく、中間支援活動の性質上、自主財源を生み出すことが難しい。国の補助金にも中間支援活動を対象とする制度はほとんどない。それらの推進が予算化されれば、各地域の文化醸成に厚みが生まれる。地方自治体に頼らない財源の確保は、中間支援組織（機能）の活動の幅を広げることになる。
- 文化庁の複数の部署との関連があるが、他機関と協働する際の役割分担や責任の範囲については、文化庁内で必ずしも統一した見解があるわけではないようで、部署間で協力の内容に濃淡、差異がある。特に、文化庁と方向性が近い助成事業においては、当団体と文化庁の重複採用が認められておらず（費目が違っても）、民間団体からは活用勝手がよくないと指摘されることがままある。

(3) 国と地方の連携:文化庁と地方行政とのコミュニケーションの活性化

文化施策に関する国から地方行政へのスムーズな情報伝達には課題が多く、より一層のコミュニケーションの活性化が必要である。また、近年では複数の地方公共団体が地域アーツカウンシルを設立しており、国からの財源のリグラント（再助成）の仕組みについても検討すべきである。

【考察】

- 地方行政では文化行政の担当部課が、首長部局と教育委員会のどちらに位置付けられるのか、都道府県や市区町村によって異なっている。そのため、文化庁からの施策・事業に関する情報伝達がスムーズではないことが、国と地方との連携での課題として挙げられる。
- また、文化行政の担当者の経験や意識によって、情報が広く行き渡る場合と、そうではない場合があるという意見も聞かれる。そのため、文化庁と地方行政との間で、コミュニケーションがより一層活性化するための仕組みが必要である。
- 例えば、都道府県や政令指定都市レベルの文化行政実務担当者との情報の共有、交換を主旨とする機会を設け、さらに、市区町村に対する情報伝達がスムーズに行われているか、市区町村からの意向や意見を汲み取れるようなコミュニケーションの回路が求められる。
- また、近年では複数の地方公共団体が地域アーツカウンシルを設立しており、地域文化とそれを取り巻く環境条件等を理解した専門人材を配置している。現時点では設置した地方公共団体の財源の配分を専らとしているが、国のアーツカウンシルの本格導入も視野に入れ、国の助成金の配分を地域が独自に審査できるような国からの財源のリグラント（再助成）の仕組みについても検討すべきである。

【意見交換会より】

- 国から地方公共団体に丸投げし、地方公共団体にイベントを束ねて応募させるだけではなく、実際に文化庁としての方針を明確に打ち出して、地方文化行政を育てていくような立場になってほしい。
- 国と地方の関係がうまくつながっていないという印象を持つ。例えば(一財)地域創造は、その成果がどのように総務省にフィードバックされているのかは分からないけれども、いい仕事をされていると思う。文化庁の場合は、文化財保護に関しては教育委員会だが、文化芸術振興に関しては、知事・首長部局の場合もあり、手が届かずに情報が集まっていないのではないかと。
- アーツカウンシルを介したリグラント(再助成)のシステムを作るとすれば、地域の文化を分かっている、それを評価でき、その効果を説明できる人材がいるか、いないかという問題である。国や地域のためにどういう人が活躍できるのか、適切に判断できる人材を文化庁の味方につけていく。それができれば、リグラントの仕組みはできる。

【現地訪問調査より】

- 地方都市は、国の方針をよく見ている。国が大きな方針を出せば、地方都市もそれに沿って予算を組む雰囲気がある。文化庁から、都道府県や政令指定都市に施策の国の方針が確実に、迅速に伝わるとよい。早めに方針を打ち出してほしい(再掲)。

【調査協力の関連機関の意見より】

- 昨年度までアーツカウンシル東京の主催による文化芸術担当者の連絡会議が開催されていたが、温度差、経験値の差が大きく、意見がかみあわなかった(発言者が限定されていた)。特に、文化行政の場合、首長部局にある場合と教育委員会にある場合とでも認識の差が大きい。日常的にコミュニケーションを交わすことで、お互いの現状を把握するとともに、それらをつないでいく人材を育成、確保することが可能になる(つなぐための専門人材も必要)。

3. 政策分野別に見た文化政策との連携方策と可能性

今回の調査研究で実施した関係省庁や関係機関等が実施する文化政策の調査、事例調査、有識者等への意見聴取等の結果に基づき、ここでは異なる政策分野と文化施策・事業との連携方策や可能性について、次の5つの分野から考察を行った。

- (1) 教育施策との連携:文化庁と文部科学省のより積極的な情報や人材の交流
- (2) 観光施策との連携:文化財の「保存」と「活用」両面が分かる人材の必要性
- (3) 福祉施策との連携:福祉施設の現場における芸術系人材の雇用促進
- (4) 地域創生との連携:「文化芸術」と「まちづくり」の両面の専門人材の必要性
- (5) その他の政策分野との連携:国際交流、都市農村交流、防災などの連携を期待

(1) 教育施策との連携:文化庁と文部科学省のより積極的な情報や人材の交流

文化庁が文部科学省の外局であることから、文化芸術と教育は政策として最も近い関係にある。連携した施策・事業は既に文部科学省と文化庁との間で実施されているが、文化芸術を活用した教育プログラムは国内外で大きな潮流となり、様々な教育的な効果も報告されていることから、今後も、より積極的な情報や人材の交流を呼びかけ、連携を促進することが求められる。

【考察】

- 今回の調査では、文部科学省における文化施策に関連した施策や事業について詳細な調査を行わなかったが、文化庁が文部科学省の外局であることから、文化芸術と教育は政策として最も近い関係にある。
- 文化施策と教育施策との連携は、平成22年に文部科学省が「コミュニケーション推進会議」を設置し、「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験事業」を実施するなど、文部科学省と文化庁との間で実施されている。
- 前述したように、地方行政では首長部局と教育委員会のどちらに文化行政が位置付けられるかは地方行政によって異なっている。教育委員会に文化施策が所管されている地方行政では、より積極的な情報や人材の交流を呼びかけ、より一層の連携を促すことが求められる。
- 全国各地で展開されている文化芸術を活用した教育プログラムの実践例を見ると、コミュニケーション力や想像力、創造力の育成、自信や自己肯定感の回復など、多様な成果が報告されている。現代の子どもたちが抱える課題と向き合い、教育の質的向上を図るためにも、文化行政と教育行政とのさらなる連携が求められる。

【意見交換会より】

- 文化が貢献できる最も近い領域は教育だ。学校内外の教育を考えると、芸術機関が提供できることは、学校教育のカリキュラムとは違うところで子どもの育成をすることであり、まさにアート教育の目指しているところである。
- 例えば「コミュニケーション教育推進会議」の事業を例にとると、文部科学省の初等中等局から文化庁経由で各地方公共団体の教育委員会に情報が伝達されていく仕組みになっているが、各地の教育委員会に意欲のある担当者があるかどうかによって、地域のNPOに情報が伝わるかどうかは左右されると聞く。
- 地方公共団体では教育だけ縦割りになっているため、そこと文化芸術をつなげる仕組みを作っていないと、地方における文化振興は難しい。

(2) 観光施策との連携:文化財の「保存」と「活用」両面が分かる人材の必要性

文化を観光に活用することによって、地場産業や雇用への波及効果を生む事例がある。特に、有形・無形の文化財は貴重な観光資源であり、近年の文化財行政では、保護や保存のみを優先するのではなく、その積極的な活用策が講じられることも増えてきた。文化財と観光振興を連携させるためには、文化財行政における保護や保存の重要性を理解しながら、積極的な活用策、観光振興策を打って出られるような両面の思いが分かる人材が必要である。

【考察】

- 文化を観光に活用する取組は、地場産業や雇用への波及など、地域経済に様々な効果をもたらす。また、文化的な地域資源を観光振興に活用することは、とくに海外からの旅行者の異文化体験のニーズに合致し、リピーターの獲得に有効となっている。
- 有形・無形の文化財を観光振興に活用する施策や事業は近年増加の傾向にあるが、文化財の保護を優先しがちな教育委員会と、観光振興を目的とする首長部局とのコミュニケーションや連携がスムーズであることが成果を上げるための大きな要因と考えられる。
- 文化財に対する住民意識も多様であり、文化財保護と観光振興の狭間で利害の調整が求められる場面もある。行政だけでなく、地域の住民、観光業、来訪者など、ステークホルダーの「思いが分かる」人材が必要である。

- 地方行政では、観光振興においても人材の確保や人件費の財源不足が大きな問題となっている。総務省の「地域おこし協力隊」のような、国が人件費相当の活動費を自治体に対して財政支援する形は使いやすいが、財政支援は3年間に限られており、地域への定着が難しいことが課題となっている。
- 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催の決定を受け、文化庁と観光庁は文化プログラムの着実な実施に資するため包括的連携協定を締結している。今後は、文化財の活用に限らず、文化施策全般で観光施策との連携が期待される。

【意見交換会より】

- 観光や地方再生に関しては、有形・無形の文化財、伝統芸能、あるいは伝統的建造物群保存地区といった施策は重要だと思う。文化財保護課の施策を、もう少し前面に出して注目していただければと思う。
- 文化庁が行う無形の民俗文化財の保存・伝承事業では、必ずしも観光に結びついているとは言えず、文化芸術振興にも踏み込めていない。むしろブレーキになっている状況があるのではないかな。

【現地調査より】

- 文化財として一定の考え方のもとで保護・保存し、その魅力を観光振興につなげることで、地域の他の観光地、宿泊や飲食サービス、物産などへの波及効果や雇用など、様々な地域経済に影響し、文化財が市の財政を豊かにしている。
- 観光振興の中でも、文化的なものは、とくに海外からの旅行者にとって受けがいいと思う。文化という物語的なものがないと、1度見れば2度は見なくてもいいと思うだろう。美しい風景やおいしい食事を楽しむだけでなく、「異なる文化に触れる」ということに価値がある。
- 地方自治体の行政内部で、教育委員会の文化財保護と首長部局の観光振興、それらの両部課の間にパイプがあれば情報が共有できるのだが、そのパイプが存在しない。両方の思いが分かる人がいることが重要。
- 住民意識としては文化財の保護が本来目的だから、観光面ばかりを振興しては、迷惑をかけることもある。住民が住んでいるからこそ町並みとしての価値がある。文化財保護と観光振興の目的は別だが、現場は同じ場所。だからこそ、両方がよい関係を作らなければ連携はできない。
- 地域で困っているのは、人材をいかに確保し、育てるか。ハードやシステムつくっても、動かす人がいない。観光という観点でも人材が必要。観光に関わっている人材も、高齢化と過疎化でいつまで続けられるのか分からないし、若い人でも、地域の人が望む人材かどうかという問題もある。
- 地方行政では人事異動で担当が変わっていくため、観光事業には変わらない民間の人を中心に組み組んでもらうことになる。行政と民間の両方がいることで、試行錯誤ができる(再掲)。
- 財政が脆弱な小さな地方自治体にとって、公共施設を維持することは本当に厳しい。なんとか施設自体が生む収益で維持し、それを活用することで地域の経済に寄与していけることが、目指すべき姿だと考えている。そのようにして文化財を50年、100年と持続可能な形で残していけるといい。

(3) 福祉施策との連携：福祉施設の現場における芸術系人材の雇用促進

近年、障害者の文化芸術活動を主軸として、文化施策と福祉施策の連携が活発化している。様々な領域での社会包摂を実現するために、福祉施設の現場で芸術系の人材の雇用を促すような事業が求められる。また、文化芸術と福祉施策が結びつくことで生まれる成果を長期的な観点で測りながら、それを持続可能なものとする支援が望まれている。

【考察】

- 近年、国や地方公共団体の文化施策と福祉施策が連携する形で、障害者の文化芸術活動を推進する動きが活発化している。障害者福祉だけでなく、高齢者福祉や児童福祉、さらには医療の領域でも、文化施策との関わりについて様々な模索が始まっており、文化施策と福祉施策の関係は転換期を迎えている。
- 福祉施設は、人間の労働力による労働集約型の事業と考えられてきたが、様々な領域での社会包摂を実現するための研究や技術を習得する知識集約型の事業へと転換し、そこに芸術系の人材の雇用を促すような事業も求められるようになってきている。
- 障害者の文化芸術活動を推進するにあたって、その文化的価値を矮小化しないためにも、活動を牽引するのは障害者福祉ではなく、文化芸術振興であることが望まれる。また、国がそうした事業を行うにあたっては、近視眼的にならずに長期的な観点で成果を測るべきであり、持続可能な支援が望まれている。
- 今回の調査事例ではないが、埼玉県福祉部福祉推進課では、平成20年度に「障害者の自立と社会参加のための芸術・文化を核とした施策への提言」をまとめ、福祉推進課内に2名の「障害者芸術・文化担当」を配置し、平成21年度から「埼玉県障害者アートフェスティバル」を実施している。

【意見交換会より】

- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、例えば厚生労働省と協定を結んで、障害者福祉と文化芸術を横断した良い事例を作るために、まずは調査から行って、文化庁の施策として何が必要なのかを検討する。社会福祉協議会に文化の専門家を入れるとか、地域の社会福祉協議会に提案するといった取組も地域のアーツカウンシルの仕事としてイメージしている。

【現地訪問調査より】

- 文化芸術との関わりは、福祉だけでなく、医療の領域でも変わりつつある。境目が広がり、いろいろな要素が持ち込まれたり持ち出されたりしながら、転換期を迎えている。そういう現状の中で、文化芸術がどうすればいいのか、考えなくてはならない。
- 従来の福祉施設は労働集約型の事業だったが、そのような時代はもう終わりにしたい。これからは、より社会と向き合うべく、知識集約型の施設に切り替えることが必要。そのために考えるスタッフを育て、アーティストや大学とつながってきたが、まだ人材は不足している。
- 地方での福祉施設は大きな雇用を生み出している。そこに芸術系の人材の雇用を確保すれば、企業や産業としても活性化するし、福祉の現場からも、そういう人材が求められている。国の役割としては、そういう雇用の場に芸術系の人材を案内すべきだ。
- 県の障害者芸術祭の事務局を受託している。県の障害福祉課は文化や芸術について分からないから、余計な口を挟むことをしない。障害者の文化芸術活動の取組を障害者福祉に位置付けられると、その価値が矮小化されてしまいかねないので、文化政策で行う方が望ましい。
- 国が示す政策が、国と何らかのネットワークのある人からの情報だけで根拠が積み上げられ、国の動き方が決まってしまうことに問題を感じる。実状や事情を幅広く知っていれば、政策にも多様性を担保すべきことが理解できるのではないか(再掲)。
- 国が予算を出して支援するのであれば、3年、5年、10年といった中長期の成果を見るべき。単年度、1年間で成果を上げることは難しい。大きな予算を出して1年で使い切るよりも、持続可能な、連結しながら支援していくような予算の出し方があればいい。

【調査協力の関連機関の意見より】

- 文化関係者が、障害者や認知症の高齢者といった福祉分野と連携する際は、よくその現場を見て欲しい。「芸術的作品の増産」だけを目的とってしまうことは、障害者の新たな困り込みになってしまう。また福祉の業界が、「作品をつくる障害者、高齢者は素晴らしい」といった価値観で覆い尽くされてしまうことになりはしないか危惧する。
- 日本型ソーシャルインクルージョン的文化プログラムのあり方を検討するフォーラムあるいは研究会などを実施することで、日本独自の障害者アートの状況を把握し、障害者、高齢者との文化プログラムについての意義をしっかりと話し合う機会をぜひ設けてほしい。文化庁と厚生労働省が「連携」して、ぜひ東京だけではなく全国で、議論する場を作ってほしい。

(4) 地域創生との連携:「文化芸術」と「まちづくり」の両面の専門人材の必要性

文化芸術を地域再生や地域活性化のために活用した取組は従来から行われている。特に創造都市政策を取り入れた地方公共団体では成果が上がっており、より一層の広がりや成果が期待される。また、今後は「文化芸術」と「まちづくり」の両面に対して専門性のある人材が必要とされる。

【考察】

- 祭礼や芸能は、古くからコミュニティ形成や地域の自治に大きな役割を持っていた。現在でも地方における文化芸術の振興は、地域再生や地域活性化といった領域の施策との関係が近く、地域活性化のために文化芸術を活用した取組は従来から行われてきた。
- 特に2000年代以降は、創造都市政策を取り入れて、積極的に文化芸術を都市や地域政策に活用する地方公共団体が増加している。各地の先行事例において多様な成果が上がっており、今後もより一層成果が各地に広がることを期待されている。
- 一方、創造都市政策に長年取り組んできた結果、成果が現れる以前の地域課題が見え難くなるとともに、文化芸術を都市政策に活用する意義の認識が希薄になったり、政策の目標や理念が不明確になったりしているという課題も聞かれる。
- 「文化芸術」と「まちづくり」には、それぞれに専門的な知見や技術が必要であるため、現在では、両者の領域に個別に専門的人材の確保が必要となっている。将来的には、文化芸術とまちづくりを1つの領域として捉えて、両面に対して専門的な技能を持つ人材が必要とされるのではないかと。

【意見交換会より】

- 観光や地方再生に関しては、有形・無形の文化財、伝統芸能、あるいは伝統的建造物群保存地区といった施策は重要だと思う。文化財保護課の施策を、もう少し前面に出して注目を促してほしい。(再掲)
- 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の議論も、東京の論理、つまり文化資本が集中するエリアの人たちが選択的に「これがいい」と言っているように見える。地方の立場から発言する人もいるが、具体的に地方の現場レベルの顔が文化庁には見えていない。地域の文化は細かくセグメントされていて、その多様性が日本の文化の特徴だとすれば、そこに目を向けてほしい。
- 国も地方も、文化を、地域との関わりや、子どもとの関わりにおいて説明してこなかった。東日本大震災以降は、芸術的な視点から民俗文化財を見たり、民俗文化財の歴史的な脈が見えてきた人たちが、30代、40代以下の世代に現れている。芸能や祭りは、もう少し多角的な視点で見ることができないのではないかと。
- 今の日本の文化状況は、とても多様で豊かである。しかし、この20年、30年でかなり変わるはずだ。伝統芸能だけでなく、昭和の時代に生まれた文化活動や新しいタイプの祭りも含め、少子高齢化や地方

の衰退がそのまま進めば、多くの文化活動が危機的な状況を迎える。それらをどのように次の世代に引き継ぐかということは、非常に重要なテーマであり、全国的に知恵を絞ってほしい。

【現地調査より】

- アートが社会から自立する前は、アーティストとは、社会やコミュニティの要請に応じながら、それに応えるために何をすればいいのか考えてきた職業の人たちだった。領域横断が必要になっているのは、そもそも文化芸術振興という領域が自立する以前の状態に近いのではないか。
- 政策領域を横断する場合に、行政にも、両側を視野に入れた人材が必要ではないか。もともとは一つの未分化の状態にあったはずだ。地方都市では、ある意味で「何でも屋さん」でないと生きていけない面もある。
- 組織の中では、まちづくりとアートにセクションが分かれ、スタッフの専門性も分かれている。次世代の新しい職種としては、まちづくりとアートの両方を1つのものとして見るような人材や、専門的な技能が必要になってくるのではないか。
- 地域に愛着を持っているアーティストでも、地域全体に顔が知られているところまでは行っていない。本当に地域のメンバーとして、この街をこの先どうしていくのかという話にアーティストも積極的に参加していく状況が来れば、おそらくアーティストの存在感、存在理由が明らかになってくる。
- 地方都市は、国の方針をよく見ている。国が大きな方針を出せば、地方都市もそれに沿って出して、予算を組む雰囲気がある。文化庁から、都道府県や政令指定都市に施策の方針が伝わるといい。早めに方針を打ち出してほしい。(再掲)

(5) その他の政策分野との連携: 国際交流、都市農村交流、防災などの連携を期待

今後、より一層の連携が期待される政策分野として、国際交流、都市農村交流、防災などの分野が挙げられる。また、横断的な連携を行うために有効と思われる方法としては、文化庁による情報提供や情報交換、人的な交流、研究機能の強化などの提案があった。

【考察】

- 本調査で把握できた、既に成果を挙げている事例や様々な取組の潮流から、今後、より一層の連携が期待される政策分野として、国際交流、都市農村交流、防災などの分野が挙げられる。
- 国際交流分野では、文化庁がパイロット事業として実施した「東アジア文化交流使事業」において、独立行政法人国際交流基金と、事業予算を含めて連携し、効果的に事業を実施した。
- 都市農村交流分野では、都市と農山漁村が互いの地域の魅力を分かち合う取組が、農林水産省と観光庁の「農観連携の推進協定」の締結によって行われている。農山漁村に伝わる文化をプログラムとした活動も行われているため、文化庁との連携の可能性も考えられる。
- 防災分野では、デザインを意識的に防災に活用する地域の防災訓練プログラム「イザ！カエルキャラバン」が成功モデルとして挙げられる。1995年の阪神・淡路大震災を受けて、NPO がアーティストと組んで2005年に開発し、様々な企業や団体と協力によって、全国各地で開催されている。
- こうした政策分野において連携を推進するための課題としては、施策や事業に対する価値観や意義を共有することが難しいこと、意見の調整や集約に時間がかかること、連携相手や文化庁内の部署間における協調や役割分担が明確ではないこと、といった指摘があった。
- 文化庁との横断的な連携を行うために有効と思われる方法としては、文化庁による情報提供や情報交換、人的な交流、研究機能の強化などの提案があった。

【現地訪問調査から】

- 「クリエイティブ」ということを明確に意識できるのがデザイン。見た目の華やかさや美しさもあるが、相手に伝わる強度こそがデザインの力。それを防災という分野に持ち込んでいる。防災そのものが伝わりにくいテーマだから、普通のデザインを使っても効果は得られない。
- 「イザ！カエルキャラバン」は、兵庫県と神戸市が支えて開発した企画で、それを企業が使うことで、NPOを運営していく資金を生み出し、予算が厳しい学校や行政などの支援もNPOとしてやっている。また、そこで作ったモデルが、国内外でローカライズ、カスタマイズされながら広がっている。そのベースを作ったのは兵庫県と神戸市だということが、最終的に評価される。

【調査協力の関連機関の意見より】

- パイロット事業として始まった「東アジア文化交流使事業」では、交流使の選定当初より国際交流基金と文化庁が情報を密に交換し、交流使の現地での事業展開について、海外事務所がアレンジした。必要に応じて事業予算も投入し、文化庁との共催で、効果的に現地での事業を実施した。
- グリーン・ツーリズムを始めとする都市農村交流の取組(子どもの宿泊体験旅行も含む)では、農山漁村に伝わる文化をプログラムとした活動も行われている。農耕儀礼を始めとする農山漁村に伝わる文化について、文化庁が調査された実績があるか、または今後調査の予定があるか知りたい。
- 役割分担を明確にし、それぞれが自覚して取り組むこと。参加団体を統括するマネジメントが必要。実行委員会形式等の組織体制のノウハウ・実績を持つ人材が参画することが望ましい。
- 文化庁の複数の部署との関連があるが、協調やデマケ(境界、管轄)については、文化庁内で必ずしも統一した見解があるわけではないようで、部署間で協力の濃淡に差異がある。(再掲)
- 関係する省庁・機関からキーパーソンを募って問題意識を共有し、事業実施にあたって協働するグループを作り、定期的な会合や視察等を行い、人的ネットワークを形成する。そうすることで、関係各所との円滑な意思疎通と連携・協力を促すことができる。
- 地方の文化振興、伝統文化の保存・継承についての知見を求めるシンポジウムや研究会、講演会などにおいては、文化庁との連携は意義がある。

4. 今後の文化政策に関する留意点

関係省庁や関連機関等が実施する文化施策や事業での連携や横断を可能とするため、調査結果から見えてきた今後の文化政策に関する留意点を、次の3点に整理した。

(1) 政策横断を担う人材の確保と交流、持続可能な体制の整備

(2) 中間支援組織を介した主体間、分野間の連携

(3) 助成事業の採択、事務執行、評価等の課題

(1) 政策横断を担う人材の確保と交流、持続可能な体制の整備

文化施策と他の施策の連携や横断を促進するため、政策横断の担い手となるプロフェッショナルな人材の確保と、持続可能な体制を整えることが必要である。また、文化に関する施策や事業に携わる関係省庁、関連機関相互の人材の交流を促すことも有効だと考えられる。

【考察】

- 文化施策と他の施策の連携や横断を促進する以前の課題として、人材の不足を訴える関連機関が少なくない。関係省庁においても、本来の施策や事業を担う職員の人員に余裕があるわけではない。

連携や横断にあたっては、業務の質が変化するだけでなく、業務量はむしろ増えることが考えられる。

- そのため、政策横断の担い手となるプロフェッショナルな人材を、育成、活用、雇用しながら、持続可能な体制を整えることが必要である。また、文化に関する施策や事業に携わる関係省庁、関連機関相互の人材の交流を促すことも有効だと考えられる。
- 特に、それぞれの施策に関する専門的な知見や経験を持つ有識者や、パイロット事業やリーディング事業の主導者が交流する機会を設けることや、そうした人材を関係省庁・関連機関との連携の推進役として、施策や事業の実施体制に位置付けることが考えられる。

【意見交換会より】

- 連絡会議としての中間支援組織ではなく、中間にいて経験も長く、現場をよく知っていて、文化政策に対する見識を持つ人が育っていけばいいのではないかと。省庁との関係が強い独立行政法人や財団では、管理職レベルは異動で交代してしまう。結局、人材の問題は大きい。
- 行政機関でさえマンパワーが不足している中で、NPO に対しても助成金の中で手厚い人件費を保障しようということは言えなくなっている。あまりにも雇用に関して行政機関が潔癖すぎるのではないかと。人に対してお金をつくるのが一番必要。そこを手厚くしていくことで、連携や横断のための人材の話もようやく可能になる。
- 文化芸術分野の雇用の確保は長年の課題。NPOも含めて、ボランティアではなくプロとして働けるベースを日本の中で作っていかないと、アーティストを含めて、働きたいと思っている若い人材の潜在層がかなりいても諦めざるを得ない状況がある。

【現地訪問調査より】

- 地域で困っているのは、人材をいかに確保し、育てるか。ハードやシステムをつくっても、動かす人がいない。観光という観点でも人材が必要。観光に関わっている人材も、高齢化と過疎化でいつまで続けられるのか分からないし、若い人でも、地域の人が望む人材かどうかという問題もある(再掲)。
- 総務省の「地域おこし協力隊」は、国が人件費相当の活動費を自治体に対して財政支援するから、地域住民の理解を得やすい。課題は、地域への定着が難しいこと。制度では財政支援は3年間なので、自力で起業できる人は限られている。
- 地方行政では人事異動で人材が変わっていくため、観光事業には変わらない民間の人を中心に組みんでもらうことになる。行政と民間の両方がいることで、試行錯誤ができる。(再掲)
- 国のカウンターパートとして、NPO などの民間セクターをどう育てていくかが、とても重要だ。民間セクターが、行政からの補助金、助成金に依存しては、力を蓄えることができない。国と競い合うように良いプロジェクトを生み出していけばいい。我々もソーシャルビジネスを興していく NPO の人材育成に一所懸命取り組んでいる(再掲)。

(2) 中間支援機関を介した主体間、分野間の連携

文化施策・事業と他の施策分野の横断や、異なる主体が連携する際に、中間支援機関に求められる役割が非常に重要である。中間支援機関の目的や形態は多様化しており、それぞれの中間支援機関の目的や形態に応じた連携の仲介が期待される。

【考察】

- 本調査では、文化施策・事業と他の施策分野の横断や、異なる主体が連携する際に、中間支援機関に求められる役割が非常に重要であることが、浮かび上がっている。

- 中間支援機関には、助成金の配分を行う機関、同じジャンルの団体の統括機関、情報共有や相互扶助的なネットワーク型の機関、地方公共団体や地域の民間団体の文化振興を支援する地域アーツカウンシルなど、目的や形態が多様化している。
- それぞれの中間支援機関の目的や形態に応じた連携の仲介が期待される。例えば、地域アーツカウンシルによる国と地方との連携の仲介、企業メセナ協議会による官と民との連携の仲介、NPO による文化と文化以外の施策分野の連携の仲介などが考えられる。

【意見交換会より】

- 連絡会議としての中間支援組織ではなく、中間にいて経験も長く、現場をよく知っていて、文化政策に対する見識を持つ人が育っていけばいいのではないかと。省庁との関係が強い独立行政法人や財団では、管理職レベルは異動で交代してしまう。(再掲)
- 地方と連携を取るのであれば、文化担当の行政職員か、都道府県でなくともブロック別に、プレーヤーになってマネジメントができる人材を発掘して育てるしかない。要は専門家集団として地域にアーツカウンシルがあって、そこに10年くらいキーパーソンが働ける環境があれば理想形。2020年までに組織化が難しいとしても、2021年以降に中間支援活動のプロフェッショナルとして人材を発掘、配置していくことが大事。
- アーツカウンシルだけではなく、各分野ごとに、意見を吸い上げて伝えてくれる中間的な組織を作ることとその人材の育成、さらに、中間支援組織とのより強固な連携の仕組みが今の日本に必要ではないか。
- 企業メセナ協議会は非常に優秀なオピニオンリーダーだが、中間支援組織として、企業に新しいトライをさせたり、業界全体の新しい動きを掘り起こしたり、現場側に対するアドボカシーで、流れを変えていくことができるか。NPO でも、中間支援組織の面的・質的な底上げが難しい。そこが重要。

(3) 助成事業の採択、事務執行、評価等の課題

連携や横断を促すためには、その目的に即した成果が得られることを第一に考えながら、助成事業の採択、事務執行、評価等の在り方を見直し、事業の担い手の立場に立った制度設計の改善が必要である。

【考察】

- 本調査では様々な立場の方から、従来の文化庁による助成事業に対する意見も数多く聞かれた。とくに、助成事業の申請書の採択の方法、助成対象経費の制約や会計報告などの事務執行、事業の成果や波及効果に関する評価などに関して、事業の担い手からの要望や意見が多い。
- 異なる施策分野との横断や異なる主体との連携を想定した場合、従来の文化庁の事業スキームでは、効果的、効率的な横断や連携が可能になるとは考えにくく、事業の担い手に過剰な負担を強いることも考えられる。
- 連携や横断を促すためには、その目的に即した成果が得られることを第一に考えながら、助成事業の採択、事務執行、評価等の在り方を見直し、事業の担い手の立場に立った制度設計の改善が必要である。

【意見交換会より】

- 文化庁の助成制度の中には、かなり大きな予算額がついている事業でも、求めていることや選考の仕組みが大雑把ではないかと感じるものがある。目的を設定していても、申請してくるものがミスマッ

チであることが多い。国として、この事業で何を動かそうとしているのかを地方公共団体に伝えていく機会を設ける挺入れが必要。

- 例えば「文化芸術グローカル化推進事業」では、地方公共団体が現場を運営するわけではない。誰が担い手になっているのか、その人的資源や制度的な資源を残そうとしているのか、先進的な取組をしているのが重要で、そうした側面を審査項目にしてはどうか。

【調査協力の関連機関の意見より】

- 助成金の支払い時期について、事業開始前の入金(概算払い)を検討していただきたい。精算払いだと、入金までの立替資金を手配しなければならず、申請団体が制限される。
- 補助金によっては補助目的に対して、補助の対象となる経費範囲がいささか狭い印象を受ける。もう少し実態に合わせれば、より成果が出やすいのではないか。
- 事務局人件費を十分に計上できる支援制度が少ない。特に、公演や展覧会などに比べて、ワークショップ事業は、事業費総額は相対的に少ないが、コーディネート業務等、ノウハウや専門性等を含めた事務局人件費に、割合的に多くの経費がかかるため、連携が難しくなる。

第2部

関係省庁や関連機関等が実施する文化施策

第2部:関係省庁や関連機関等が実施する文化施策

1. 関係省庁が実施する文化施策

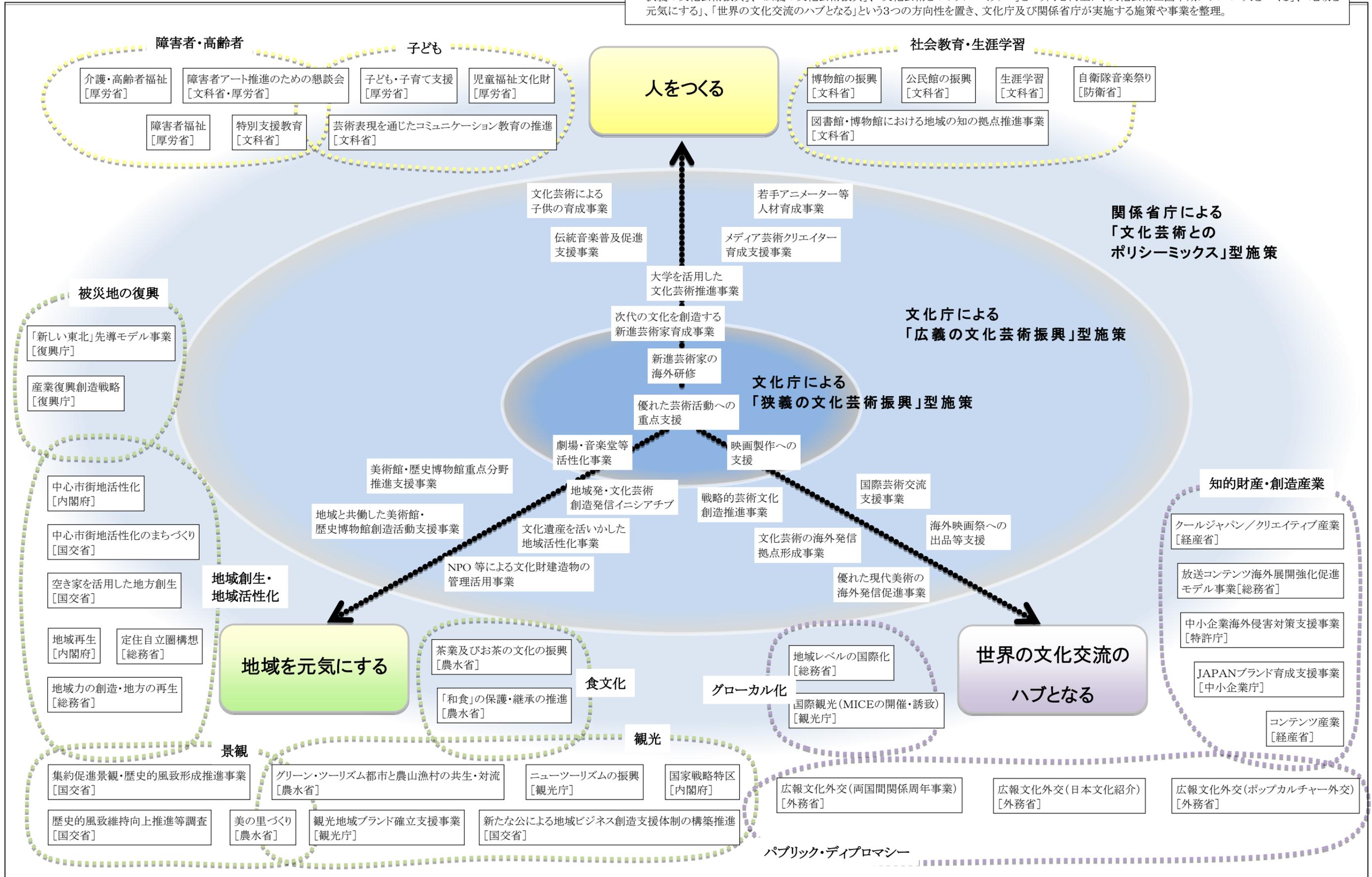
関係省庁が実施する現行の文化施策・事業の60事例の情報を収集し、第1次リストとして整理し、文化芸術立国中期プランに「2020年までの基盤整備」として掲げられている、「人をつくる」、「地域を元気にする」、「世界の文化交流のハブとなる」という3つの方向性に沿って、第1次リストの主な施策や事業を図表に整理した。さらに60事例から、文部科学省と文化庁が行うものを除外し、主たる事業で文化施策との関わりが強いと考えられる26事例を第2次リストとして抽出し、施策や事業の根拠・関連法令、施策の位置づけ、文化的な要素を持つ実施事例等について、それぞれ追加の情報を収集した。

なお、第1次リストで収集した事例から、文化庁及び関係省庁の、文化施策や事業を分析するためにマッピングを行った(→図表2)。マッピングの考え方は次のとおりである。

- 我が国の文化政策について、中心に文化庁による施策や事業を置き、その外側に文化庁以外の関係省庁が主体となった、文化政策に関わる施策や事業を配置した。
- 文化庁以外の関係省庁が主体となった、文化政策に関わる施策や事業を「文化芸術とのポリシーミックス」型施策とした。
- 「狭義の文化芸術振興」、「広義の文化芸術振興」、「文化芸術とのポリシーミックス」という3種類の施策を同心円上に配し、文化芸術立国中期プランの「人をつくる」、「地域を元気にする」、「世界の文化交流のハブとなる」という3つの方向性に沿って、文化庁及び関係省庁が実施する施策や事業を整理した。
- さらに、文化以外の政策領域を明確にするため、3つの方向性ごとに11の政策領域を設定した。
 - 人をつくる:「障害者・高齢者」「子ども」「社会教育・生涯学習」
 - 地域を元気にする:「被災地の復興」「地域創生・地域活性化」「景観」「観光」「食文化」
 - 世界の文化交流のハブとなる:「グローバル化」「パブリック・ディプロマシー」「知的財団・創造産業」

図表2: 文化芸術立国中期プランの3つの方針と文化庁及び関係省庁等が実施する文化施策

・我が国の文化政策について、中心に文化庁による施策や事業を置き、その外側に文化庁以外の関係省庁による文化政策に関わる施策や事業を配置。
 ・文化庁以外の関係省庁が行う文化政策に関わる施策や事業を「文化芸術とのポリシーミックス」型施策と呼ぶ。
 ・「狭義の文化芸術振興」、「広義の文化芸術振興」、「文化芸術とのポリシーミックス」という同心円上に、文化芸術立国中期プランの「人をつくる」、「地域を元気にする」、「世界の文化交流のハブとなる」という3つの方向性を置き、文化庁及び関係省庁が実施する施策や事業を整理。



(1) 第1次リスト(60事例)による考察

文化政策に関わる施策や事業を「狭義の文化芸術振興」、「広義の文化芸術振興」、「文化芸術とのポリシーミックス」に段階的に整理すると、ポリシーミックスの段階では、文化芸術の波及効果(インパクト)が、関係省庁が求める成果(アウトカム)に重なるものが少なくない。

【考察】

- 文化庁の施策・事業を俯瞰すると、従来から行われてきた文化芸術の振興を主目的とする「狭義の文化芸術振興」型施策と、文化芸術を活用して何らかの成果を得ることが主目的となっている「広義の文化芸術振興」型の施策に分けることができる。
- 図表2のマッピングから明らかなように、円の中心部分の施策は文化芸術の振興が主目的で、外縁部の施策ほど、文化芸術以外の政策との領域横断や、文化芸術を活用して文化以外の領域での政策的成果に結びつけようという姿勢が色濃く表れている。
- これらの施策の位置づけを、文化芸術振興を中心に据えた観点から政策評価としてみた場合、中心付近は文化芸術の振興自体が求めるべき成果(アウトカム)を重視すべき施策である。
- その一方で、外側に位置づけた施策は、文化芸術の振興そのものが目的ではなく、文化芸術の振興によって期待される波及効果(インパクト)が、関係省庁の施策が求めるべき成果(アウトカム)と重なるものである。
- 他の省庁による文化関係施策では、文化に関わる事業が、別の政策領域の目的達成のために活用されている事例も多く見られ、また、それらの事業主体が文化芸術振興を専門とする団体ではないことも多い。そうした団体が、文化施策の領域との接点を持つことが重要な戦略となる。
- 文化政策と他分野の政策とのポリシーミックスを進めるにあたっては、まずは文化に関わる側が、他分野の政策で求められる成果を深く理解すると同時に、その成果を追求するために、文化芸術が果たせる役割や機能について、他分野の政策領域を担う関係省庁や関連機関に理解を求めていくことが必要である。

(2) 第2次リスト(文科省・文化庁以外の省庁が行う文化政策との関わりが強い26事例)による考察

文化政策に関わる施策や事業には、他省庁の上位の政策や法令に基づいているものが多い。ただし、文化芸術立国中期プランに掲げられた「人をつくる」、「地域を元気にする」、「世界の文化交流のハブとなる」の3つの方針に分けて整理すると、「人をつくる」は、他省庁の施策には見られないことから、今後も文化庁が中心となって取り組むべき領域だと言える。

【考察】

- 関係省庁が実施する文化に関連する施策を見ると、施策の上位にある法令や、閣議決定や国の成長戦略といった上位の政策を明確にしているものが数多くある。その中でも、文化芸術立国中期プランに掲げられた「人をつくる」、「地域を元気にする」、「世界の文化交流のハブとなる」という3つの方針に近い法令を以下に整理した。
- 人をつくる…地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律(厚生労働省:障害者総合支援法)
- 地域を元気にする…中心市街地の活性化に関する法律(国土交通省、経済産業省)、地域再生法(内閣府)、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(国土交通省:歴史まちづくり法)、景観法(国土交通省)

- 世界の文化交流のハブとなる…観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(国土交通省、農林水産省:観光圏整備法)、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(国土交通省、観光庁)
- 3つの方針のうち、「人をつくる」については、文化芸術に関わる人材の育成という観点であるため、文化以外の政策領域には、関連する法令や上位の政策はない。そのため、文化芸術の振興を主目的とする施策として、今後も文化庁が中心となって取り組むべき領域と考えられる。
- 「地域を元気にする」と「世界の文化交流のハブとなる」は、方向性の近い法令や施策が他の省庁にも見られることから、文化芸術立国中期プランの具体化にあたっては、法令や上位の政策の内容を把握し、施策の連携の可能性を模索することが望まれる。

(3) 調査に協力した関係省庁からの意見

関係省庁に対して、文化に関する施策・事業での連携や横断について成果や課題を尋ねたところ、回答が得られないケースが多かった。現時点では関係省庁にとって、文化芸術との接点や活用のあり方に関心が低く、文化庁との距離感や文化政策に対する温度差が大きな課題となっている。

【考察】

- 第2次リスト(26事例)の施策・事業を実施する関係省庁のうち、担当部課の連絡先が把握できた16件に関して、文化に関する施策・事業の連携や横断で成果を上げた事例や課題について自由記述による意見を求めたところ、回答はわずか2件だった。
- 1件は、中小企業庁が実施する「JAPAN ブランド育成支援事業」の文化に関わる団体や活動が顕著な成果を上げた具体的な事例の紹介で、もう1件は、農林水産省が実施する都市農村交流の取り組みに関連して、農耕儀礼をはじめとする農山漁村に伝わる文化に関する文化庁の調査実績、あるいは今後の予定を尋ねるものだった。
- 中小企業庁と農林水産省からの意見から、文化庁としては、関係省庁が行う文化に関する施策・事業の事例の情報の収集や、施策・事業での連携や横断を模索するために、共同による調査研究の実施が考えられる。
- 総じて述べると、関係省庁に対して文化に関する施策・事業の連携や横断について情報提供や意見を求めたところ、回答が得られないケースが大半であった。つまり、現時点では関係省庁にとって「文化芸術とのポリシーミックス」の領域にある施策や事業でも、文化芸術との接点や活用に強い関心があるとは考えにくく、文化庁との連携や省庁横断を進める上で、文化庁との距離感や文化政策に対する温度差が大きな課題となっている。

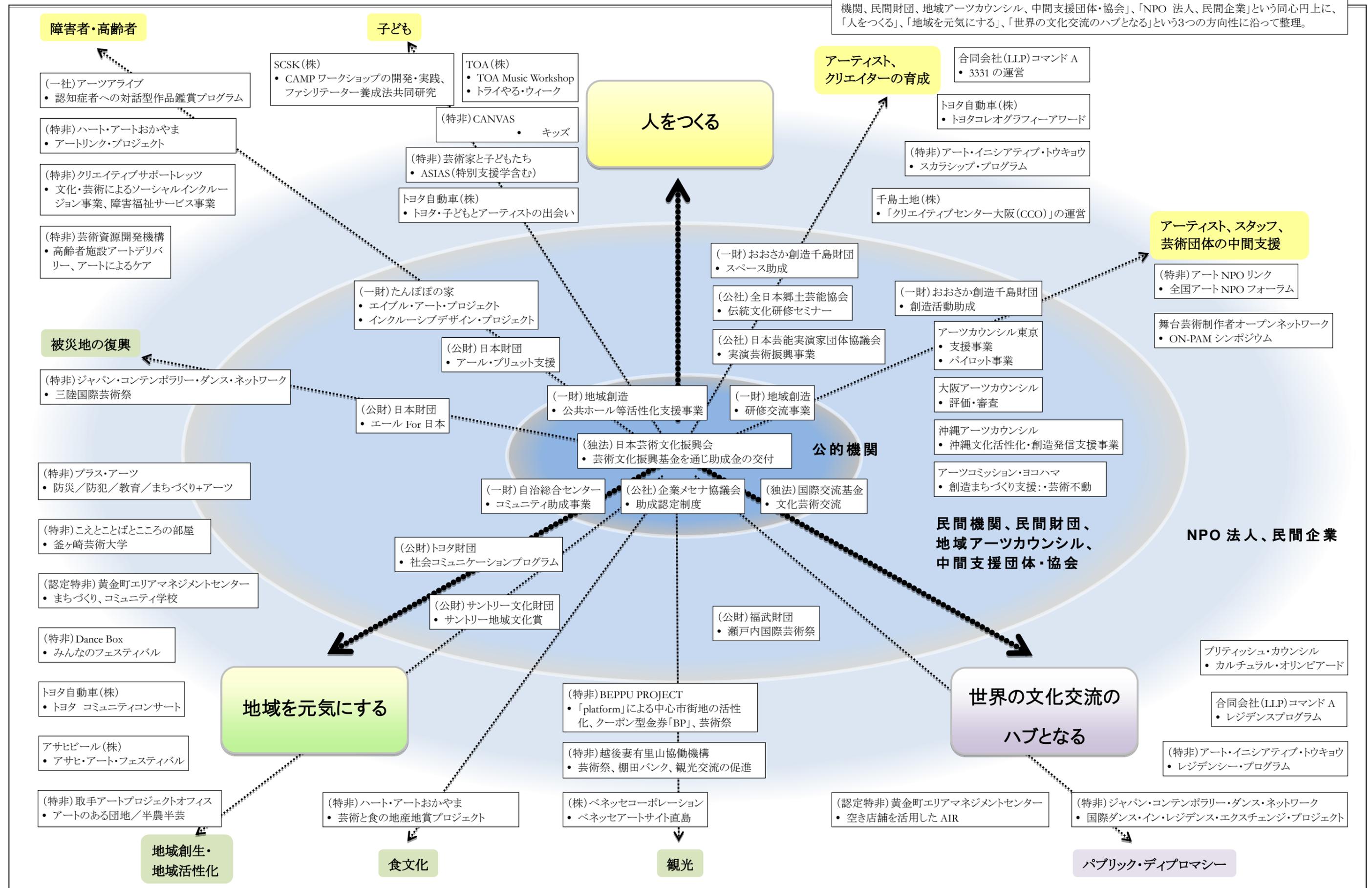
2. 関連機関等が実施する文化施策

民間の関連機関が実施する文化施策・事業の40事例の情報を収集し、第1次リストとして整理し、関係省庁と同じく、「人をつくる」、「地域を元気にする」、「世界の文化交流のハブとなる」という3つの方向性に沿って、第1次リストの主な事業を図表に整理した。さらにその42事例から、文化施策との関わりが強いと考えられる28事例を第2次リストとして抽出し、機関・団体概要と調査対象とする事業の概要等について、それぞれ追加の情報を収集した。

なお、第1次リストで収集した事例から、民間の関連機関による文化施策や事業を分析するためにマッピングを行った(→図表3)。マッピングの考え方は次のとおりである。

- 公的機関、民間機関、民間企業などの関連機関が実施する文化施策や事業については、セクターの性格によって「公的機関」、「民間機関、民間財団、地域アーツカウンシル、中間支援団体・協会」、「NPO 法人、民間企業」の三つに分け、その順に中心から同心円上に配置した。
- また、図表2と同様、「人をつくる」、「地域を元気にする」、「世界の文化交流のハブとなる」という文化芸術立国中期プランの3つの方向性に沿って、それらに近い団体・事業を整理した。
- なお、図表2で設定した11の政策領域と重なるものとそうではないものが見られたため、ここでは3つの方向性に沿って次のとおり9つの政策領域を設けた。
 - 人をつくる:「子ども」「障害者・高齢者」「アーティスト、クリエイターの育成」「アーティスト、スタッフ、芸術団体の中間支援」
 - 地域を元気にする:「被災地の復興」「地域創生・地域活性化」「観光」「食文化」
 - 世界の文化交流のハブとなる:「パブリック・ディプロマシー」

図表3:文化芸術立国中期プランの3つの方針と関連機関等が実施する主な事業



(1) 第1次リスト(42事例)による考察

民間の関連機関による文化施策・事業では、アート NPO が施策の領域や方向性で親和性の高い公的機関や民間財団から助成を受けて事業を行うケースが見られる。また、協力や連携を生み出す中間支援の役割が重要であり、近年では、地方に拠点を置く中間支援機関が生まれている。それらの事業や取組には、第1部で述べた文化庁のリーディング事業やパイロット事業になり得るものも少なくない。

【考察】

- 関連機関が実施する文化施策や事業は、必ずしも全国を対象にしたものではなく、特定の地域で行われているものも多いため、一概に分類、整理することが難しい。ここでは、図表1と同様の3つの方向性、図表3で設定した9つの政策領域を元にして、それぞれの施策や事業を配置した。
- 例えば、アート NPO が実施する事業では、多くの場合、政策領域や方向性の合致する公的機関や民間財団から助成を受けている。そのことで、文化芸術の振興にとどまることなく政策領域を横断した事業を展開すると同時に、セクター間を越境して連携しながら施策を事業化していることが分かる。
- 先述した図表2の関係省庁が実施する文化施策と重ねて見ると、NPO 法人が実施する事業は、文化庁や関係省庁の補助事業を通じた施策が、NPO ならではの分野横断的な事業を立ち上げるためのインセンティブとなっていることも考えられる。
- 政策領域を横断し、かつ、セクターを横断した有機的な連携を活性化させるためには、領域やセクター間の情報交流や、協力や連携を生み出すためのコミュニケーションを促すような、いわゆる中間支援の役割が重要である。
- 中間支援の役割を担う機関は、自ら助成事業に取り組んで助成プログラムを企画し、助成金の分配を行う機関、同じジャンルの団体が加盟するような統括機関、情報共有や相互扶助的な活動を行うネットワーク型の機関など、多様化している。
- 近年では、アーツコミッション・ヨコハマ、アーツカウンシル東京、大阪アーツカウンシル、沖縄版アーツカウンシルといった地域アーツカウンシルのように、地方に拠点を置きながら、地方公共団体や地域の民間団体による文化振興のつなぎ手となる中間支援を行う部門や機能が設けられている。
- また、アート NPO リンクや舞台芸術制作者オープンネットワーク(ON-PAM)のように、地理的な活動の中心を設けない、水平なネットワークによる中間支援組織も現れている。

(2) 第2次リスト(文化政策と関わりが強いと思われる28事例)による考察

民間の関連機関の設立目的、事業内容、事業規模は多様だが、果たしている役割は、中間支援的な役割と、領域横断のモデルとなる活動を実施する役割の2つが見られる。資金面で中間支援の役割を担う機関では、実質的にリグラント(再助成)の仕組みを導入している。

【考察】

- 民間の関連機関は、純粹に文化芸術の振興を設立目的としているものよりも、文化芸術を介して他の政策領域のニーズや課題に向き合う機関が多く、事業内容は多様である。
- 公的機関や民間財団では年間の支出総額の規模が大きい一方で、NPO 法人は支出総額の規模は相対的に小さく、事業規模も多様である。

- 国の省庁と関係のある公的機関や、地方公共団体の文化振興を担う地域アーツカウンシル、企業等が出資して設立した民間財団では、それぞれが主体的に行う事業だけではなく助成事業を行っており、資金面での中間支援的な役割を担っている。
- 公的機関や地域アーツカウンシル、民間財団が行う助成事業は、それぞれ設置主体からの事業費を財源としている。そこには実質的にリグラント(再助成制度)の仕組みがあるが、助成事業の内容に応じて設置主体以外の機関からも資金を調達する取り組みは、まだ活発ではない。
- 統括団体等、加盟する団体の相互利益を目的とした中間支援組織は、調査研究、政策提言、ネットワークの形成などを目的とした活動を行っている。
- 地域アーツカウンシルが設立されたのは近年だが、現時点ではいずれも母体となる団体の中の一部門として設置されており、自立した法人ではない。
- 民間財団、民間企業・LLC等、NPO法人の活動分野は、必ずしも文化芸術の振興だけではなく、複数の領域を横断したモデルとなる活動を実施している団体が多い。中でも「まちづくり」を活動分野に含めている団体が多い。

(3) 調査に協力した関連機関からの意見

関連機関の文化に関する施策・事業の連携や横断の事例では、セクターや組織を越えた情報交換や、共同での事業の開催が成果を上げた理由となっている。また、連携や横断において難しい点は、意見の集約・調整、実現までに時間がかかること、予算の確保や調整などが挙げられる。

【考察】

- 民間の関連機関のうち、調査に回答のあった団体から、文化に関する施策・事業の連携や横断で成果を上げた事例や課題について自由記述による意見を募った。
- セクターや組織を越えて、積極的に情報交換を行ったことや、共同で事業を開催したことが成果につながったという意見がある。こうした事例では、情報交換や共同事業を行うにあたり、連絡・調整や事業推進のイニシアチブを持つ団体が明確であり、目標や求める成果が共有されている。
- 助成事業を行う団体では、助成金の交付という金銭的な支援だけでなく、活動場所の仲介、広報協力、運営面の助言など、状況に応じて多様な支援を行うことや、アーティストのキャリア形成のあらゆる段階でパートナーとなる人材を仲介することなど、多面的、多層的な連携が成果を生んでいる。
- 一方、連携や横断を行う上で難しいことは、関係各所の価値観や事業の目的や意義の違いから、意見の集約や調整が必要となり、実現までに時間がかかるという意見が挙げられた。そうした場合は、実行委員会形式のような、関係各所を統括するマネジメントができる組織体制と、それを牽引する人材の参加が望まれている。
- さらには、予算の確保とそのため協議や調整、単年度予算の制約など、資金に関わる問題が、連携や横断を難しくしている。特に単年度ではない複数年に渡る助成の仕組みや、事業のスタートアップのための支援を求める意見が目についた。
- 文化庁と連携を行うために有効と思われる方法については、例えば、文化庁の事業と方向性が近い事業を行う関連機関とは、採択要件や採択規模等について情報交換の場を設けることや、共通の目的を有する事業について、双方のノウハウを生かした共同事業を行う提案があった。
- 地域アーツカウンシルからは、地方との連携や異分野の連携について、文化庁や他の省庁と地域アーツカウンシルとのパイプ役としての連携に前向きな意見が出されている。また、複数のNPO法人や

民間財団からは、領域を横断するための調査研究機能や、領域を横断する取り組みにおいて、省庁間やセクターを越えた連携を求める意見が上がっている。

第3部

資料編

(関係省庁・関連機関等が実施する文化施策・事業)

1. 第1次リスト | インターネット・施策一覧資料等による基本情報収集

関係省庁、関連機関が実施する施策や事業から、文化政策との関連が考えられるものを、ウェブサイトからのキーワード検索、および施策一覧資料の入手により102件の事例を収集した。

(1) 関係省庁が実施する文化施策の調査

	関連施策名	施策概要	現在の主たる事業	参照 URL
内閣府				
1	中心市街地活性化	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律(平成10年6月30日法律第92号)に基づき、市町村が策定した中心市街地活性化基本計画を内閣総理大臣が認定を行う制度。 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中心市街地活性化基本計画の認定 ・別府市中心市街地活性化基本計画(中心市街地リノベーション、別府現代芸術フェスティバル) ・八戸市中心市街地活性化基本計画(八戸市中心市街地地域観光交流施設整備事業) ・長浜市中心市街地活性化基本計画(黒壁スクエア及び中心商店街魅力強化事業) 	http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/index.html
2	地域再生	地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するもの。 地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、当該地域再生計画に記載した事業の実施に当たり、財政、金融等の支援措置を活用することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域再生計画の認定 ・くじの島 あわじ環境未来島雇用創出計画～淡路はたらくカタチ研究島～ ・創造都市さっぽろ◇新しい価値を創造する人材雇用創出プロジェクト ・歴史と文化を実感し、おもてなしの輪を紡ぐまち ちちぶ～地域資源を活かした秩父独自の雇用創造プロジェクト～ 	http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisai/
3	国家戦略特区	経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する。 国家戦略特区に関する提案のうち、構造改革の推進等に資すると認められるものは、構造改革特区の提案とみなして構造改革特区として支援。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国家戦略特区ワーキンググループでの提案 ・国際アート・カルチャー都市に向けて 豊島区 国家戦略特区提案 ・渋谷におけるエンタテインメントシティ特区の提案 ・奈良県 文化財修復特区 (仮称)文化財修復国際センターの創設 	http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/index.html
復興庁				
4	「新しい東北」先導モデル事業	「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、先導的な取組を幅広く公募し、支援するもの。平成25年度は66事業、平成26年度は98事業を支援。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 元気で健やかな子どもの成長を見守る安全な社会 ■ 「高齢者標準」による活力ある超高齢社会 ■ 持続可能なエネルギー社会(自律・分散型エネルギー社会) ■ 高い発信力を持った地域資源を活用する社会 ・「新しい東北」地域資源発掘モデルスクール事業 ・風景と心の修景および創景事業ー共時空体験的ふるさと再生と創造 ・三陸ジオパーク構想観光推進事業 ■ 横断的な課題の解決 	http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-11/creationnewtohoku.html
5	産業復興創造戦略	創造的な産業の復興を推進して、被災地域が、震災のダメージを乗り越え、人口減少、少子・高齢化社会の諸課題を克服して、復興需要の縮小後も、自立的で、持続可能性の高い、活力ある地域経済を再生。「新しい東北」の創造と経済再生との好循環を実現。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被災地域の中小企業の新たな取組・挑戦を支援し、創造的な地域経済の再生を進める(企業チャレンジの促進) ■ 地域経済の将来の姿を想定し、企業立地を支えるエネルギー基盤、産業用地、研究開発拠点等の産業基盤を再構築する ■ 人材が集まり活躍する、暮らしやすい、働きやすい生活・雇用環境(人的基盤)を再整備する ■ 民間の活力をベースに、被災地域内外の官民の幅広い連携により産業の復興を推進する(内外の民間活力の結集) ■ 東北全体、被災3県、内陸部の経済の発展を被災地域の産業の成長に取り込む 	http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-20/
総務省				
6	地域力の創造・地方の再生	本格的な地方分権改革の時代を迎えた今、時代の動きに即応し、常に新たな政策を企画・立案し、地域の元気創造プランの推進、定住自立圏構想の推進、過疎地域等条件不利地域の自立・活性化、人材力の活性化・交流・ネットワークの強化、都市から地方への移住・交流の推進、地域情報化の推進、国際交流・国際協力などの重要な課題に地方公共団体が積極的に対応していけるよう支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域おこし協力隊 地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。 ■ 集落支援員 地方自治体が、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。 ■ 復興支援員 被災自治体が、被災地内外の人材を被災地のコミュニティの再構築のために、「復興支援員」として委嘱(期間は概ね1年以上最長5年下)。 ■ 外部専門家(アドバイザー) 市町村が、地域力創造のための外部専門家を年度内に延べ10日以上、又は5回以上活用。 	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_gyousei/c-gyousei/index.html

	関連施策名	施策概要	現在の主たる事業	参照 URL
7	定住自立圏構想	市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPO や企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体に必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策。平成21年4月から全国展開し、現在、各地で取組が進んでいる。	・十和田市定住自立圏形成(「十和田奥入瀬芸術祭」現代アート広域展示事業)・鶴岡市定住自立圏形成(映像資源を活用した地域連携・活性化事業)・山口市定住自立圏形成(「まちぐるみ」で「ものづくり」！新たな価値とイノベーションを生み出す人づくり)	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html
8	地域レベルの国際化	諸外国との交流は従来の国家間レベルのものから、地域レベル、草の根レベルの交流が重要になってきました。つまり国民一人ひとりの身近な問題となってきている。この地域レベルの交流は、異文化の理解等諸外国との相互理解を一層推進するとともに、この過程において自らの地域のアイデンティティを明確にし、さらに魅力ある地域づくりの手助けともなる。	■JET プログラム JET プログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)は、外国の青年を招致し、地域レベルの国際交流の進展や語学教育の充実を図ることを目的とした人的交流プログラムであり、日本全国の学校で外国語を教えたり、地域における国際交流活動に携わることにより、地域の住民と様々な形で交流を深めている。 ■姉妹都市交流 姉妹都市提携は、地球レベルでの地方公共団体同士の国際協力、国際交流に大きな役割を果たしており、現在、日本の地方公共団体と外国の地方公共団体との間で1600件を超える姉妹提携が結ばれている。総務省は、地方公共団体の姉妹都市交流を財団法人自治体国際化協会とともに積極的に推進している。	http://www.soumu.go.jp/kokusai/kouryu.html
9	放送コンテンツ海外展開強化促進モデル事業	クールジャパン推進に向けた放送コンテンツ海外展開の促進のため、日本の放送局や番組製作会社等が、異業種を含む周辺産業との連携等による新たなビジネスモデルの構築、地域の活性化などを目的とした放送コンテンツを製作し、継続的に発信するためのモデル事業を実施。	■放送コンテンツ海外展開強化促進モデル事業に関する事業企画の公募 ・周辺産業との連携・地域活性化を目的とした放送コンテンツの海外展開に関するモデル事業(請負主体:株式会社野村総合研究所)。 ・放送コンテンツによる地域活性化に向けたモデル事業(請負主体:株式会社電通)	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000036.html
外務省				
10	広報文化外交(日本文化紹介)	日本の様々な文化、価値観等を諸外国に紹介し、日本の姿を世界の人々に十分理解してもらうことは、グローバル化した世界において日本人が国際的に活動し、世界の人々との交流を円滑に進めていく上でも非常に重要である。そのような観点から、外務省は、在外公館や国際交流基金を通じ、公演・展示事業、ワークショップ、映画祭、日本語普及などといった日本文化の紹介事業を実施している。	■大使館や総領事館の活動 世界各国に広がるわが国の大使館や総領事館では、外交活動の一環として、きめ細かな日本文化紹介活動を実施している。活動内容は、伝統芸能である書道、生け花、茶道或いは柔道・空手などの武道を紹介するデモンストレーションから、近年海外で人気を博している日本の映画、アニメといったポップカルチャーの紹介まで多岐にわたる。 ■文化芸術交流(国際交流基金) 市民・青少年の文化交流に加え、美術、音楽、演劇、舞踊、映像など、日本文化を世界中に紹介している。 ■日本ブランド発信事業 発信力のある様々な分野の専門家を海外に派遣し、それぞれの特性を生かした講演会やセミナー、ワークショップ等を実施することで、日本の魅力を「日本ブランド」として発信する「日本ブランド発信事業」を行っている。日本の強みや日本的な価値、精神性を海外に発信することで、日本文化に対する理解を促進するだけでなく、日本の良さに共感する外国人による再発信を促して、波及効果の拡大を目指している。 ■文化交流使(文化庁) 芸術家、文化人等、文化に携わる方々を一定期間「文化交流使」に指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化につながる活動や、外国の文化人とのネットワークの形成・強化につながる活動を展開している。	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/koryu/bunka/index.html
11	広報文化外交(ポップカルチャー外交)	外務省では、我が国に対するより一層の理解や信頼を図るため、従来から取り上げている伝統文化・芸術に加え、近年世界的に若者の間で人気の高いアニメ・マンガ等のいわゆるポップカルチャーも文化外交の主要なツールとして活用している。	■ポップカルチャー外交 ・国際漫画賞 ・アニメ文化大使 ・ポップカルチャー発信使 ・世界コスプレサミット	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/koryu/pop/index.html
12	広報文化外交(両国間関係周年事業)	我が国との外交関係開設等、両国間関係における歴史的出来事を記念して、その50周年、100周年といった節目となる機会や、政策的意義が高いと考えられる機運をとらえて行われるものである。相手国と集中的な交流事業を実施することで、二国間関係強化や対日理解促進を図ることを目指している。	■2014年(平成26年) ・スイス 日本・スイス国交樹立150周年 ・カリブ諸国 日・カリブ交流年 ・ボリビア 日・ボリビア外交関係樹立100周年 ・ブルネイ 日本ブルネイ外交関係樹立30周年 ■2015年(平成27年) ・ブラジル 日ブラジル外交関係樹立120周年 ・中米諸国 日・中米交流年 ・サウジアラビア 日・サウジアラビア外交関係樹立60周年	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/koryu/kuni/jigyo/topics_2.html
文部科学省				
13	芸術表現を通じたコミュニケーション教育の推進	文部科学省では、文化庁「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」のメニューの一つとして「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験」を展開し、芸術家等と教師の連携による芸術表現体験活動を取り入れたワークショップ型の授業を実施している。	■コミュニケーション能力向上事業 小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を学校に派遣し、芸術家の表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する。(学校公募型、特定非営利活動法人等提案型)	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/commu/1289958.htm

	関連施策名	施策概要	現在の主たる事業	参照 URL
14	特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システム構築事業 ・発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援・教職員の専門性向上事業 ・特別支援教育に関する実践研究充実事業 ・学習上の支援機器等教材活用促進事業 ・自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業 ・特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 ・特別支援教育就学奨励費負担等 	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/001.htm
15	公民館の振興	公民館は地域住民にとって最も身近な学習拠点というだけでなく、交流の場として重要な役割を果たしている。公民館においては、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供が行われている。さらに、今後は、社会の要請に的確に対応した取組や、子どもや若者、働き盛りの世代も含めて、地域住民全体が気軽に集える、人間力の向上などを中心としたコミュニティー（地域社会）のためのサービスを総合的に提供する拠点となることが期待されている。		http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1.htm
16	博物館の振興	博物館は、資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及といった活動を一体的に行う施設であり、実物資料を通じて人々の学習活動を支援する施設としても、重要な役割を果たしている。また、博物館は、歴史や科学博物館をはじめ、美術館、動物園、水族館などを含む多種多様な施設であり、平成23年10月現在、登録博物館、博物館相当施設、博物館と類似の事業を行う施設の合計で5,747館ある。		
17	生涯学習	生涯学習とは、学校において行われている学習のみならず、地域・社会で行われている学習をも含んだ包括的な概念であり、文部科学省では、生涯学習社会の実現を目指し、学校教育・社会教育などの教育システム全体を総合的に見直している。		
18	障害者アート推進のための懇談会（厚生労働省と連携）	社会に生きる人たちがすべてがかけがえない存在として大切にされ、自分の個性や才能をいかしながら、社会に参加・貢献できる「ぬくもりのある日本」の実現をめざし、障害者のある方々による自由な芸術文化活動を推進するため、広く関係者が意見交換を行い、必要な社会的取組について提言を行うことを目的として「障害者アート推進のための懇談会」が開催された。この懇談会は、厚生労働省・文部科学省の共催により開催されたものであり、平成20年6月28日に報告書がとりまとめられました。	<ul style="list-style-type: none"> ■全国障害者芸術文化祭の開催 全国障害者芸術文化祭は、障害者の芸術及び文化活動への参加を通して、障害者本人の生きがいや自信を創出し、障害者の自立と社会参加を促進するとともに、障害に対する国民及び県民の理解と認識を深めるため、障害者週間（毎年12月3日～12月9日）に合わせて実施する等、全国持ち回りで開催している。 ■障害者の芸術活動支援モデル事業 障害者の芸術活動の支援を推進する観点から、芸術活動を行う障害者及びその家族並びに福祉事業所等で障害者の芸術活動の支援を行う者を支援するモデル事業を実施し、その成果を普及するため、「障害者の芸術活動支援モデル事業」を実施する。 	http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougai/hoken/sanka/bunka.html
19	図書館・博物館における地域の知の拠点推進事業	図書館・博物館の継続的安定的な活動を担保するための、アンケート結果や評価結果を経営に役立てるための仕組みを含めた経営品質の管理に関する具体的な方策、地震や水害等の非常時や館内での迷惑行為等のトラブルに対応するための、図書館・博物館における施設管理・リスクマネジメントに関する現状把握及び防災体制や安全確保等に関するマニュアルの策定、また、図書館・博物館において指定管理者制度が現状どのように活用されているかを明らかにし、導入したことによる利点や課題など、現在、図書館・博物館において喫緊に対応が求められている課題について調査研究を行う。		http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1261042.htm
文化庁				
20	優れた芸術活動への重点支援	我が国の芸術水準の向上に資する直接的な牽引力となる芸術水準の高い、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能の各分野の意欲的な公演や、優れた映画製作に対する支援を充実するとともに、我が国のトップレベルの芸術団体と各地にある中核的な劇場が各々持てる力を結集し、共同で制作する舞台芸術公演に対して重点的に支援を行っている。		http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/01geijutsu_sien/index.html
21	戦略的芸術文化創造推進事業	本事業は、国が我が国における芸術文化の振興における課題を示し、それを解決するための取組を公募、実施することにより、我が国の芸術水準の向上と鑑賞機会の充実を図ることを目的としている。	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の実演芸術の水準を世界レベルへ高めることや世界へのアピールが求められており、それを解決するための取組。 ・実演芸術における新たな観客層の開拓・育成が求められており、それを解決するための取組。 ・地方や離島・へき地において優れた実演芸術を鑑賞機会する機会が求められており、それを解決するための取組。 ・実演芸術における地方の芸術団体のレベルアップが求められており、それを解決するための取組。 ・実演芸術における芸術団体の経営基盤等の強化が求められており、それを解決するための取組（実践的な取組を含む調査研究）。 ・障害者の優れた芸術作品の展示の促進が求められており、それを解決するための以下に掲げる取組。 	http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/01senryaku_geijutsu_boshu.html

	関連施策名	施策概要	現在の主たる事業	参照 URL
22	劇場・音楽堂等活性化事業	我が国の文化拠点である劇場、音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発に対する支援を行うこと等により、我が国の劇場、音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進することを目的とする。	<p>■特別支援事業 我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う、国際的水準の実演芸術の創造発信(公演事業)や、人材養成事業又は普及啓発事業に対し、総合的に支援する。</p> <p>■共同制作支援事業 実演芸術の創造発進力を高めることを目的として、複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の実演芸術団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造活動(新作、新演出、新振付、翻訳初演等の公演事業)に対し支援する。</p> <p>■活動別支援事業 地域における実演芸術の振興を牽引するリーダー的役割を担う劇場・音楽堂等が中心となり、地域住民や実演芸術団体等とともに取り組む、優れた実演芸術の創造活動(公演事業)、人材養成事業又は普及啓発事業に対し、活動別に支援する。</p> <p>■劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業 劇場・音楽堂等相互の連携・協力を促進するとともに、国民がその居住する地域にかかわらず等しく実演芸術を鑑賞できるよう、劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が企画制作する実演芸術の巡回公演に対し支援する。</p>	http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/02gckijyo_ongakudo/index.html
23	地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ	地方公共団体が企画する優れた文化芸術の創造発信事業に対して補助することにより、文化芸術活動、古典に親しむ活動等を活性化させ、地域文化の再生やコミュニティの再構築、ひいては地域の活性化を促すことを目的とする。	<p>■文化芸術創造発信事業 地方公共団体が、地域住民、文化芸術団体、文化施設、教育機関等とともに実施する特色ある文化芸術振興の取組。</p> <p>■メディア芸術地域活性化事業 地域におけるメディア芸術(映画、マンガ、アニメーション、ゲーム等)の振興に資する総合的な取組(人材育成、国際交流、調査研究、保存、普及)。</p> <p>■新国立劇場を活用した現代実演芸術の普及事業 新国立劇場が制作した公演作品の地域における鑑賞事業や、地域に拠点を有するプロの芸術団体が新国立劇場において行う公演事業。</p> <p>■文化芸術による「心の復興」事業 東日本大震災の被災地の道県及び市町村が企画する実演芸術の鑑賞等を通じた「心の復興」を図る事業。</p> <p>■大学を活用した地域文化芸術振興事業 大学の有する文化芸術に関する人材、教育研究機能、施設、資料等を活用した地域での文化芸術振興の取組。</p>	http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/02bunka_geijutsu/initiative.html
24	映画製作への支援	劇映画、記録映画及びアニメーション映画等の日本映画の企画から完成までの製作活動に対し、映画製作に要する経費を、文化庁の予算の範囲内にて支援する。	<p>次のいずれかの活動区分に該当する日本映画の企画から完成までの製作活動で、国内において、原則として完成後1年以内に一般に広く公開されるものを助成対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇映画 ・記録映画 ・アニメーション映画 	http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/03eiga_sien/index.html
25	海外映画祭への出品等支援	日本文化についての国際的な理解を増進すると同時に、製作費回収の方途を拡大することを旨として、日本映画の海外展開を推進する。その目的のため、海外映画祭への出品等の際に必要な字幕作成、プリント複製を、自主制作映画を含めて行う。	海外の映画祭(アニメーション映画祭、短編映画祭、ドキュメンタリー映画祭を含む)に参加した日本映画に対し、外国語字幕制作費、映画製作者の海外渡航費への支援を行う事業。指定映画祭メインコンペティション部門への優先枠や、自主制作映画製作者のための特別枠も設けている。	http://unijapan.org/project/participation/terms.html
26	メディア芸術クリエイター育成支援事業	本事業は、若手クリエイターの創作活動を、団体を通じて支援することにより、次世代のメディア芸術分野を担うクリエイターの水準向上を図るとともに育成環境を整備し、もって我が国メディア芸術水準の向上と発展に資することを目的とする。	<p>■クリエイターの決定 メディア芸術祭歴代受賞者(審査委員会推薦作品含む)である若手クリエイターを公募等により決定する。なお、支援すべきクリエイターの人数は、5名程度とする。</p> <p>■クリエイターによる創作活動支援 決定したクリエイターの制作を支援するための事業を実施する。なお、当該事業で支援を受けたクリエイターは、メディア芸術祭の開催に合わせて成果を発表すること。</p> <p>■記録作成・報告 当該事業で実施した、クリエイターの創作活動支援に関して、記録を作成し、報告書とともに提出する。なお、活動内容については、ホームページ等を通じて随時公開していくものとする。</p>	http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/04media_ikusei/26_creatorikusei_shien.html

	関連施策名	施策概要	現在の主たる事業	参照 URL
27	若手アニメーター等人材育成事業	メディア芸術の振興に向けた取組の充実を図るため、将来を担う優れた若手アニメーター等の育成を推進し、もって我が国アニメーション分野の向上とその発展に資する。	制作スタッフに若手を起用したオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)を組み込んだ制作現場における若手アニメーター等の育成を行うとともに、我が国のアニメ制作現場における若手アニメーター等の育成方法の確立を図るため、次の事業を実施する。 ・作品制作団体の選定 ・作品制作による人材育成 ・講座等の実施 ・成果の評価と普及 ・作品の発表機会の確保 ・フォローアップの実施	http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/04animator/26animator_ikusei.html
28	新進芸術家の海外研修	我が国の新進の芸術家、アートマネジメント担当者、学芸員及び評論家等が、その専門分野について海外において実践的に研修するための渡航費及び滞在費を支援することにより、将来の我が国の文化芸術振興を担い、国際的に活躍する人材を育成することを目的としている。	美術、音楽、舞踊、演劇、舞台美術等、映画、メディア芸術の各分野における新進の芸術家、技術者、プロデューサー、評論家等で、定められた条件を満たす者を支援する。	http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/05kenshu/shinshin.html
29	次代の文化を創造する新進芸術家育成事業	新進芸術家等が、基礎や技術を磨くために必要な公演や展覧会などの実践的な研修機会を提供するとともに、創造・創作の源泉となる視野、見聞を広め、幅広い知識を得るためのワークショップ、セミナーの実施を通して、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成を目的としている。	本事業では、我が国の芸術界の将来を担う創造性豊かな新進芸術家等を育成することを目的とする企画を募集する。なお、申請できる企画には以下の2種類がある。 ・芸術団体や芸術家・芸術団体等を構成員とする統括団体が行う事業企画 ・複数の芸術系大学等が連携して行う企画又は芸術系大学等が芸術団体や芸術家・芸術団体を構成員とする統括団体と連携して行う事業企画	http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/05ikusei/h27_bosshu.html
30	大学を活用した文化芸術推進事業	多彩な芸術文化活動を支える高度な専門性を有したアートマネジメント(文化芸術経営)人材について実践的能力の向上等を含めた養成を推進するため、芸術系大学等による公演・展示等の企画・開催も含めた実践的なカリキュラムの開発・実施を支援し、開発されたカリキュラムを広く他大学等に周知・普及させることを目的としている。	実演芸術、美術等のアートマネジメントに関する専門的人材を総合的・体系的・実践的に養成する取組を対象とする。 内容については、多様な文化芸術活動を支援する高度な専門性を有したアートマネジメント人材を育成する観点から、例えば、専門的な知識の習得を目指す講座のほか、実践的な能力の習得のための公演・展示等の開催、事業成果を周知・普及するシンポジウムの開催を一連の事業として行う体系的なプログラムを開発・実施することなどが考えられる。	http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/12daigaku/katsuyo.html
31	文化芸術による子供の育成事業	小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、子供たちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を実施することにより、子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的とする。	■巡回公演事業文化庁が選定した文化芸術団体が、学校の体育館や文化施設で実演芸術の巡回公演を行う。 ■芸術家の派遣事業小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を学校等へ派遣し、講話、実技披露、実技指導を実施する。(学校公募型、特定非営利活動法人等提案型)	http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/05kodomo/
32	国際芸術交流支援事業	我が国のプロフェッショナルな芸術団体が行う、海外公演、国際共同制作公演及び国内で開催する舞台芸術国際フェスティバルを支援することにより、我が国の芸術団体の水準向上を図るとともに、国際発信力を強化し、我が国のプレゼンスを高め、「文化芸術立国」の推進に資することを目的とする。	■海外公演 我が国の芸術団体の海外フェスティバルへの参加等を補助する。 ■国際共同制作公演 国内外で行われる舞台芸術の国際共同制作公演を補助する。 ■東アジア交流 東アジアとの交流に係る上記の各活動を補助する。 ■国際フェスティバル 我が国で行われる舞台芸術の国際フェスティバルを補助する。	http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/07kokusaikoryu/27_kokusai_boshu.html
33	優れた現代美術の海外発信促進事業	我が国の優れた現代アート作家・アート作品の国際的なアートフェスティバル・フェアへの出展や国際発信力のある国内のアートフェスティバルへの支援を行うことにより、我が国の作家やキュレーターの活動・発表の場を提供し、我が国の現代アートの国際発信力・競争力の向上及び現代アートに触れる機会の充実を図ることを目的とする。	■海外アートフェスティバル等出展 海外で開催される国際的なアートフェスティバルや国際的なアートフェアへ我が国の現代アート作家・作品を出展する活動を補助する。 ■国際発信力のある国内企画展 我が国で開催される国際発信力を有する国際フェスティバルや我が国の現代アート作家・作品を展示の核とする展覧会等の活動を補助する。	http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/07kokusaikoryu/26_kaihaishashin_boshu.html
34	文化遺産を活かした地域活性化事業	我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統芸能・伝統行事の公開・後継者養成、古典に親しむ活動など、各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に対して補助金を交付することで、文化振興とともに地域活性化を推進することを目的としている。	地域の文化遺産を活用した取組が計画的・効果的に実施されるよう、各地方公共団体において、地域活性化に資する特色ある総合的な取組に関する計画を策定。その上で、補助事業者が当該計画に基づき実施する補助対象事業に関する応募書類を作成し、文化庁に提出する。	http://www.bunka.go.jp/bunkazai/chii_kasseika/h26_kasseika.html

	関連施策名	施策概要	現在の主たる事業	参照 URL
35	NPO 等による文化財建造物の管理活用事業	特定非営利活動法人や市民団体等が提案する文化財建造物の適切な維持管理と積極的な活用を図る事業案のうち、実現性や具体性、自立的な発展性に優れたものを選定して、文化庁の「管理活用事業」として委託して実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 文化財建造物修理に関わる技術の普及 文化財建造物の管理活用組織強化 文化財保護の新たな体制づくり 管理・活用に関するネットワークの構築 文化財建造物防災に関する活動 その他 	http://www.bunka.go.jp/bunkazai/hozon/pdf/h26_annai.pdf
36	伝統音楽普及促進支援事業	学習指導要領の改訂により、音楽の授業で扱う伝統音楽が充実されたことを契機に、学校教育において伝統音楽を効果的に扱うために、実演家、教員、さらには支える人たち(調整者)が協働して、伝統音楽の素晴らしさを子供たちに教えていく仕組みが形成されることを目指している。	<ul style="list-style-type: none"> ■合同研究事業 楽器演奏及び歌唱を学校の授業で教えるために必要な指導方法について、実演家、教員等が合同で行う研究会、講習会、成果発表会。 ■コーディネーター支援事業 学校の授業で行う場合に必要となる外部講師との調整、諸準備等を実質的に行う調整者(コーディネーター)を育成するための研修会。 ■教材作成事業 学校の授業で使用する参考書、教則本等を作成するために行う検討会及び作成。 	http://www.bunka.go.jp/bunkazai/dentoongaku/index.html
37	文化芸術の海外発信拠点形成事業	異文化交流の担い手となる外国人芸術家の積極的受入れや、国際的な文化芸術創造といった各地域において取り組まれている特色ある国際文化交流事業(アーティスト・イン・レジデンスなど)を国として強力で支援することで、日本各地に文化芸術創造と国際的発信の拠点づくりを推進することを目的とする。	外国人芸術家を招へいして行う滞在型の芸術創造支援プログラム(招へいする外国人芸術家の滞在期間が30日間以上のものに限る。)等。	http://www.bunka.go.jp/kokusaibunka/kaigai_jigyo/pdf/h26_kaigai_jigyo_yoko.pdf
38	地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業	美術館・歴史博物館を地域の文化の拠点として活性化するとともに、地域との共働の下、美術館・歴史博物館が有する多面的な可能性を生かした事業の展開を支援することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域とともにある美術館・歴史博物館・地域との共働による地域文化活動・地域へのアウトリーチ活動・ボランティア交流 他 ■地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館・外国人利用のための環境整備・国際会議の招致・開催・海外の美術館・歴史博物館との交流 他 ■人材育成に貢献する美術館・歴史博物館・大学と連携した世界で活躍する文化人材育成プログラムの開発・社会人ほか多様な対象者のための学習講座の実施・学校と連携した地域文化の担い手の育成 他 ■新たな機能を創造する美術館・歴史博物館・他分野との連携・融合による活動・文化財の新たな保存管理の手法の開発・日本文化・地域文化の海外への発信・障害者の芸術活動支援・鑑賞活動支援等の事業 他 	http://www.bunka.go.jp/bijutsukan_hakubutsukan/shien/kyoudou/index.html
39	美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業	我が国の文化芸術における課題等のうち、美術館・歴史博物館に関わる緊急な対応が必要な分野等に関する取組を支援することにより、地域ひいては我が国全体の活力の向上に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ■大規模災害に対応した文化財等の防災・救出に係る全国的な体制整備等 ・大規模災害時の動産文化財等の防災・救出に係る全国的な体制整備等 ・大規模災害時における動産文化財等の防災・救出に必要な調査研究 ・大規模災害時における動産文化財等の防災・救出に必要な人材育成 ■映画におけるデジタル保存・活用に関する調査研究 ・デジタル映画の保存・活用に関する調査研究 ・フィルム映画のデジタル保存・活用に関する調査研究 ・諸外国におけるデジタル映画の保存に関する技術や法制度等に関する調査研究 ・映画のデジタル保存・活用を担う人材育成 	http://www.bunka.go.jp/bijutsukan_hakubutsukan/shien/suishin/index.html
厚生労働省				
40	子ども・子育て支援	次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進している。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域子育て支援拠点事業 ・公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施 ・NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上 ■放課後児童健全育成事業 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。 	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo_kosodate/kosodate/index.html
41	障害者福祉	障害のある人も普通に暮らし、地域の一員としてともに生きる社会作りを目指して、障害者福祉サービスをはじめとする障害保健福祉施策を推進する。また、障害者制度の改革にも取り組んでいる。	(以下、文部科学省「障害者アート推進のための懇談会」の再掲) <ul style="list-style-type: none"> ■全国障害者芸術文化祭の開催 ■障害者の芸術活動支援モデル事業 	http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougai_hoken/sankabunka.html

	関連施策名	施策概要	現在の主たる事業	参照 URL
42	介護・高齢者福祉	高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスの確保、将来にわたって安定した介護保険制度の確立などに取り組んでいる。	■全国健康福祉祭(ねんりんピック) 全国健康福祉祭(愛称:ねんりんピック)は、スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、厚生省創立50周年に当たる昭和63(1988)年から毎年開催している。■地域包括ケアシステム団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していく。	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi-kaigo/kaigo_kouresha/
43	児童福祉文化財	社会保障審議会は、厚生労働大臣の諮問に対して答申や意見の具申を行う他、児童福祉法第8条第7項の規程により、出版物、舞台芸術、映像・メディア等の部門毎に優れた児童福祉文化財の推薦を行っている。	社会保障審議会の福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため委員会を設置して審議している。委員会は、制作者及び販売者からの申請に基づき、それぞれ「出版物」、「舞台芸術」、「映像・メディア等」の分野別に審査し、推薦候補作品を福祉文化分科会に報告する。分科会は、各委員会から報告された推薦候補作品について審議し、福祉文化分科会としての推薦を決定する。その際、特に優れた作品は特別推薦とする。福祉文化分科会において推薦された児童福祉文化財は、審議会の会長の同意により、審議会における推薦となる。	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kosodate/kosodate18/index.html
農林水産省				
44	グリーン・ツーリズム都市と農山漁村の共生・対流	都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の行き来を活発にする取組である。グリーン・ツーリズムのほか農山漁村における定住・半定住等も含む広い概念であり、都市と農山漁村を双方向で行き交う新たなライフスタイルの実現を目指すものである。	■グリーン・ツーリズム促進等緊急対策事業 グリーン・ツーリズムの推進や子ども農山漁村交流プロジェクトの受入等による交流ビジネスの展開に意欲を有しているものの、受入ノウハウの蓄積が乏しく、地域リーダーがいない等の地域を対象に、廃校等の施設を活用した交流活動の早期着手や受入体制の早急な整備等のほか、交流施設等の運営スタッフ及び地域コーディネーター、体験インストラクター、地域ガイドなどの雇用の創出を支援する。	http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/index.html
45	「和食」の保護・継承の推進	ユネスコの無形文化遺産に登録された「和食」を広く国民全体で保護・継承するためには、和食の料理人、学者等をメンバーとする「和食」文化の保護・継承国民会議(民間団体)と連携しつつ、和食志向を維持・増大させていく必要がある。このため、「和食」の専門知識を有し、発信力の高い料理人、学者等で構成される検討会を立ち上げ、同検討会の取り組む「和食」の保護・継承に向けた活動を支援する。	「和食」の専門知識を有し、発信力の高い料理人、学者等で構成される検討会を立ち上げ、検討会委員の専門知識と国民への発信力を活かして、以下の事業を実施する。 (1) 「和食」の国民実態調査及び保護・継承策の明確化 (2) 「和食」保護・継承地域活動の推進	http://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/pdf/washoku_27youkyu.pdf
46	茶業及びお茶の文化の振興	茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的として、生産者の経営の安定、消費の拡大及びこれに資する食育の推進、お茶の輸出の促進、お茶の伝統・文化に関する知識の普及等に努め、お茶を愛飲する人を増加させていくことが重要である。	(1) お茶の文化に関する理解の増進 ・お茶の文化の振興に関する取組の支援 ・海外における日本文化紹介活動を展開する取組の実施 (2) お茶に関する文化財の保存・活用 ・茶道具や茶室、お茶に関する風俗習慣などの文化財に対する保護	http://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/cha/kihonhou.html
47	美の里づくり	平成15年9月に農林水産省が策定・公表した「水とみどりの『美の里』プラン21」を受けて、住民の自発的な美しい農山漁村づくりの実践活動を支援するために、その基本的な考え方と進め方について、専門的な知見を解説した「美の里づくりガイドライン」を作成した。	本ガイドラインは、「美しい農山漁村づくりの主役は住民自身である」ことを基本的視点として、住民参加の実践テクニックも含めたプロセスやデザインコードを用いた地域のアイデンティティ探しについて解説するとともに、美しい農山漁村と農山漁業、自然環境・伝統文化の保全や都市と農山漁村の交流が果たす役割についても解説している。	http://www.maff.go.jp/j/nousin/soutyo/binosato_gaidorain/index.html
経済産業省				
48	クールジャパン／クリエイティブ産業	自動車、家電・電子機器等の従来型産業に加えて、「衣」「食」「住」やコンテンツ(アニメ、ドラマ、音楽等)をはじめ、日本の文化やライフスタイルの魅力を付加価値に変える(「日本の魅力」の事業展開)。新興国等の旺盛な海外需要を獲得し、日本の経済成長(企業の活躍・雇用創出)につなげる。	■JAPAN ブランドプロデュース支援事業 日本の各地には世界に通用する可能性がある商材を有する中小企業があるものの、中小企業が単独で海外販路を開拓するには様々なハードルがある。そこで、海外のニーズやライフスタイル等を熟知する「プロデューサー」と中小企業がチームを組んで海外需要獲得を目指すプロジェクトを支援することで、中小企業の海外販路の拡大等を後押しする。公募・採択されたプロジェクトについては、プロデュースにかかる経費の一部(プロデューサーの謝金・旅費等)を支援するとともに、販路開拓や情報発信などをサポートする。	http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/creative/index.html
49	コンテンツ産業	「コンテンツ産業」とは、映画、アニメ、ゲーム、書籍、音楽等の制作・流通を担う産業の総称。コンテンツを通じて日本の魅力を発信することにより、海外において日本ブームを創出する。また、コンテンツの継続的な放送・配信等のプラットフォームを確保し、コンテンツ輸出を一気に加速することで、海外で日本のコンテンツが常に視聴される環境を整える。	■コ・フェスタ(JAPAN 国際コンテンツフェスティバル)2007年にスタートしたコ・フェスタは、2014年度より、日本が誇るゲーム、アニメ、マンガ、キャラクター、放送、音楽、映画といったコンテンツ産業およびファッション、デザイン等コンテンツと親和性の高い産業に関わる各種イベントを効果的に海外に発信するための、海外発信力強化支援プロジェクトとなった。	http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/index.html
特許庁				
50	中小企業海外侵害対策支援事業	特許庁では、中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)を通じて、海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業の方々に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を助成している。		http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_kai gaishingai.htm

	関連施策名	施策概要	現在の主たる事業	参照 URL
中小企業庁				
51	JAPANブランド育成支援事業	中小企業の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業が協働し、自らの持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定支援を行うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外展示会出展等の取組に対する支援を実施する。	地域の産品や技術の魅力さをさらに高め、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組に要する経費の一部を補助。 ・戦略策定段階への支援 ・ブランド確立段階への支援	http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/index.htm
国土交通省				
52	新たな公による地域ビジネス創造支援体制の構築推進	地域の発意を活かし、魅力ある地域づくりを進めることで、地域産業を活性化し、地域経済の好循環を図ることが重要であるが、他方で地方部では人口減少により担い手不足という問題を抱えている。地域の活性化や課題解決には NPO、ソーシャル・ビジネス等の育成や新たな担い手の活用を図っていくことが重要である。そこで、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした特産品開発、観光開発等を目的として、多様な主体による事業型の地域づくり活動(地域ビジネス)等を生み育てる仕組みの構築等を支援する。	・新たな公の持続的な活動モデルとして、民間主導のソーシャル・ビジネス等の新たな地域の担い手・雇用づくりに組織的に取り組む中間支援活動を支援。 ・また、喫緊の課題である人口減少下の地域の担い手確保策として、1人多役・多業化を促進する観点から、モデル的な多役・多業型の地域づくり活動についても支援。	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_tk_000018.html
53	空き家を活用した地方創生	空き家改修による子育て用賃貸住宅の供給 空き家改修による情報提供・相談体制の充実等により 空き家という「負の資産」をポジティブに活用、又は除却した空き地の活用により、地域社会の発展や少子化問題に対応する。	・空き家改修による子育て用賃貸住宅の供給促進 ・空き家改修・活用に資する情報提供・相談体制の充実等 ・空き家対策に関する新たな制度的枠組みへの対応	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_tk_000018.html
54	中心市街地活性化のまちづくり	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、内閣に中心市街地活性化本部を設置するとともに、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度を創設、様々な支援策を重点的に講じていくこととし、また、地域が一体的にまちづくりを推進するための中心市街地活性化協議会の法制化等の措置を講じることとした。(改正中心市街地活性化法)	・市街地の整備改善 ・都市福利施設の整備 ・街なか居住の推進 ・商業の活性化 ・公共交通機関、特定事業等	http://www.mlit.go.jp/crd/index/index.html
55	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業	集約型都市構造への転換を図る上で人口密度を維持するエリアにおいて、景観・歴史資源となる建造物の修理・改修・協調増築等を含めた景観・歴史的風致形成に資する取組に対する総合的な支援を行うことにより、求心力のある魅力的な環境とすることで当該エリアに居住等機能を誘導し、都市再生を促進する。	集約型都市構造への転換促進(集約促進)に資する事業として地方公共団体が定める計画に位置づけられた景観・歴史的風致形成を推進する取組に対して支援を行う。	http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000033.html
56	歴史的風致維持向上推進等調査	良好な景観や歴史的街並みの形成における資金面、人材面、技術面等の共通課題に対応した取組の提案を募集し、優れた提案を実施することによって、その成果を全国的に広め、地域における良好な景観の形成や歴史的風致の維持及び向上の取組の推進を図ることを目的としている。	下記の良好な景観や歴史的まち並みの形成における共通課題に対応する取組の提案 ・民間資金の導入による町家等の歴史的建造物の修理・活用等の促進 ・広域的な歴史まちづくりの専門家組織の育成 ・伝統工法と現代工法の組合せによる歴史的建造物保全システムの構築	http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_mn_000003.html
観光庁				
57	観光地域ブランド確立支援事業	国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域の取組段階に応じ、地域独自の「ブランド」の確立を通じた日本の顔となる観光地域の創出に向けた取組を支援する。	■観光地域ブランド確立基盤づくり支援:ブランド戦略の策定に係る事業 ■観光地域ブランド確立支援:ブランド戦略に基づく事業・主たる滞在促進地区を起点とする滞在プログラムを実施するに当たっての課題を解決するために必要な事業・主たる滞在促進地区の魅力向上のために必要な事業・観光地域のブランド確立のために必要となるブランドの管理を行う事業 等	http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/brand.html
58	国際観光(MICEの開催・誘致)	MICE とは、企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。2013年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」においては、多くの人や優れた知見、投資を日本に呼び込む重要なツールとしてMICEが位置付けられた。また、観光立国実現に向けた主要な柱の一つとして MICE が位置付けられており、これらの戦略に基づく具体的なアクションを通じて、我が国の MICE の一層の発展を図る。	■グローバル MICE 戦略都市 2013年6月、グローバル MICE 戦略都市として5自治体を選定するとともに、グローバル MICE 戦略都市に次ぐ評価を得た2自治体をグローバル MICE 強化都市として選定し、世界トップレベルの MICE 都市を目指し、国として支援を行う。 ■ユニークベニュー 文化施設や公的空間等のユニークベニューとしての利用の活性化等を促すことを目的に、「ユニークベニュー利用促進協議会」を立ち上げ、我が国のユニークベニューの開発・利用促進を図っている。 (※)ユニークベニューとは:歴史的建造物や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場	http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/mice.html
59	ニューツーリズムの振興	ニューツーリズムとは、従来の物見遊山的な観光旅行に対して、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態である。活用する観光資源に応じて、エコツーリズム、グリーン・ツーリズム、ヘルスツーリズム、産業観光等が挙げられ、旅行商品化の際に地域の特性を活かしやすいことから、地域活性化につながるものと期待されている。観光庁では、地域の特性を生かし、かつ多様化する旅行者のニーズに即した観光を提供するニューツーリズムの振興を図っている。		

	関連施策名	施策概要	現在の主たる事業	参照 URL
防衛省				
60	自衛隊音楽祭り	自衛隊音楽まつりとは、自衛隊記念日行事の一環として、毎年11月頃日本武道館において開催される自衛隊最大の音楽イベントである。陸・海・空音楽隊によるドリル演奏や自衛太鼓等、通常の音楽演奏とは違った迫力ある演奏を届けている。		

(2) 関連機関等が実施する文化施策の調査

	機関名	事業概要	現在の主たる事業	参照 URL
公的機関				
61	(独法)国際交流基金	世界の人々と日本人の間で相互の理解を深めるため、「文化芸術交流」「海外における日本語教育」「日本研究・知的交流」の3つの異なるフィールドで、さまざまな企画や情報提供を通じて人と人との交流をつくりだす。 ・企画・主催事業 展覧会や舞台公演、国際会議、海外の文化人の招へい ・助成・支援事業 文化交流のために活動する人々に資金の一部を提供、ツールや機会、場所の提供 ・ネットワーキング事業 人的交流のための情報集配、ネットワーク構築 ・日本研究・知的交流事業 海外の日本理解の基礎となる日本研究を促進し、地域や世界の共通課題に対処するための知的交流を促進。	<ul style="list-style-type: none"> ■文化芸術交流:・2国間周年記念事業、演劇の国際共同制作、専門家間のネットワークづくり、復興支援の取り組み、将来に向けた日中交流の担い手育成 ■海外における日本語教育:「JF 日本語教育スタンダード」の推進、JF 日本語講座」、インターネットを活用した教育ツール、日本語能力試験、日本語専門家の海外派遣、日本語教育支援プロジェクト、海外の教師を対象とした研修(日本語国際センター)、海外の学習者を対象とした研修(関西国際センター) ■日本研究・知的交流:日本研究機関支援、日本研究フェローシップ、日本研究ネットワーク促進、知的交流 対外発信強化、知的交流人材育成、米国との知的交流、日米文化教育交流会議(CULCON=カルコン) ■国際文化交流への理解と参画の促進:国際交流基金賞、国際交流基金地球市民賞 ☆助成・支援事業:主に文化芸術交流、海外における日本語教育、日本研究・知的交流、アジア文化交流強化分野で、国際交流事業の企画を実施する個人や団体に対して、助成金、研究奨学金(フェローシップ)等を提供する、公募プログラムの実施。	http://www.jpff.go.jp/
62	(独法)日本芸術文化振興会	1. 文化芸術活動に対する援助 (1) 芸術文化振興基金による助成金の交付 (2) 文化芸術振興費補助金による助成金の交付 2. 伝統芸能の保存及び振興 (1) 伝統芸能の公開 (2) 伝統芸能の伝承者の養成 (3) 伝統芸能に関する調査研究並びに資料の収集及び活用 (4) 劇場施設の貸与 3. 現代舞台芸術の振興及び普及 (1) 現代舞台芸術の公演 (2) 現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修 (3) 現代舞台芸術に関する調査研究並びに資料の収集及び活用 (4) 劇場施設の貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化振興基金を通じた助成金の交付 ・国立劇場、国立演芸資料館(国立演芸場)、国立能楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわの運営 ※国立劇場おきなわの運営業務は(公財)国立劇場おきなわ運営財団に委託 ・劇場における各種事業の実施(芸能の公開、鑑賞教室) ・伝承者の養成 ・文化デジタルライブラリーの運営 ・新国立劇場を設置。 ※運営業務は(公財)新国立劇場運営財団に委託 ・新国立劇場での現代舞台芸術の公演 ・現代舞台芸術の人材育成 ・現代舞台芸術の上演や作品についての調査(新国立劇場内の情報センター、千葉県銚子市の舞台美術センターの運営) 	http://www.ntj.jac.go.jp/
63	(一財)地域創造	(1) 地域における文化・芸術活動を担う人材の育成(2) 地域における公立文化施設の利活用の促進を支援(3) 地域において活動が期待されるアーティストの確保(4) 地方団体が単独では実施困難な連携事業等を支援(5) 文化・芸術活動を通じた地域づくりのための調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ■研修交流事業・ステージラボ・アートミュージアムラボ・文化政策セミナー・都道府県・政令指定都市文化行政担当課長会議・リージョナルシアター事業 ■公共ホール等活性化支援事業・公共ホール音楽活性化事業・公共ホール現代ダンス活性化事業・公共ホール演劇ネットワーク事業・邦楽地域活性化事業・公立美術館活性化事業・地域の文化・芸術活動助成事業 ■情報交流・調査研究等事業・ニューズレター、雑誌の発行、ウェブ等の情報配信・調査研究事業・地域の公立文化施設実態調査ほか・コンサルティング事業・顕彰事業(地域創造大賞(総務大臣賞)) ■地域伝統芸能等保存事業・「地域伝統芸能まつり」・映像記録保存事業・「地域文化資産ポータルサイト」の運営・地域伝統芸能継承者(青少年等)育成事業・地域文化コーディネーター派遣モデル事業(企画事業助成)ほか 	http://www.jafra.or.jp/

	機関名	事業概要	現在の主たる事業	参照 URL
64	(一財)自治総合センター	<p>■調査研究事業 ■環境保全・シンポジウム助成事業全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を財源とした助成活動 ■宝くじ社会貢献広報事業地域文化の振興、コミュニティ活動の支援などをはじめ、地域振興のための事業を通じて、宝くじの社会貢献広報のために、さまざまな事業を行う。</p>	<p>■調査研究事業・21世紀地方自治制度についての調査研究・地域人材育成に関する調査研究・地方公務員の給与決定に関する調査研究・地方分権に関する基本問題についての調査研究・公営企業の経営のあり方等に関する調査研究・地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究 ■環境保全・シンポジウム助成事業・環境保全促進助成事業(コミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境にかかる保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に対して助成)・シンポジウム助成事業(活気に満ちた地域社会づくりの推進を図るため、地方公共団体が開催するシンポジウム事業に対して助成) ■宝くじ社会貢献広報事業・文化振興事業(宝くじ文化公演事業:「宝くじ文化公演」「宝くじふるさとワクワク劇場」「宝くじまちの音楽会」「宝くじおしゃべり音楽館」、宝くじスポーツフェア開催事業:野球・バレーボール・サッカーの各種目で、元プロ選手や日本代表 OB・OG などのメンバーで編成する「ドリームチーム」と開催地チームとの親善試合等)・コミュニティ助成事業(コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業)</p>	http://www.jichi-so.go.jp/
65	ブリティッシュ・カウンシル	<p>1934年に設立された英国の公的な国際文化交流機関。日本では1953年から活動を開始。教育機会と文化交流を目指し世界中で活動を広げており、現在、日本を含む世界100以上の国と地域で190以上のオフィスを展開。最新のコミュニカティブ手法を用いた英会話スクールや IELTS などの試験、英国留学に関する情報提供のほか、高等教育、英語教育、アーツの分野で国際的なパートナーシップの構築を行う。英国では公益団体(非営利組織)として登録されている。</p>	<p>■高齢社会とアート:英国文化芸術団体の招へいプログラム:英国において高齢者を対象にした先駆的な取り組みを行っている14の文化芸術団体の関係者を招き日本における視察プログラムを実施 ■カルチュラル・オリンピアドー ロンドンから東京へー:2012年のロンドン五輪の英国の経験を共有しながら、2020年の東京大会とその先の未来に向けて、日本の関係者の方々と一緒にさまざまなプログラムを展開 ■ELEVATE-Creativity for Social Change-:日本、アジアと英国をつなぐ、創造的なイノベーション促進プログラム ■Museum for Tomorrow:日本と英国のミュージアム関係者の対話を促しながら、今日の社会におけるミュージアムの役割や意義について議論を深め、日本と英国のミュージアムが共通のアジェンダのもと協働できるような機会の創出 ■クリエイティブな音楽教育:音楽教育の新たなかたちや可能性を、日英の関係者がともに考える機会を創出 ■アンリミテッド:障がいのあるアーティストの創造性溢れる活動を支援 ■プライベート・ユートピア ここだけの場所:ブリティッシュ・カウンシル・コレクションにみる英国美術の現在</p>	http://www.britishcouncil.jp/
地域アーツカウンシル				
66	アーツカウンシル東京	<p>芸術文化活動に対する助成支援事業を柱とし、大きく分けて3つの事業を展開。 ■支援事業:民間の芸術文化活動を支援し、芸術創造環境を整える。 ・東京芸術文化創造発信助成 ■パイロット事業:人材育成事業や、観光、地域活性化と連動した事業等先駆的な事業を実施する。 ・アーツアカデミー、クリエイティブ分野支援事業、「隅田川ルネサンス」関連事業、伝統芸術見本市 ■企画戦略:様々な調査研究、海外ネットワークづくり等により、芸術文化環境を整え、シンクタンク機能を充実させる。 ・調査研究、国際交流事業</p>	<p>■支援事業 ・東京芸術文化創造発信助成 ■パイロット事業 ・アーツアカデミー事業、クリエイティブ分野支援事業、「隅田川ルネサンス」関連事業、伝統芸術事業 ■セミナー、シンポジウム ・オープンフォーラム、公開セミナー・シリーズ、オープントーク2020</p>	http://www.artscouncil-tokyo.jp/ja/
67	アーツコミッション・ヨコハマ	<p>■芸術文化支援実験的な芸術表現や横浜ならではの都市文化を生み出すような活動に対する助成を通して、横浜で芸術創造や発表を行うアーティストやクリエイター等の活動サポートと横浜での芸術鑑賞機会の創出、社会における芸術や創造力の役割の拡張を行う。 ■アーティスト・イン・レジデンス交流事業主にアジア諸都市との間で、横浜に一定期間滞在し作品制作を行うことを通して、海外の若手アーティストを横浜に紹介するとともに、日本の若手アーティストに対して海外での滞在制作の機会を提供する交流事業を行う。 ■創造まちづくり支援アーティストやクリエイター等の滞在や制作場所、発表スペースの創出を目的に、芸術と社会をつなぐ仕組みである“芸術不動産”や創造産業の誘致等を通して、アーティストやクリエイター等の制作環境を整え、横浜が創造性あふれる人材の集う街となることを目指す。 ■相談業務横浜に活動の場を設けたい、作品制作や発表をしたい、会場を探している等、横浜で活動するにあたっての疑問や相談に対応する。</p>	<p>■芸術文化支援 ・創造都市横浜における創造活動支援助成 ・アーティスト・クリエイターのための事務所等開設支援助成 ・芸術不動産リノベーション助成 ■アーティスト・イン・レジデンス交流事業 ・横浜市・成都市 アーティスト・イン・レジデンス交流事業 ■創造まちづくり支援 ・芸術不動産 ■相談業務</p>	http://ycc.yafjp.org/about
68	大阪アーツカウンシル	<p>■評価・審査:府市の文化課が担当する文化事業の評価と改善提案。府市の公募型助成金の審査。 ■企画/調査:文化を育てる環境づくりへ新たな提案。そのベースになる情報を集め、発信(2014年～)。</p>	<p>※評価・審査 対象事業 ・大阪府文化事業 ・大阪市文化事業 ・大阪府公募型助成事業 ・大阪市公募型助成事業</p>	http://osaka-artscouncil.jp/ http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/bunnsinkaigi/

	機関名	事業概要	現在の主たる事業	参照 URL
69	沖縄アーツカウンシル	主に「沖縄文化活性化・創造発信支援事業」を担う。 ※本事業は、沖縄文化の活性化や芸術文化の創造・振興・発信を支援するため、様々な分野の芸術文化活動、地域の芸能・行事等の文化資源を活用した活動、人材育成活動を助成し、“沖縄版アーツカウンシル”のあるべき姿について検討を進めていくことを目的として、2012年に開始された。	・沖縄文化活性化・創造発信支援事業	http://okicul-pr.jp/200/240/ https://www.facebook.com/okinawa-arts?fref=nf
民間財団				
70	(公財)日本財団	「あなたのまちづくり」「みんなのいのち」「子ども・若者の未来」「豊かな文化」「海の未来」「人間の安全保障」「世界の絆」の各領域における支援・助成活動。	■情報発信市民活動情報サイト「CANPAN」の運営 ■あなたのまちづくり・まつり応援基金、New Day 基金プロジェクト、障害者の地域生活支援、福祉車両配備、郷土伝統・文化支援、チャリティ事業支援、青パト配備 ■みんなのいのち災害復興支援特別基金、復興支援 ROAD プロジェクト、日本財団在宅看護センター起業家育成事業、ホスピス・プログラム、日本財団 写真・動画コンクール、被災地で活動した芸能人ベストサポート、Let's Tree 基金、夢の貯金箱、ママプロ ■子ども・若者の未来学生ボランティア活動支援、日本財団学生ボランティアセンター (Gakuvo)、財団職員出前授業、歯の妖精「TOOTH FAIRY」プロジェクト、日本ベンチャーフィランソपी基金、ハッピーゆりかごプロジェクト ■豊かな文化アール・ブリュット支援、ランチタイムコンサート、エール For 日本、■海の未来海・船にかかわる活動支援、海洋関連の学際的な講座設置、マラッカ・シンガポール海峡の安全航行支援、造船所の見学会プロジェクト、渚の交番プロジェクト、海洋関係奨学プログラム、造船貸付事業 ■人間の安全保障ハンセン病支援、海外における障害者支援、伝統医療活用プロジェクト ■世界の絆ミャンマースポーツプロジェクト、日本財団国際フェローシップ、私たちが薦める100冊プロジェクト、国際関係奨学プログラム、東京国際文芸フェスティバル	http://www.nippon-foundation.or.jp/
71	(公財)トヨタ財団	国内外における諸研究や活動への助成	・国内助成プログラム(公募) ・国際助成プログラム(公募) ・研究助成プログラム(公募) ・社会コミュニケーションプログラム ・イニシアティブプログラム ・広報誌「JOINT(ジョイント)」の発行	https://www.toyota-found.or.jp/
72	(公財)福武財団	■アート事業アート活動による地域の活性化 ■助成事業・文化と芸術による地域振興の助成及びその普及・瀬戸内海における地域活動や学術研究に対する助成および自主事業 ■交流事業文化、芸術を振興する国内外の交流事業(芸術祭、シンポジウムの開催等自主事業)	■美術館及び美術施設の設置運営「地中美術館」「李禹煥美術館」「直島銭湯I♥湯」美術施設(石橋・碁会所・はいしゃ)「ANDO MUSEUM」「宮浦ギャラリー六区」「女根」「レアンドロ作品(不在の存在)」「犬島精錬所美術館及び犬島家プロジェクト」「豊島美術館」「森万里子作品(トムナフーリ)」「ボルタンスキー(心臓音のアーカイブ)」「豊島横尾館」「Big Bambú」「福武ハウス」 ■美術に関するイベント並びに国際交流事業・瀬戸内国際芸術祭2016(共催)・教育普及及びプログラムの実施(キッズインミュージアム)・プライベートツアー、ナイトプログラム(対象:一般)・「米&食プロジェクト」:直島、豊島において米の栽培を通じ、地域の文化、環境、住民と触れ合うことで地域活性化につながるプログラムを提供する。豊島においては、「食とアート」に結び付く活動とする。・国際交流 ■地域活動助成 ■地域活動の共催支援・瀬戸内国際芸術祭の企画・実施・大地の芸術祭(新潟県越後妻有)・豊島食プロジェクト(香川県豊島)・瀬戸内海全誌(仮称)の刊行(香川県) ■地域振興のためのファンドレイジング・ふるさと納税ファンドレイジングサイトの運営・豊島食プロジェクトに関するファンドレイジング ■瀬戸内文化研究・活動支援助成事業 ■瀬戸内国際シンポジウム	http://www.fukutake.or.jp/art/katsudo/index.shtml
73	(公財)サントリー文化財団	■研究助成 ■海外出版助成 ■サントリー学芸賞 ■調査研究 ■サントリー地域文化賞 ■地域文化「東奔西走」 ■国際研究プロジェクト「グローバルな文脈での日本」 ■『アステイオン』の発行	■研究助成・人文科学、社会科学に関する学際研究への助成 ■海外出版助成・日本理解を促す外国語の出版を助成 ■サントリー学芸賞・広く社会と文化を考える、独創的で優れた研究・評論を行う個人を顕彰(政治・経済部門、芸術・文学部門、社会・風俗部門、思想・歴史部門) ■調査研究人文科学、社会科学に関する国際的・学際的なテーマでの自主研究 ■サントリー地域文化賞・全国各地で展開されている芸術、文学、伝統の保存・継承、衣食住での文化創出、国際交流活動などを通じて、地域の文化向上と活性化に貢献した個人、団体を顕彰。1979年に開始。2014までの授賞件数は194件、全都道府県に受賞者が誕生している。30年以上にわたり、全国の地域文化活動を評価、顕彰している。 ■地域文化「東奔西走」 ■国際研究プロジェクト「グローバルな文脈での日本」 ■『アステイオン』の発行	http://www.suntory.co.jp/sfnd/prize-ca/index.html

	機関名	事業概要	現在の主たる事業	参照 URL
74	(一財)おおさか創造千島財団	<p>アーティストやクリエイターが活動しやすい状況を整備し、創造性が触発されるような環境を生み出すことを目的として、以下の助成プログラムを実施。</p> <p>■創造活動助成(公募) 大阪における創造活動を活発化するため、また大阪で活動するアーティスト、クリエイターを支援するため、活動資金の一部を助成金として交付。</p> <p>■スペース助成(公募) 造船所跡地を改装した創造スペース「クリエイティブセンター大阪(CCO)」を、創造活動の舞台として無償で提供。</p> <p>■パートナーシップ助成(非公募) 当財団の所在地である大阪市・北加賀屋を創造拠点のモデルケースと考え、北加賀屋で活動するアート関係者・団体等と連携し、活動資金の一部を助成金として交付。</p>	<p>・助成事業</p> <p>・イベントカレンダー「北加賀屋ワンダーガヤガヤ」の発行</p> <p>・まちあるきツアーの実施</p> <p>・「KCV(北加賀屋クリエイティブ・ビレッジ)構想」(北加賀屋エリア[大阪市住之江区]を創造性あふれる魅力的なまちに変えていく試み)の推進</p> <p>・「北加賀屋つくる不動産」(大阪・北加賀屋エリアで主にアーティストやクリエイター向けの物件情報を提供す不動産紹介ページ)の展開</p>	http://www.chishimatochi.info/found/
75	(一財)たんぼぼの家	<p>【たんぼぼの家】の活動■たんぼぼの家アートセンターHANA の運営すべての人がアートを通じて自由に自分を表現したり、互いの感性を交感することができるコミュニティ・アートセンター。障害のある人たちが個性をいかしながらビジュアルアーツやパフォーマンスアーツに取り組むスタジオ、今を生きる人たちの表現を紹介するギャラリー、コミュニケーションの場としてのカフェ&ショップ、アートの可能性について探求するインフォメーションセンターやミーティングルーム。■アートプロジェクトの実施・エイブル・アート・ムーブメント・インクルーシブデザインプロジェクト・ケアする人のケア・プロジェクト・わたぼうしプロジェクト・一般財団法人たんぼぼの家■社会福祉プロジェクトの実施・社会就労センターたんぼぼの家・たんぼぼ相談支援センター・たんぼぼ生活支援センター・福祉ホームコットンハウス・たんぼぼ楽食サービス・社会福祉法人わたぼうしの会(障害のある人、子どもや高齢の人などが安心して地域のなかで生きていくことを支えるために[アート・ケア・ライフ]という視点を柱にした社会福祉サービスを提供。日中活動・就労支援と、相談支援・生活支援、福祉ホーム、配食サービスなどを運営)</p>	<p>【一般財団法人たんぼぼの家】の活動■エイブル・アート・プロジェクトアートと社会の新しい関係をつくる「ABLE ART MOVEMENT(可能性の芸術運動)」を1995年に提唱し、市民の文化力を高める運動を展開。芸術の社会化、社会の芸術化をめざし、展覧会やワークショップ、セミナー、調査研究など。■インクルーシブデザイン・プロジェクトインクルーシブデザインとは、これまでデザインのメインターゲットから除外されてきた高齢者や障害のある人などに積極的にデザインプロセスに参加してもらう手法。ユーザーがデザインに創造的、共創的にかかわり、一人ひとりの生に向き合ったモノ・サービス・環境づくりをめざす実践として「インクルーシブデザイン=参加のデザイン」に取り組む。■ケアする人のケア・プロジェクト他者への気づかいや支えあいを大切にできる社会(ケアリング・ソサエティ)をつくるために、情報交換の場づくりや文化的手法を取り入れたプロジェクトに取り組む。1999年より市民研究として「ケアする人のケア」に取り組み、2002年に「ケアする人のケア研究所」を設立。■わたぼうしプロジェクト障害のある人の綴った詩をメロディにのせてみんなで歌う「わたぼうし」。全国各地、年間約50カ所で開催する「わたぼうしコンサート」と、毎年新しい作品を募集して発表する「わたぼうし音楽祭」を実施。1991年から2年に1度「アジア・太平洋わたぼうし音楽祭」を展開。■学会の運営日本ボランティア学会、アートミーツケア学会</p>	http://popo.or.jp/
民間企業・LLC等				
76	アサヒビール(株)	<p>【メセナ活動方針】社会に開かれた企業を目指し、社会・市民とのパートナーシップを組んで、新たな価値創造に挑戦し、一つ一つの活動を積み重ね、ローカルからグローバルへ、ネットワークを育み発展させる事業を行う。</p> <p>1.「未来」 独創的な新しいソフト開発、未来文化創造に寄与する。</p> <p>2.「市民」 市民の主体的参加促進を応援する。社会とアートのつなぎ手としての市民活動を応援する。</p> <p>3.「地域」 ひと・もの・こと・自然など、地域資源に着目した地域文化の活性化を応援する。</p>	<p>■アサヒ・アートスクエアの運営多彩なアートが楽しめるコミュニケーションスペース。“食と芸術文化”の新たな発信拠点。■アサヒ・アート・フェスティバル全国のNPOや市民グループ、アーティストたちが一緒につくる、ジャンルを越えたアートのお祭り■アサヒ・エコアート・シリーズ<水と緑>をテーマとした環境への取り組み(“エコ”)と“アート”のコラボレーション。■ロビーコンサート本社ロビーや全国の工場などで、どなたにも気軽にお楽しみいただけるコンサート。■すみだ川アートプロジェクト80年後の‘隅田川’再生を目指し、アーティストと市民と一緒に展開するプロジェクト。■カルチャーセミナー食と食をめぐる多様な文化を、ゲスト講師とともに、楽しく分かりやすく学んでいく講座。・五感で世界を考える食卓【アサヒ・フードカルチャー・シリーズ】■その他の芸術・文化プログラムジャンルを越えたさまざまなプログラムを展開。■公益財団法人アサヒグループ芸術文化財団美術・音楽を中心とした芸術文化活動の助成やその国際交流を支援するとともに、「アサヒビール大山崎山荘美術館」を運営。■公益財団法人アサヒグループ学術振興財団食にかかわる生活科学や生活文化および地球環境科学に関する研究の奨励・援助。</p>	http://www.asahibeer.co.jp/csr/philanthropy/soc/activity.html
77	トヨタ自動車(株)	<p>【社会貢献活動の基本的な考え方】</p> <p>「社会から信頼される良き企業市民」となることを目指し、豊かな社会づくりとその持続的な発展のため、社会貢献活動をグローバルに取り組む。創業以来の理念である「社会貢献」を継承し、いい町・いい社会づくりに向け、さまざまな領域で、積極的に活動を推進。グローバルな重点領域「環境」「交通安全」「人材育成」の3分野に、日本では「社会・文化」の領域を加え、トヨタの持つノウハウやリソースを最大限に活用したプログラムを推進。「豊かな社会づくり」に向けて、主に2つの分野で支援を推進。芸術・文化分野においては、「地域文化振興」「若手育成」「裾野拡大」を重点にした音楽や舞踊などの活動を、社会分野においては、さまざまな人々が互いに尊重して支えあう社会づくりを目指し、地域とのコミュニケーション、地域社会との共生を心がけ、メセナ、福祉、自立促進支援などの活動を行う。</p>	<p>【社会・文化領域】</p> <p>■トヨタ・マスタープレーヤーズ、ウィーン (ウィーン国立歌劇場の特別協力を得て、特別編成されたオーケストラによるコンサート) ■トヨタ コミュニティコンサート (日本アマチュアオーケストラ連盟と連携して、全国各地で展開しているクラシックコンサート) ■トヨタ 青少年オーケストラキャンプ (音楽を通して将来を担う青少年を育成するため、第一線の音楽家を講師に招いた合宿研修) ■トヨタ ミュージックライブラリー (スクールオーケストラから市民オーケストラに至る楽譜のライブラリー) ■トヨタロビーコンサート (気軽に質の高い音楽を楽しんでもらう。地域の協力を得て開催しているコンサート) ■トヨタコレオグラフィアワード(次代を担う振付家の発掘・育成を目的に、世田谷パブリックシアターとの提携事業として、顕彰事業を展開) ■トヨタ創造空間プロジェクト (コンテンポラリーダンスのダンサーを対象に、会社施設をアーティストの創造空間として提供) ■トヨタ・アートマネジメント</p> <p>【ネット TAM】 (アートマネジメント総合情報サイト)</p> <p>【人材育成】</p> <p>■科学のびっくろ箱！なぜなにレクチャー (小学生を対象にモノづくりの精神と科学技術への興味や夢を育むため、科学工作教室) ■トヨタ・子どもとアーティストの出会い (子どもの豊かな感性や多様な価値観を育むことを目的に、ワークショップ型授業)</p>	http://www.toyota.co.jp/http://www.toyota.co.jp/jpn/sustainability/social_contribution/society_and_culture/domestic/

	機関名	事業概要	現在の主たる事業	参照 URL
78	TOA(株)	<p>【社会貢献活動について】 社会から信頼される「良き企業市民」として、多様な社会問題の解決に向けた取り組みを自発的に行い、社会に貢献する。自社資源を有効に活用し、本業である「音と映像」との関連性を強く意識した独自の活動を行うことで、社会と共に発展していく「かけがえのない企業」になることを目指す。</p> <p>【文化活動について】 業務用音響機器と映像機器の専門メーカーとして培ってきた技術や自社資源を有効活用し、世代を超えて受け入れられる数多くのイベントや文化・芸術活動、地域のスポーツ振興をサポート。自主企画では、自社施設ジーベックホールを拠点に、「音楽と教育」をテーマとした体験型ワークショップなど、独自のメセナ活動を展開。次代を担う子どもたちに、音楽の楽しさや感動を、そして仲間とともに創造的体験を行う喜びを伝える活動を続けている。</p>	<p>■XEBEC(ジーベック)ホールの運営</p> <p>■TOA Meet! Music! Concept</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TOA Music Workshop ・トライやる・ウィーク ・神戸 JAZZ ・匠ワークショップ <p>■文化支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸ルミナリエ ・丹波の森 国際音楽祭 シューベルティアードたんば ・ダイアログ・イン・ザ・ダーク(DID) ・演劇で防災 	http://www.toa.co.jp/ http://www.toa.co.jp/mecenat/
79	千島土地(株)	<p>【地域創生・社会貢献事業について】 千島土地グループは、所有不動産の価値向上と社会との共生を実現するためのまちづくりを目指し、以下のような活動に取り組んでいる。 ■名村造船所跡地の活用・30年間継続するアートプロジェクト「NAMURA ART MEETING '04-'34」に会場提供等の協力。・2005年には、旧事務所棟内に創造スペース「BLACK CHAMBER」を創設、同時に「STUDIO PARTITA」など敷地内の他施設を合わせた「クリエイティブセンター大阪(CCO)」をオープン。産業遺産のポテンシャルを活かして、さまざまな創造活動を行う。・周辺の工場跡、住居跡などの不動産も活用し、エリア一帯にアートや創造的な営みに関心がある人たちを呼び込む「北加賀屋クリエイティブ・ビレッジ構想」を推進。 ■歴史的建造物「芝川ビル」の保存・活用・国登録有形文化財「芝川ビル」・レンタルスペース「芝川ビルモダンテラス」 ■アヒルプロジェクトオランダの若手アーティスト・F. ホフマンの作品「ラバー・ダック」の展示活動。 ■おおさか創造千島財団の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「NAMURA ART MEETING '04-'34」への協力。 ・「クリエイティブセンター大阪(CCO)」の運営。 ・「北加賀屋クリエイティブ・ビレッジ構想」の推進。 http://kitakagaya-cv.net/ ・「芝川ビル」の保存・活用・アヒルプロジェクト ・おおさか創造千島財団の運営 ・「北加賀屋クリエイティブファーム(みんなのうえん)」事業 http://minnanouen.jp/ 	http://www.chishimatochi.com/http://www.chishimatochi.com/solution/regional/
80	(株)ベネッセコーポレーション	<p>【CSR の考え方】事業を通じた社会課題の解決と教育・文化・芸術を中心とした良い地域づくりを目指す。ベネッセグループの CSR は、『企業理念「Benesse=よく生きる」から始まる新しい社会価値づくり』であり、ステークホルダーと誠実に向き合い、事業を通じて社会の課題を解決することにある。法令遵守や持続可能な発展に向けた取り組みなど、企業として果たすべき責任の側面だけでなく、社会の課題を解決して新しい価値をつくるイノベーター活動にまで踏み込み、チャレンジしていきます。「教育・子育て」「介護」など多くのステークホルダーに支えられている事業を通じて社会課題の解決に取り組むと同時に、直島での活動に代表される教育・文化・芸術を中心とした地域振興活動に力を入れていることがベネッセグループならではの CSR だと考えている。赤ちゃんからお年寄りまで一人ひとりの「Benesse=よく生きる」の実現を目指し、ステークホルダーにとってなくてはならない企業グループを目指して取り組む。理念と収益を両立させ、社会・環境・経済の側面からバランスのとれた事業活動を展開しながら、社会課題の解決に取り組んでいくことが最も重要だと考え、事業の核である「教育・子育て」「シニア・介護」に「人材」「環境」「地域/社会貢献」を加えて、中長期の「CSR 達成像」の5つの柱と定めた。「地域/社会貢献」の柱では、企業理念である「Benesse=よく生きる」は「よい地域から生まれる」という考えのもと、人々が良い人生、幸せな生活を送ることができるコミュニティづくりに取り組んでいる。関連の財団と連携した公益活動や地域に根ざした活動を通して地域の「よく生きる」を支援。</p>	<p>■財団と連携したよい地域づくり</p> <p>2つの公益財団法人とともに、現代アートや文化振興による「よい地域づくり」を推進し。財団の活動は、約7%保有する当社株式の配当を主な運営資金にしており、当社グループがサステナブルな事業成長を実現し、安定的に配当を行うことが財団を通じた継続的な地域支援につながると考えている。特に、瀬戸内海の島々では、20年にわたり、現代アートや建築で、日本の原風景ともいえる瀬戸内の自然や地域固有の文化を活かした地域づくりに取り組んでいる。</p> <p>□ベネッセアートサイト直島:1989年以来、瀬戸内海の直島、豊島、犬島を舞台に、同社と福武財団が展開しているアート活動の総称。日本の原風景ともいえる瀬戸内の自然や地域固有の文化の中に現代アート・建築をおくことによって、特別な場所を生み出していくことが「ベネッセアートサイト直島」の基本姿勢。アート作品、瀬戸内の自然、風景、地域の人々とのふれあいを通じて、訪れる人が「ベネッセ=よく生きる」について考えることを目指す。</p> <p>□ベネッセグループと財団活動同社グループと福武総一郎氏は、1986年の福武学術文化振興財団設立以来、4つの財団を設立してきたが、公益法人制度改革を機に2012年4月に、そろって公益財団法人化。さらに2012年10月には、(公財)福武学術文化振興財団、(公財)文化・芸術による福武地域振興財団、(公財)直島福武美術館財団の3財団を統合し、「(公財)福武財団」が誕生。主に文化・芸術の振興によって、活力にあふれ、個性豊かな地域社会の発展に貢献することを目指す。</p>	http://www.benesse.co.jp/http://www.benesse-artsite.jp/
81	SCSK 株式会社	<p>ワークショップの開発・実践と全国への普及を通して、子どもたちの「共に創る力」を育む「CAMP」(Children's Art Museum & Park)を、SCSK グループの社会貢献活動として展開。CAMP のワークショップでは、子どもたち自身が楽しみながら自分にあった表現方法を見つけ、コミュニケーションの輪を広げる。米国マサチューセッツ工科大学(MIT)メディアラボをはじめとする国内外のコラボレーターとの協働で、「考える」「つくる」「つながる」「発表する」「ふりかえる」という5つの要素を織り込み構成されるさまざまなワークショップを開発。</p>	<p>■CAMPワークショップの開発・実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あちこち CAMP」の開催 ・「CAMPACO」の開発普及 <p>■東京大学情報学環山内研究室とのファシリテーター養成法共同研究</p> <p>■ワークショップ知財研究会</p> <p>■子どもワークショップ関係者のコミュニケーションプラットフォーム「SNS サイト:ちゃぶら」の運営</p> <p>■NPO 法人キッズデザイン協議会の参画</p> <p>■青山学院大学・大阪大学の共同事業「ワークショップデザイナー育成プログラム」</p>	http://www.camp-k.com/

	機関名	事業概要	現在の主たる事業	参照 URL
82	合同会社コマンド A	千代田区文化芸術プランの重点プロジェクトとして始まった、旧練成中学校を利用して誕生したアートセンター「3331 Arts Chiyoda」を運営。すべての人々、まちに宿る創造性を喚起する自由で大らかな文化拠点として、ジャンル・形式・時代性を越えたアートのかたちを全世界に向けて発信することがミッション。	■メインギャラリーでの展覧会 ■イベント/WS・「ポコラート全国公募」障がいのある・なしや、年齢・経験を問わず、人と人、人と作品の交流の場を生み出すアート作品公募展。2010年開始。・「3331 Art Fair -Various Collectors' Prizes-」若手作家を中心としたグループ展形式のアートフェア ■ARTS FIELD TOKYO (アート講座) ■アーティストのための旅サイト「Move arts japan」http://movearts.jp/ ■カフェ&和酒 N3331 マーチエキュート神田万世橋の運営 ■東日本大震災復興支援・「わわプロジェクト」の展開 ■3331 CUBE shop&gallery ■3331 LIBRARY ■3331 TRANS ARTS (フリーペーパー) ■レンタルスペースの運営 ■レジデンスプログラム ■屋上オーガニック菜園	http://www.comma-nda.info/
NPO 法人				
83	(特非)アート NPO リンク	アート NPO リンクが行う事業の中で抽出された課題や共有化されたニーズをもとに課題解決に向けて次のような取り組みに着手していきます。1. アート NPO の社会的ポジションを確立し、社会に向けて提言2. アート NPO と他のセクターとのパートナーシップ 3. アート NPO に関する情報収集・発信・研究調査4. アート NPO の基盤強化とマネジメントの確立5. 地域密着型のミニフォーラム開催と全国展開 ■全国アート NPO フォーラムの開催2003年より、アート NPO によるアート NPO のためのフォーラム「全国アート NPO フォーラム」を毎年開催。 ■アート NPO ★データバンク アート NPO リンクでは、全国で活動しているアート NPO の活動概況をリサーチし、アート NPO の活動を紹介。アート NPO やアート NPO リンクの活動に関する意見交換会や勉強会、ワークショップを開催。 ■ アート NPO ☆NEWS アート NPO やアートに関する情報を、毎月メールマガジンで発行。 ■ コーディネート全国のアート NPO を紹介、コーディネート。 ■ アート NPO エイド2011年3月11日東日本大震災をうけて発足した活動支援事業。アート NPO への活動支援を行う。	・全国アート NPO フォーラム・表現の糧学校・表現の回復にむけてーアート NPO エイド・アサヒ・アートスクエアの受託運営	http://arts-npo.org/
84	(特非) ジャパン・コンテンポラリー・ダンス・ネットワーク	【コミュニティダンス】 ダンスの経験の有無、年齢・性別・障がいに関わらず、“誰もがダンスを振付し、踊ることができる” “ダンスは全ての人のためにあり、すべての人にダンスを” という考えのもと、ダンスアーティストが関わり、“ダンスの持っている力” を地域の中で活かしていく 【ダンス・プロダクト】 オリジナルで質の高いコンテンポラリーダンス作品制作と、ダンス作品を国内外に発信していく 【義務教育へのコンテンポラリーダンス普及】 小・中学校義務教育授業の中にコンテンポラリーダンスの持つ力を取り入れたカリキュラムを普及していく。 【社会とダンスの接点をつくる】 【全国各地のダンスに関わる人々がゆるやかなネットワークを形成し、新たなムーブメントが生まれることを目指す】 上記の個々の活動を、相互に作用させつつ全国のダンスの環境を創っていく。	・「踊りにいっけ！！」 ・コミュニティダンス イン ジャパン ・JCDN 国際ダンス・イン・レジデンス・エクスチェンジ・プロジェクト ・DANCE × MUSIC × MOVIE ! ・コミュニティダンス・ファシリテーター養成スクール ・ダンスアーティストによる復興支援事業「習いに行け！ 東北へ」 ・三陸国際芸術祭 ・小中学校の先生のための舞踊教育 WEB&バインダー (平成25年度・26年度文部科学省「児童生徒の人間関係形成能力やコミュニケーション能力等の育成に関する研修等の調査研究」採択事業) ■コーディネート ・地域創造「公共ホール現代ダンス活性化事業 (ダン活)」	http://www.jcdn.org/
85	(特非)アート・イニシアティブ・トウキョウ	■教育プログラム MAD - Making Art Different (Making Art Differentーアートを変えよう、違った角度で見てみよう) 現代アートの理論や実践について学ぶプログラム。REE MAD (1900年から2003年の美術史約100年分をオンラインで学べる無料レクチャー)も。 ■レジデンス・プログラム海外のアーティストやキュレーターを日本に招聘し、国内のアーティストやキュレーターを海外に派遣することで、それぞれの活動・制作支援を行うプログラム。人的紹介、情報・資料の提供、展覧会の開催、AIT 主催のトークへの招待など。 ■スカラシップ・プログラム「MAD: Making Art Different」のアーティスト・コースの修了生や新進気鋭のアーティスト対象の奨学制度。 ■エキジビション・プログラム展覧会の企画を提案・運営。現代アートに関する調査研究、シンポジウムやトークの開催、MAD の各コースと連携したプログラムの実施。 ■パブリケーション AIT が企画する展覧会やイベントに関する書籍を発行。すべての出版物は、和英のバイリンガルを基本。 ■メンバーシップ・プログラム(会員制度)	・MAD/FREE MAD・レジデンス・MADフェンバーガー ・AIT ART TOUR ・AIT SLIDE TALK ・MAD 受講生企画・AIT メンバーシップ・プログラム ■コーディネート・ダイムラー・ファウンデーション ジャパン「アート・スコープ」・マネックス証券株式会社「ART IN THE OFFICE 2014」・AIT × 東京文化発信プロジェクト室(公益財団法人東京都歴史文化財団) × 東京都「東京事典 / Tokyo Jiten」・アカデミーヒルズ「六本木アートカレッジ セミナー・シリーズ」エイト・リンク・ラボ・AIT+ARCUS ミングリアスナイト	http://www.a-i-t.net/
86	(特非) プラス・アーツ	■アート事業(イベント)の企画・運営(まちづくり・防災・教育・福祉・国際協力) ■アート事業の普及啓発 ■防災商品の展示・販売	■防災+アーツ・イザ! カエルキャラバン! ・レッドベア サバイバルキャンプ・地震 ITSUMO・BOSAI 競技大会・東京ガス防災啓発キャンペーン「SAVE YOURSELF」・そなエリア東京・防災グッズセレクトショップ・防災グッズデザインコンペ・阪神・淡路大震災+クリエイティブ タイムライン マッピングプロジェクト ■防犯+アーツ・「だいじょうぶ」キャンペーン ■教育+アーツ・火育・ユメイエ。・国語のたね・毎日が CSR。 ■まちづくり+アーツ・RIC アートカプセル・此花アーツファーム	http://www.plus-arts.net/

	機関名	事業概要	現在の主たる事業	参照 URL
87	(認定特非) 芸術資源開発機構	<p>■アート・デリバリー／専門家派遣、コーディネーター事業アーティストを学校、児童館、高齢者ホーム、福祉施設などへ派遣するアウトリーチ活動の推進。アーティストのユニークな視点を活かした、楽しいプログラムをコーディネート。■アートプロジェクトの企画、運営、支援事業 「地域のまちづくり」「地域の記念展」「海外交流展」など、独自性のある展示会の企画、運営を行い、地域をアートで結び、発信。■普及、人材育成事業「アーティストトーク」「アートボランティア講座」「アートマネジメント講座」など、アートを学ぶさまざまなセミナー、シンポジウムを開催。■アートの調査・研究事業 専門的、多角的な視点からアートの調査・研究を行い、芸術資源を保存し、活用。■政策提言事業地域における文化政策が問われるなか、文化政策の提言を行い、地域文化の向上に寄与。■NPO、NGOとのネットワーク他のNPO、NGOとも積極的に連携し、ネットワークを広げること、新しい可能性を追求。</p>	<p>■アート・デリバリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護する人、される人に向け特別養護老人ホーム、グループホーム、高齢者在宅支援センターなどで活動。 ・震災復興支援プロジェクト(宮城県七ヶ浜町の児童館・仮設住宅、仙台市長町などで活動) ・杉並区内の全児童館で活動・港区内の保育園と暫定保育室(26園+5室)、障がい者施設(1館)にて企画運営 <p>■「対話による美術鑑賞」事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1988年からニューヨーク近代美術館(MOMA)で開発されたグループで一つのアート作品を観て、対話をしながら鑑賞する方法での美術鑑賞プログラムの企画提案・運営 ・対話型鑑賞ファシリテーター講座 <p>■出版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設アートデリバリーハンドブック(DVD 付) ・高齢者施設アートデリバリー アートによるケアの可能性に関する調査 ・アートで介護 	http://www.arda.jp/
88	(一社) アーツアライブ	<p>福祉施設、教育機関利用者に対して、アーティストと医療施設および教育機関等を繋げるマネジメントを行い、福祉、教育等の会的な環境づくり、アーティストの活動範囲の拡大、アートマネジメントの職業としての自立を支援し、アートによるエンパワーメントを通して潤いのある社会の構築に寄与することを目的とする。</p> <p>■医療福祉施設および教育機関での芸術の創作、発表企画事業</p> <p>■アートプロジェクトやボランティア事業に関わるコンサルタント事業</p> <p>■医療福祉、教育およびアートに関する教育事業、啓発普及事業</p>	<p>■アート制作ワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「脳を鍛えるアートスクール」参加型創造プログラム <p>■巡回企画展</p> <p>■壁画制作</p> <p>■コンサート・パフォーマンス</p> <p>■ACP(アートコミュニケーションプロジェクト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方へのプログラム@美術館 ・認知症の方への対話型作品鑑賞@グループホーム 	http://www.artsalivcip.org/
89	(特非) 芸術家と子どもたち	<p>■ASIAS(=Artist's Studio In A School:エイジラス)プロの現代アーティストが小・中学校や保育園、幼稚園などへ出かけていき、先生と協力しながらワークショップ型の授業等を実施する活動。■ACTION!(アクション)閉校となった中学校を再生した「にしすがも創造舎」(豊島区西巢鴨)を拠点にした地域住民参加型の活動。普段は出会う機会の少ない人たちが、アートを通じて交流する場になることを目指す。■パフォーマンスキッズ・トーキョー(PKT)ダンスや演劇、音楽などの分野のプロの現代アーティストを都内の学校やホールなどへ派遣。ワークショップを重ねながら、子どもたちが主役のオリジナル舞台作品を創作し、発表公演を行う活動。■その他プログラム</p>	<p>■ASIAS(=Artist's Studio In A School:エイジラス)・公立小学校(担任の先生・専科の先生の希望をもとに、ダンス・音楽・美術・演劇などのアーティストによるワークショップ型授業)・特別支援学級(都内の公立小・中学校にある特別支援学級(固定級・通級、知的・情緒など)で、先生の希望をもとに、ダンス・音楽・美術・演劇などのアーティストによるワークショップ型授業)■ACTION!(アクション)・Greeting Greens〜グリグリ・プロジェクト〜親子のための「ギロンと探偵のいる2年1組」・にしすがもアート夏まつり■パフォーマンスキッズ・トーキョー(PKT) ■その他プログラム・トヨタ・子どもとアーティストの出会い・出前ワークショップ(「ミート・ザ・キッズ」@東京芸術劇場、企業館、児童館など放課後利用施設)・大人のためのアート・ワークショップ、シンポジウム</p>	http://www.children-art.net/
90	(特非) CANVAS	<p>・こどもたち一人ひとりが、昔ながらの道具を使ったり、最先端のデジタル技術を駆使したりして、何かを創りだしていくための機会、技術、ノウハウを提供し、こどもたちが創造し表現したアイデア、考え、気持ち、作品などを世界に向けて共有・交換する環境を整え支援する活動を行う。日本を表現大国にし、世界のコミュニケーションを活発にしていこう。情報発信力を高め、コンテンツ生産力を高める各地の拠点や学校の活動を促進することにより、全国のこどもたちの取り組みを活性化し、国全体の底上げを図る。</p> <p>■CANVAS の役割</p> <p>1. 創造の場、2. 表現の場、3. 共有の場</p> <p>■業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究 ・セミナー ・ワークショップ開発、開催 ・普及啓発 <p>■プレーヤー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官の連携 ・下支えとしてのCANVAS ・こどもが主役 	<p>■ワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「PEG(Programming Education Gathering)」 <p>2013年からはじまった CANVAS×Google のプログラミング学習普及プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「キッズクリエイティブ研究所3回シリーズ」 <p>東京大学や慶應大学、早稲田大学など、さまざまなスペースを舞台に繰り広げられるワークショップシリーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おもしろかし子大作戦」 吉本興業「PaPaPARK!(パパパーク)」とのコラボ企画で、パパ芸人と楽しく学べるワークショップ ・「遊びと学びの秘密基地」 ・「プログラミングラボ」 ・「二子玉川しあさってプロジェクト」 <p>街がこどもたちの未来を育み、こどもたちが街の未来を育む可能性を信じて、街を舞台に様々な活動や想いを重ねていくプロジェクト</p> <p>■ウェブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタルキッズ.jp」 <p>デジタルを使いこなすキッズのためのウェブサイト。デジタルイベント情報、キッズ作品集、製品紹介など。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「せたがやネチケット」 ・「もっとグッドネット」 	http://www.canvas.ws
91	(特非) BEPPU PROJECT	<p>事業を通じアートの持つ可能性を社会的に位置づけていくことを目指す。また、市民に対する現代美術を中心とした文化、芸術の振興に関する事業を行ない、当該分野の発展に寄与することを目的とする。＜特定非営利活動に関する事業＞●現代芸術の紹介や展覧会、イベントなどの開催。●現代芸術・文化・教育に関する講演会・講習会、研修会の実施。●アートマネージャー育成に関する研修会などの実施。●アート・パフォーマンスイベントの企画・運営・演出などの受託。●地域における芸術文化活動拠点の整備。＜収益事業＞●現代芸術に関する出版●オリジナルグッズ製作・販売●その他</p>	<p>■アートプロジェクト・別府現代芸術フェスティバル 混浴温泉世界・国東半島芸術祭・ベップ・アート・マンス・KASHIMA BEPPU ARTIST IN RESIDENCE ・BEPPU ART AWARD・ベップユケムリ大学 アート学部・ポエトリーリーディング・クーポン型金券「BP」・おもちゃの部屋『旅手帖 beppu』・作品の恒久設置・管理■スペース運営「platform」中心市街地の活性化を目的とする、別府市中心市街地活性化協議会が、家主の協力のもとに改装工事(リノベーション)を行い、活用。・その他施設の運営清島アパート、永久別府劇場、浜脇の長屋</p>	http://www.beppuproject.com/

	機関名	事業概要	現在の主たる事業	参照 URL
92	(特非)越後妻有里山協働機構	<p>過疎高齢化の進む日本有数の豪雪地・越後妻有(新潟県十日町市、津南町)を舞台に、2000年から3年に1度開催されている世界最大規模の国際芸術祭「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」を企画、運営する。</p> <p>■重点取組み</p> <p>1. 観光交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県・旅行会社と連携したツアープログラムの設定・セールス ・作品修繕、制作、地域との交流を含めた越後妻有ならではの体験ツアーの開催 ・食・物販の強化など地域全体の付加価値の向上 <p>2. 学びと遊びのプログラムの充実～晴耕雨読、夏耕冬読の世界</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業、モノづくりなど地域の生活の知恵、技をテーマとした塾を開催し、活動を誘致する。 ・地域にあって世界と向き合う地域人を養成する。 ・越後妻有林間学校の取り組みを発展させ、小・中学生へのアプローチを高校生へも広げ、松之山分校の取り組みへとつなげる。 <p>3. 空き家、棚田、廃校を活かした外部ネットワークの誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家・廃校を活かして、アーティスト・画廊を発展させて、環境系など他のジャンルにも切り口を広げ、活動を誘致する。 	<p>1. 作品・施設の運営:大地の芸術祭で生まれた空家や廃校を活用した美術館や、越後妻有里山現代美術館[キナーレ]やまつだい「農舞台」といった施設の運営、企画展の実施。</p> <p>2. 里山の保全活動「棚田バンク」:耕作放棄の進む棚田において、都市の棚田オーナーを募り、棚田の保全活動。</p> <p>3. 大地の芸術祭のサポート:十日町のパートナーとして、第5回大地の芸術祭を支える(主催:実行委員会、共催:NPO)。視察、説明会、制作など作家と地域の活動が活発化するなかで、活動が地域振興に結びつくように、集落、作家、行政、サポーターのコーディネート。</p> <p>4. 観光・広報:当地域を「大地の芸術祭の里」として国内外に発信し、ツアーの企画・運営、海外誘客を行い、交流人口の増加に寄与する活動の推進。</p> <p>5. 東北被災地の親子支援:「越後妻有の林間学校」の開催し、東北の親子を招待し、アートめぐりやワークショップ、講座を実施。</p> <p>6. ネットワークづくり:地域住民とのネットワークづくりに加え、首都圏のサポーター、アーティスト、外国諸機関、大学など多様なネットワーク構築。</p>	http://www.echigo-tsumari.jp/
93	(特非)クリエイティブサポートレッツ	<p>■重点取組み</p>	<p>■文化センター事業「たけし文化センター」「個人の持つ文化の発信拠点」として、あらゆる人の技術や表現力、特性を掘り起こし、そうした文化のつながりやすさから生まれる新しい「なにか」を、広く社会に発信・拠点作り:たけし文化センターBUNSEUDO、たけし文化センターINFO LOUNGE・イベント企画・運営:浜松アートフォーラム等・人材育成:コミュニケーションを核とした地域づくりを促進する人材育成事業・調査研究:文化・芸術によるソーシャル・インクルージョン事業、みんなの居場所 放課後交流拠点実施プロジェクト■障害福祉サービス事業「障害福祉サービス事業所アルス・ノヴァ」・生活介護・自立訓練・就労移行支援・放課後等デイサービス・日中一時支援</p>	http://cslets.net/
94	(特非)ハート・アートおやかやま	<p>1. 観光交流の促進</p>	<p>■アートリンク・プロジェクト</p> <p>2004年から取り組む、人と人との関係性をテーマにしたプロジェクト。想像性の芽をもつ障害のある人・高齢者・子どもなど何物にもとられない表現をする人と、アーティストが1対1のペアになり、長期継続的な関わりから生まれる新しい概念を作品にして発表。人と人が出会い、繋がり、感性を交換するというアートイニシアティブの視点から、障害のある人や子ども、高齢者を含めた市民を巻き込み新たな芸術文化のプレゼンテーションとすることをねらいとして、最終的に「Party:個の願いを実現させる隊と同時に祭りの両面の意味」を含むアートで五感を刺激する「アートリンク・アート・パーティー」を行う。</p> <p>・カルチャーリンク笠岡諸島プロジェクト</p> <p>■芸術と食の地産地賞プロジェクト</p> <p>アートの視点で、地域ならではの「食や日常」を再発見し、地方に生きる人々の魅力を探ろうと考え、岡山県内や県外の「おいしい」と「おもしろい」を繋ぐ。</p> <p>■アートリンクセンターでのワークショップや漫画教室、書の教室</p> <p>■高松アートリンク・プロジェクト</p> <p>一個人のアーティストが地域の障害のある人と出会い、関係性から作ってきた作品や、あるいは関係性が構築されていく過程そのものをコミュニティに、新しい価値として還元。</p>	http://www.heart-art-okayama.net/
95	(特非)取手アートプロジェクトオフィス	<p>1999年にスタートした取手アートプロジェクト(TAP=Toride Art Project)は、市民と取手市、東京芸術大学の三者共同により、郊外都市でおこなう地域密着型アートプロジェクトとして、市内に数多く在住するアーティストと連携し、「アートのある団地」「半農半芸」という2つのスキームのもと、“実践的シンクタンク”として郊外都市が抱える現状へのブレイクスルー、打開策の創出と提案を試みている。市民運営・フラットな意思決定組織を持つ活動体。</p>	<p>■コアプログラム/展覧会/イベント/ワークショップなどの企画運営:「アートのある団地」、「半農半芸」等</p> <p>■子どもプログラム:いちねんせいのおひんてん、アーティスト派遣、わくわくワークショップ等</p> <p>■環境整備プログラム:ガスホルダーデザインコンペ、3カラプロジェクト、壁画プロジェクト</p> <p>■国際交流プログラム:アジア圏とのアーティスト派遣交流、アートプロジェクト調査</p> <p>■中間支援プログラム:とりでグラント!、とりでアートの日。</p>	http://www.toride-ap.gr.jp/
96	(認定特非)黄金町エリアマネジメントセンター	<p>・新潟県・旅行会社と連携したツアープログラムの設定・セールス</p>	<p>■黄金町バザール「黄金町エリアマネジメントセンター」が横浜市中区黄金町エリアで地域のまちづくりに取り組む「初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会」と協働で主催するアートフェスティバル。2008年より毎年開催。■黄金町芸術学校2012年に開校。アートに興味のある人なら、年齢、分野関係なく誰でも受講ができる「コミュニティ学校」。■イベント・展覧会■アーティスト イン レジデンス街の特徴ともいえる小規模の空き店舗や、京急線高架下の文化芸術スタジオを活用したアーティスト・イン・レジデンス(AIR)事業。長期AIR、短期AIR、招聘AIR(黄金町バザール)。■国際交流事業■まちづくり・初黄日(はつこひ)商店会・Kogane-X・日和アートセンター(横浜・石巻文化芸術交流プログラム)</p>	http://www.koganchonet.net/

	機関名	事業概要	現在の主たる事業	参照 URL
97	(特非)Dance Box	・作品修繕、制作、地域との交流を含めた越後妻有ならではの体験ツアーの開催	<ul style="list-style-type: none"> ■ Art Theater dB KOBE の運営 ■ DANCE BOX Resident Program ■ みんなのフェスティバル ・新長田で、暮らしの中に愉しみや矜持を、さまざまな仕掛けを通じてみつけるプログラム ■ 国内ダンス留学@神戸 <p>約8カ月間、プロの振付家・ダンサー・制作者として活動していくことを志す人を対象に、実践や座学を通して多角的に「学び」、その後「作品づくり」に取り組み、「上演する」までの一連のプログラムを、「劇場」を拠点に実施。2012年に創設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KOBE-Asia Contemporary Dance Festival ■ Studio dB Kobe の運営 ・DANCE BOX 主催クラス ・カルチャースクール ・スタジオレンタル ■ Dance Circus KOBE 	http://www.db-dancebox.org/
98	(特非)こえとことばとこころの部屋	・食・物販の強化など地域全体の付加価値の向上	<p>1. 鑑賞及び発表機会提供事業「手紙を書く会」「釜ヶ崎句会」「手芸部」ほか2. 交流スペース及び市民相談窓口管理事業・交流スペース「インフォショップ・カフェ ココローム」「カマン！メディアセンター」の管理運営。市民に開かれた文化活動の場を提供することに務め、アートによるつながりづくりを実施・カフェ事業3. 調査・研究とその発表の為に放送・出版・ウェブ制作及び流通事業・ココローム本棚事業：フリーペーパーの発行。自由に閲覧できる本棚。4. 人と街と文化に焦点を置いた地域活性化事業まちでつながる事業：地域のなかに、縁側のような空間をつくり、専門家と市民がであい、交流できる場をつくる。「健康」「こころ」「生活」の3つの柱で考える。5. 包摂型就労支援事業うけいれ事業：社会体験、就労体験のうけいれ6. アーツマネジメント普及の為にコンサルティング事業・「孤独に回答する孤独」シンポジウム：釜ヶ崎における死の研究報告書「孤独に回答する孤独」発行記念シンポジウム・釜ヶ崎芸術大学事業：釜ヶ崎地域を大学にみたくて、さまざまな講座を開催。誰もが学び合える場と機会を創出。・台湾：鳳甲美術館プロジェクト：台湾・鳳甲美術館でココロームの活動を展示（9月から10月が展覧会）</p>	http://www.cocoro.org/
中間支援団体・協会				
99	(公社)企業メセナ協議会	2. 学びと遊びのプログラムの充実～晴耕雨読、夏耕冬読の世界	<ul style="list-style-type: none"> ■ セミナー・シンポジウム ■ 調査研究、政策提言 ・「メセナ活動実態調査」 ・芸術文化振興に関する政策提言 ■ コーディネート、コンサルティング ・アサヒビール「SRAP」、トヨタ自動車「ネットTAM」他 ■ 顕彰、認定事業 ・メセナ アワード ・This is MECENAT ■ 助成事業： ・2021 Arts Fund ・東日本大震災 芸術・文化による復興支援ファンド(GBFund) ・助成認定制度 	http://www.mecenat.or.jp/
100	(公社)日本芸能実演家団体協議会	・農業、モノづくりなど地域の生活の知恵、技をテーマとした塾を開催し、活動を誘致する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実演家著作隣接権センター(CPRA)事業 ■ 実演芸術振興事業・芸術体験ひろば、子ども芸能体験ひろば、キッズ伝統芸能体験・芸能花伝舎の運営・文化芸術による震災復興支援プロジェクト ■ 調査研究・政策提言事業・「芸能実演家の活動と生活についての実態調査」(1974年から5年ごと)・もっと文化を！キャンペーン(2010-2012)・2020年 東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化基盤の整備・「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(劇場法)を活かすために一実演芸術団体と劇場との連携の強化・私的録音録画補償金制度の見直し、クラウドサービスと著作権について☆2013年度年次報告書 http://www.geidankyo.or.jp/img/disclosure/2013annual-report.pdf 	http://www.geidankyo.or.jp/
101	(公社)全日本郷土芸能協会	・地域にあつて世界と向き合う地域人を養成する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 郷土芸能に関する発表会の開催 ・全国こども民俗芸能大会・全国地芝居サミット・全国獅子舞フェスティバル ■ 指導者、保存団体の育成 ・ 伝統文化研修セミナー・東日本大震災 郷土芸能復興支援プロジェクト・子ども民俗芸能フェスティバル ■ 情報の収集及び提供・郷土芸能 STREAM ビデオライブ・会報発行☆2013年度事業報告 http://www.jfpaa.jp/about/15.pdf 	http://www.jfpaa.jp/
102	舞台芸術制作者オープンネットワーク	・越後妻有林間学校の取り組みを発展させ、小・中学生へのアプローチを高校生へも広げ、松之山分校の取り組みへとつなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ON-PAM シンポジウム・国際交流委員会(アジア・プロデューサー・プラットフォーム[APP]等)・地域協働委員会・文化政策委員会(文化政策ラボ等) 	http://www.onpam.net/

2. 第2次リスト | インターネット及び関係省庁・関連機関等からの追加情報の入手

第1次リストから、「文化芸術立国中期プラン」及び検討中の「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)」との関連性も考慮しながら、重要と思われる54件の施策・事業を抽出した。「(1) 関係省庁が実施する文化施策の調査」では、施策や事業の根拠・関連法令、施策の位置づけ、文化的な要素を持つ実施事例等について、「(2) 関連機関等が実施する文化施策の調査」では、機関・団体概要と調査対象とする事業の概要等について、それぞれ追加の情報を収集した。

(1) 関係省庁が実施する文化施策の調査

政策・施策の名称	根拠・関連法令等	施策の位置づけ	事業の名称	文化的な要素を持つ実施事例など
内閣府				
1 中心市街地活性化 内閣官房 地域活性化統合事務局 内閣府 地域活性化推進室	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日) 中心市街地の活性化に関する法律施行令 中心市街地の活性化に関する法律施行規則 経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則 国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則 中心市街地の活性化に関する法律第15条第3項の中心市街地活性化協議会の組織の公表に関する命令 独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令 中小企業信用保険法施行規則 	「国・地方一体となった地域活性化の取組」の一環 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/pdf/tiikasseika.pdf	「中心市街地活性化基本計画」の認定	<p>帯広市: 帯広市民ギャラリー整備事業(事業期間 H20、支援期間 H20)</p> <p>岩見沢市: 4・3地区再開発事業(事業期間 H19、支援期間 H19)※北海道教育大岩見沢キャンパスの音楽専攻の学生向けに、札幌市以外では道内初めての防音設備がある音楽スタジオを設置。</p> <p>八戸市: (仮称)八戸市中心市街地地域観光交流施設整備事業(事業期間 H17～H21、支援期間 H20～H21)</p> <p>鶴岡市: 銀座クオレハウス・銀座リビング整備事業(事業期間 H20～H22、支援期間 H20～H22) ※高齢者向けコーポラティブ住宅。鶴岡雑物語をはじめする文化事業を開催し、地域文化発信と市民の交流を促進を図る。</p> <p>静岡市: 清水地区: 清水駅東地区文化施設の整備(事業期間 H21～H24)</p> <p>宝塚市: 宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎)整備事業(事業期間 H17～H20、支援期間 H17～H20)</p> <p>山鹿市(熊本県): 八千代座第2次整備事業(事業期間 H21～H22、H20 支援期間 H21～H22、H20)</p> <p>別府市: 中心市街地リノベーション事業(事業期間 H20～H21)</p> <p>盛岡市: 映画の街盛岡推進事業、映画祭開催事業(事業期間 H19～H24、H19～ 支援期間 H20～H24、H20～H24)</p> <p>高崎市: コミュニティシネマ活動支援事業(事業期間 H16～、支援期間 H19～H22)</p> <p>高岡市: 大学連携による伝統産業再生事業(事業期間S61～、支援期間 H20)</p> <p>飯田市: 人形劇のまちづくり推進事業(事業期間 H20～H24)</p> <p>神戸市・新長田地区: 鉄人28号モニュメント建設事業(事業期間 H20～)</p> <p>伊丹市: 音楽による活性化事業(事業期間 H17～)</p> <p>熊本市: 地域創造支援事業、中心市街地活性化推進事業(事業期間 H17～、支援期間 H19～H23)</p> <p>別府市: 別府現代芸術フェスティバル2009事業(事業期間 H21)</p> <p>宮崎市: みやざき国際ストリート音楽祭開催事業(事業期間 H18～、支援期間 H19～H22)</p>
2 地域再生 内閣官房 地域活性化統合事務局 内閣府 地域活性化推進室	<ul style="list-style-type: none"> 地域再生法(平成17年法律第24号) 地域再生法施行令(平成17年政令第151号) 地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号) 	「国・地方一体となった地域活性化の取組」の一環 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/pdf/tiikasseika.pdf	「地域再生計画」の認定	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市: 創造都市さっぽろ◇新しい価値を創造する人材雇用創出プロジェクト(第28回) 遠野市: 遠野みらい創りカレッジ(遠野民俗学大学院構想)による地域再生計画(第28回) 仙台市: クリエイティブ・クラスターを形成する地域活性化を担うクリエイター育成プログラム(第16回) 栃木県益子町: 道の駅を起爆剤に! 産業と雇用の創出を〜陶芸の郷ましこブラッシュアッププロジェクト〜(第28回) 天草市: 廃校を活用した多機能型複合施設「南風ん風(はえんかぜ)」による地域再生〜語る・ふれあう・助け合う みんなの施設〜(第6回)
復興庁				
3 「新しい東北」の創造 復興庁			「新しい東北」先導モデル事業	<p>■高い発信力を持った地域資源を活用する社会</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新しい東北」地域資源発掘モデルスクール事業(【観光】東北学院大学/一般社団法人日本文化デザインフォーラム) 風景と心の修景および創景事業ー共時空体験的ふるさと再生と創造(【ものづくり・IT】東京藝術大学社会連携センター) 東北ウッド・クラフト・ネットワーク (TWCN) の起業一般(【ものづくり・IT】社団法人和RING-PROJECT) 三陸ジオパーク構想観光推進事業(【環境】三陸ジオパーク推進協議会) <p>http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-11/20140418_H26result.pdf</p>

政策・施策の名称	根拠・関連法令等	施策の位置づけ	事業の名称	文化的な要素を持つ実施事例など
総務省				
4	地域力の創造・地方の再生 総務省 自治行政局 地域自立応援課 人材力活性化・連携交流室		地域おこし協力隊・集落支援員・復興支援員・外部専門家(外部人材を活用する4つのツール)	(1) 地域おこし協力隊 ・美郷町(島根県)の地域おこし協力隊(・地域行事、伝統芸能等コミュニティ活動の応援、田舎ツーリズム、観光振興の支援) ・瀬戸内町(鹿児島県)の地域おこし協力隊(芝居「諸鈍シバヤ」で有名な離島の中の離島である加計呂麻島の地域協力活動) ・沖縄市(沖縄県)の地域おこし協力隊(2つの商店街の地域イベントの運営を支援) (2) 集落支援員 ・喜多方市(福島県)の集落支援員(祭りなどの伝統行事の運営(集落出身者が地域に帰る機会やつながりを強くする仕組みづくり) ・霧島市(鹿児島県)の集落支援員(失われつつあった郷土芸能の再開の手伝い。) ・岩手県田野畑村の集落支援員(地域コミュニティ活動(地域芸能の伝承保存・民泊の受入れ等)の企画、立案、実施) ・和歌山県すさみ町の集落支援員(地域資源(自然・景観・文化・人材等)の再発見) ・宇佐市(大分県)の集落支援員(広報誌の発行、観光・史跡マップの作成等、各種情報発信)
5	定住自立圏構想 総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課		定住自立圏構想	・十和田市定住自立圏形成(「十和田奥入瀬芸術祭」現代アート広域展示事業) ・鶴岡市定住自立圏形成(映像資源を活用した地域連携・活性化事業) ・山口市定住自立圏形成(「まちぐるみ」で「ものづくり」!新たな価値とイノベーションを生み出す人づくり) ・大館市定住自立圏(大館市郷土芸能保存支援事業) ・瀬戸・高松広域定住自立圏(結びつきやネットワークの強化:文化芸術鑑賞等の機会の提供) ・アーティスト定住プロジェクト「引っ越してきたアーティスト!」(八戸圏域定住自立圏 中心市:八戸市) ・映像資源を活用した地域連携・活性化事業 (庄内南部定住自立圏 中心市:鶴岡市) 北海道 東川町 東川町国際写真フェスティバル 青森県 八戸市 八戸ポータルミュージアム「はっち」/南郷サマージャズフェスティバル 秋田県 大館市 ゼロダテ 山形県 山形市 山形国際ドキュメンタリー映画祭/山形カロッツェリアプロジェクト 山形県 鶴岡市 庄内映画村 長野県 飯田市 オーケストラと友に音楽祭 愛知県 西尾市 三河・佐久島アートプラン21 鳥取県 倉吉市 アザレアのまち音楽祭 鳥取県 鳥取市 鳥の劇場 徳島県 神山町 神山アーティスト・イン・レジデンス 香川県 高松市など 瀬戸内国際芸術祭
6	地域レベルの国際化 総務省 自治行政局 国際室		国際交流の推進	JET プログラム(The Japan Exchange and Teaching Programme) 姉妹都市交流
外務省				
7	文化の交流:日本文化紹介 外務省 文化交流・海外広報課		大使館や総領事館の活動 文化芸術交流(国際交流基金) 日本ブランド発信事業>海外広報 文化交流使(文化庁)	■日本ブランド発信事業:平成25年度事業概要 ・日墨交流記念・支倉使節団400年記念「世界に誇る日本酒の魅力ー宮城県の純米酒の魅力ー」(平成25年7月、メキシコ(メキシコシティ)) ・交通安全啓発のための楽曲・映像発表イベント 「アフリカ ANZEN プロジェクト~楽曲と映像を通じた安全文化の紹介~」(平成25年9月、タンザニア(ダルエルサラーム)) ・声優業についての講演会(平成25年12月、於:中国(広州)) ・「日本伝統工芸と現代デザインのコラボについて」(平成26年2月、ドイツ(フランクフルト)) ・ファッションデザインについての講演会(平成26年2月、英国(ロンドン)) ・ショートフィルム上映・講演会(平成26年3月、エジプト(カイロ)) ・「日本酒の夕べ」(平成26年3月、スロバキア(ブラチスラバ)、アンカラ、イスタンブール(トルコ))

	政策・施策の名称	根拠・関連法令等	施策の位置づけ	事業の名称	文化的な要素を持つ実施事例など
8	文化の交流:ポップカルチャー外交 外務省 文化交流・海外広報課			国際漫画賞 アニメ文化大使 ポップカルチャー発信使 世界コスプレサミット	
厚生労働省					
9	障害者社会参加>障害者の文化芸術活動 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 社会参加支援係	障害者総合支援法(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)			<ul style="list-style-type: none"> ■第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会「あいサポート・アートとっとりフェスタ」 ■平成26年度障害者の芸術活動支援モデル事業 採択団体一覧 <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人エイブル・アート・ジャパン ・特定非営利活動法人コミュニティリーダーひゅーるぼん ・社会福祉法人愛成会 ・一般財団法人たんぼぼの家 ・社会福祉法人グロー
10	子ども・子育て支援			地域子育て支援拠点事業 放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人子育てネットくすくす(香川県善通寺市)「チャレンジボックス」 ・社会福祉法人泉の園「この指とまれ」(リトミック体操)「みんなで遊ぼう」(歌、手遊び) ・財団法人童心会 童心児童館&「どうしん」つどいの広場(九州初の私立児童図書館での活動) ・社会福祉法人速川福祉協会 速川児童館&親子のともだちサロンはやかわ「放課後児童クラブ」
11	介護・高齢者福祉			全国健康福祉 地域包括ケアシステム	<ul style="list-style-type: none"> ■地域包括ケアシステム ・新潟県長岡市:小規模多機能型居宅介護施設における交流スペースの取組事例 ・大分県竹田市:介護予防強化推進事業(ストレッチ、アロマセラピー、音楽療法)
農林水産省					
12	グリーン・ツーリズム都市と農山漁村の共生・対流 農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課	食料・農業・農村基本法第36条		都市農村共生・対流 総合対策交付金	
13	「和食」の保護・継承の推進 農林水産省 大臣官房政策課 食ビジョン推進室			「和食」の保護・継承の推進	
14	茶業及びお茶の文化の振興 農林水産省 生産局農産部 地域作物課	お茶の振興に関する法律			
15	美の里づくり 農林水産省 農村振興局農村政策部 農村計画課	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)		美の里づくり	
経済産業省					
16	クールジャパン/クリエイティブ産業 経済産業省 商務情報政策局 生活文化創造産業課(クリエイティブ産業課)		デザイン政策 CREATIVE TOKYO 構想 コンテンツ産業 クールジャパン機構 (株式会社海外需要 開拓支援機構) 「小規模事業者等 JA PAN ブランド育成・地 域産業資源活用支援 事業」	新興国におけるテスト マーケティング等支 援事業 JAPAN ブランドプロ デュース支援事業 新興国市場開拓等事 業費補助金(ミッシ ョン・見本市等出展支 援事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・シックスパーセント(アパレル)×リッジクリエイティブ 小原啓渡:“Kawaii”をテーマとした服飾・雑貨を世界に広げるプロジェクト!(東京) ・タナカマイスター(刃物・金物の卸販売)×シーラカンス食堂 小林新也:播州刃物を世界中の使い手へ!(兵庫) ・石川金網(金網の製造・販売)×oiseau 松田龍太郎:KANAORI~異素材を組み合わせた金網の新挑戦~(東京) ・かまわぬ(和雑貨メーカー)×MIRU DESIGN 青木昭夫:SCARF BY KAMAWANU(東京) ・上出瓷藝(九谷焼の製造・販売)×丸若屋 丸若裕俊:上出長右衛門窯と日本文化、パリへ(石川) ・キハラ(有田焼の卸・販売)×KCmitF 大谷啓介:伝統的ものづくり×海外デザイナーとの連携による新商品開発(佐賀) ・山陽(繊維生地・製品加工)×社会貢献ディレクター 小林隆臣:糸から開発、海外異業種展プロジェクト(岐阜) ・スノーピーク(アウトドア用品の製造・販売)×umari 古田秘馬:Field Suite プロジェクト(新潟) ・東京松屋(江戸からかみ版元和紙問屋)×柳智子:江戸からかみプロジェクト(東京)

	政策・施策の名称	根拠・関連法令等	施策の位置づけ	事業の名称	文化的な要素を持つ実施事例など
17	コンテンツ産業の海外展開の促進 経済産業省 商務情報政策局 文化情報関連産業課(メディア・コンテンツ課)	なし	『『日本再興戦略』改訂2014 -未来への挑戦-』及び「知的財産推進計画2014」において、我が国の重要施策として位置付けられている。	コ・フェスタ(JAPAN国際コンテンツフェスティバル)	
中小企業庁					
18	小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(JAPANブランド育成支援事業) 中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課			小規模事業者等 JAPAN ブランド育成・地域産業資源活用支援補助金 (JAPAN ブランド育成支援事業)	JAPANブランド 主な採択プロジェクト実績: ・高岡銅器協同組合 ・有限会社小池経編染工所(栃木県) ・公益財団法人神戸ファッション協会(兵庫県)
国土交通省					
19	新たな公による地域ビジネス創造支援体制の構築推進 国土交通省 総合政策局 政策課		「観光振興と地域ビジネス・雇用創出による活力ある地域の形成」 【主な施策】 ・魅力ある観光地域づくりとネットワーク化による「広域観光周遊ルート」(骨太な「観光動線」)の形成促進 ・地域のゲートウェイとなり、雇用創出等に寄与する「道の駅」の推進 ・観光資源を世界レベルへ磨いて活かす地域づくり ・アイヌ文化復興等の促進のための民族共生の象徴となる空間の整備 ・市民によるまち・地域への投資促進(クラウドファンディングの活用支援) ・新たな公による地域ビジネス創造支援体制の構築推進 ・離島、奄美群島、小笠原諸島、半島等の条件不利地域の振興支援	多様な主体による地方部の地域づくり活動支援体制構築事業(拡充)	
20	空き家を活用した地方創生 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室				空き家対策の先進事例(つるおかランバンクファンド(山形県鶴岡市))

	政策・施策の名称	根拠・関連法令等	施策の位置づけ	事業の名称	文化的な要素を持つ実施事例など
21	中心市街地活性化のまちづくり 国土交通省 都市局 まちづくり推進課	「まちづくり三法」 ・中心市街地の活性化に関する法律 ・大規模小売店舗立地法 ・改正都市計画法		暮らし・にぎわい再生事業	・北海道帯広市 西2・12地区「帯広駅地下市民ギャラリー」(空きビル再生支援) ・埼玉県蕨市 蕨 駅西口地区「シティタワー蕨」(都市機能まちなか立地支援) ※文化ホール ・愛知県豊橋市 西小田原町地区「穂の国とよはし芸術劇場」(都市機能まちなか立地支援) ・滋賀県守山市守 山中 心市街地地区「福祉文化交流施設」(都市機能まちなか立地支援) ・熊本県山鹿市 山鹿市プラザファイブ地区「さくら湯」(都市機能まちなか立地支援) ※温泉・地域交流施設(歴史文化交流施設) ・静岡県藤枝市 文化センター地区「藤枝市文化センター」(空きビル再生支援)
22	集約促進景観・歴史的風致形成推進事業 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室	景観法		集約促進景観・歴史的風致形成推進事業	・黒石市 『伝統的空間(こみせ等)維持のための収益利用方策の地域外を含めた提案募集による検討等(青森県黒石市)』 ・南さつま市 『文化資源を活かすまちづくり検討調査(鹿児島県南さつま市)』 ・貝塚寺内町と紀州街道のまちづくり協議会 『信託受益権の小口化による歴史的建造物の維持管理システム検討調査(大阪府貝塚市)』
23	歴史的風致維持向上推進等調査 国土交通省 都市局 公園緑地景観課 景観・歴史文化整備室	歴史まちづくり法			
観光庁					
24	観光圏整備事業 観光庁 観光地域振興課	平成20年制定:「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」(観光圏整備法) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則		観光地域ブランド確立支援事業	・一般社団法人ふらの観光協会【富良野・美瑛観光圏】 ・一般社団法人雪国観光圏【雪国観光圏】 ・一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメント【八ヶ岳観光圏】 ・公益財団法人佐世保観光コンベンション協会【「海風の国」佐世保・小値賀観光圏】 ・一般社団法人そらの郷【にし阿波～剣山・吉野川観光圏】 ・公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンター【阿蘇くじゅう観光圏】 ・一般社団法人ニセコプロモーションボード【ニセコ観光圏】 ・公益財団法人浜松管区尾コンベンションビューロー【浜名湖観光圏】 ・公益社団法人京都府観光連盟【海の京都観光圏】 ・一般社団法人別府市観光協会【豊の国千年ロマン観光圏】
25	国際会議等(MICE)の誘致・開催の促進 観光庁 MICE 推進担当参事官室	国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律	閣議決定された「日本再興戦略」の目標において重要なツールとして位置づけ	ユニークベニユーの開発・利用促進	ユニークベニユーを活用したテストケースとして、「三菱一号館美術館」、「文化学園服飾博物館」、「国立新美術館」においてモデルイベントを実施。
26	ニューツーリズムの振興 観光庁 観光資源課	なし		ニューツーリズム普及促進モデル事業(平成25年度)	なし

(2) 関連機関等が実施する文化施策の調査

	機関・団体の名称	機関・団体概要	全体の事業内容	事業の名称	事業概要(目的・内容・対象など)
公的機関					
27	(独法)国際交流基金	世界の全地域において、総合的に国際文化交流事業を実施する日本で唯一の専門機関。1972 年外務省所管の特殊法人として設立され、2003 年に独立行政法人化。本部、京都支部、ふたつの附属機関(日本語国際センター、関西国際センター)、海外21カ国に設置する22 の海外拠点を中心に、国内外の諸団体と連携しつつ、文化芸術交流、海外における日本語教育、日本研究・知的交流の3つを主要分野として活動。政府出資金(780 億円)を財政的基盤とし、この出資金の運用益、政府からの運営費交付金および民間からの寄付金などにより運営。	世界の人々と日本人の間で相互の理解を深めるため、「文化芸術交流」「海外における日本語教育」「日本研究・知的交流」の3つの異なるフィールドで、さまざまな企画や情報提供を通じて人と人との交流をつくりだす。 ■企画・主催事業 ■助成・支援事業 ■ネットワーク事業 ■日本研究・知的交流事業	文化芸術交流	2国間周年記念事業、演劇の国際共同制作、専門家間のネットワークづくり、復興支援の取り組み、将来に向けた日中交流の担い手育成

	機関・団体の名称	機関・団体概要	全体の事業内容	事業の名称	事業概要(目的・内容・対象など)
28	(一財)地域創造	文化・芸術の振興による創造性豊かな地域づくりを目的として、全国の地方団体等の出捐により1994(平成6)年に設立。地方団体の要請に応え、地域における文化・芸術活動を担う人材の育成や、公立文化施設の活性化を図るための各種支援事業(音楽・ダンス・演劇・邦楽・美術・助成)など、多彩なプログラムを実施。 【主な活動内容】 (1) 地域における文化・芸術活動を担う人材の育成 (2) 地域における公立文化施設の利活用の促進を支援 (3) 地域において活動が期待されるアーティストの確保 (4) 地方団体が単独では実施困難な連携事業等を支援 (5) 文化・芸術活動を通じた地域づくりのための調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ■研修交流事業 ■公共ホール等活性化支援事業 ■情報交流・調査研究等事業 ■地域伝統芸能等保存事業 	公共ホール等活性化支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公共ホール音楽活性化事業 ・公共ホール現代ダンス活性化事業 ・公共ホール演劇ネットワーク事業 ・邦楽地域活性化事業 ・公立美術館活性化事業 ・地域の文化・芸術活動助成事業
29	(一財)自治総合センター	地域社会の変動及び住民生活の変化に即応し、住民の自治意識の向上を図るとともに、地方公共団体の行政運営の円滑化に資する各種の活動及び地域の振興に資する事業を通じての宝くじの普及広報に関する活動を行い、もって、地方自治の振興及び住民福祉の増進に寄与することを目的として、地方自治関係者並びに地方6団体代表者が設立者となり、自治大臣の許可を得て、昭和52(1977年)年4月1日に設立された。	<ul style="list-style-type: none"> ■調査研究事業 ■環境保全・シンポジウム助成事業 <p>全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を財源とした助成活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ■宝くじ社会貢献広報事業 <p>地域文化の振興、コミュニティ活動の支援などをはじめ、地域振興のための事業を通じて、宝くじの社会貢献広報のために、さまざまな事業を行う。</p>	宝くじ社会貢献広報事業	<ul style="list-style-type: none"> ■文化振興事業 <p>(宝くじ文化公演事業:「宝くじ文化公演」「宝くじふるさとワクワク劇場」「宝くじまちの音楽会」「宝くじおしゃべり音楽館」、宝くじスポーツフェア開催事業:野球・バレーボール・サッカーの各種目で、元プロ選手や日本代表 OB・OG などのメンバーで編成する「ドリームチーム」と開催地チームとの親善試合等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■コミュニティ助成事業 <p>(コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業)</p>
地域アーツカウンシル					
30	アーツカウンシル東京	2011年、公益財団法人東京都歴史文化財団が国内で初めて本格的に設置した、芸術文化を推進するグローバルスタンダードな仕組みとしての「アーツカウンシル」。東京における芸術文化創造のさらなる促進や東京の魅力向上を図ることを目的とし、国際都市東京にふさわしい個性豊かな文化創造や、創造性に満ちた潤いのある地域社会の構築に貢献する。芸術文化の自主性と創造性を尊重しつつ、専門的かつ長期的な視点にたち、新たな芸術文化創造の仕組みを整えるための事業を行う。	芸術文化活動に対する助成支援事業を柱とし、大きく分けて3つの事業を展開。 <ul style="list-style-type: none"> ■支援事業 ■パイロット事業 ■企画戦略 	支援事業	・東京芸術文化創造発信助成
31	アーツコミッション・ヨコハマ	横浜市の創造都市政策を牽引する機能として、2007年に公益財団法人横浜市芸術文化振興財団内に設けられた。横浜に集うアーティストやクリエイター、NPO、市民、企業、学校などの様々な「創造の担い手」をサポートする。横浜でのアート活動に関する相談やコーディネート、助成プログラム、芸術不動産(創造活動の場づくり)などを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ■芸術文化支援 ■アーティスト・イン・レジデンス交流事業 ■創造まちづくり支援 ■相談業務 		
32	大阪アーツカウンシル	大阪府市文化振興会議の中に設置された部会で、知事や市長に対して、文化振興計画策定や、文化施策に関する重要事項等の諮問・答申・提言を行うために、振興会議に報告・提案を行い、アーティストや文化団体とも情報交流する。豊かな都市文化がはぐくまれてきた大阪、でこれからもいきいきした創造活動が育つよう、文化行政への提言を行い、都市文化の歴史を受け継ぎ、未来へつなぐ環境づくりに貢献する。	<ul style="list-style-type: none"> ■評価・審査 <p>府市の文化課が担当する文化事業の評価と改善提案。府市の公募型助成金の審査。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■企画/調査 <p>文化を育てる環境づくりへ新たな提案。そのベースになる情報を集め、発信(2014年～)。</p>	大阪府文化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度大阪府文化事業一覧 <p>http://osaka-artsCouncil.jp/data/outline/uploads/H26Osakafubunka.pdf</p>

	機関・団体の名称	機関・団体概要	全体の事業内容	事業の名称	事業概要(目的・内容・対象など)
33	沖縄アーツカウンシル	沖縄県文化振興会の一部。	文化事業(おきなわ文学賞、沖縄県芸術文化祭、文化活動支援助成事業、沖縄文化活性化・創造発信支援事業、エイサー普及啓発事業、沖縄県伝統芸能公演、沖縄芸能マグネットコンテンツ公演)のうち、主に「沖縄文化活性化・創造発信支援事業」を担う。 ※本事業は、沖縄文化の活性化や芸術文化の創造・振興・発信を支援するため、様々な分野の芸術文化活動、地域の芸能・行事等の文化資源を活用した活動、人材育成活動を助成し、「沖縄版アーツカウンシル」のあるべき姿について検討を進めていくことを目的として、2012年に開始された。	沖縄文化活性化・創造発信支援事業	
民間財団					
34	(公財)日本財団	117の国々で社会貢献活動の最前線を走ってきた豊富な経験とネットワークをいかし、あらゆる立場を超え、組織・人材・ノウハウ・資金をつなぎ、社会に「化学変化」をよびおこすハブとなり、ソーシャルイノベーションの輪を次々とひろげ、「みんなが、みんなを支える社会」の創出に取り組む。1962年に日本財団の前身、(財)日本船舶振興会が設立、1996年に「日本財団」を通称に。2011年正式名称に。	「あなたのまちづくり」「みんなのいのち」「子ども・若者の未来」「豊かな文化」「海の未来」「人間の安全保障」「世界の絆」の各領域における支援・助成活動。	豊かな文化	アール・プリュット支援、ランチタイムコンサート、エール For 日本
35	(公財)トヨタ財団	1974年、トヨタ自動車によって設立された助成財団。世界的な視野に立ち、長期的かつ幅広く社会活動に寄与するため、生活・自然環境、社会福祉、教育文化などの領域にわたって時代のニーズに対応した課題をとりあげ、その研究ならびに事業に対して助成を行う。	国内外における諸研究や活動への助成 ・学術及び科学技術の振興を目的とする事業 ・文化及び芸術の振興を目的とする事業 ・国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業 ・地域社会の健全な発展を目的とする事業	国内助成プログラム(公募)	
36	(公財)福武財団	2012年に直島福武美術館財団、文化・芸術による福武地域振興財団、福武学術文化振興財団が統合。	■アート事業 ■助成事業 ■交流事業	地域活動助成	
37	(公財)サントリー文化財団	1979年に、サントリー株式会社が創業80周年を記念して設立。学芸文化振興事業、地域文化振興事業推進と世界に向けての成果の発信に取り組む。	■研究助成 ■海外出版助成 ■サントリー学芸賞 ■調査研究 ■サントリー地域文化賞 ■地域文化「東奔西走」 ■国際研究プロジェクト「グローバルな文脈での日本」 ■『アステイオン』の発行	サントリー地域文化賞	・全国各地で展開されている芸術、文学、伝統の保存・継承、衣食住での文化創出、国際交流活動などを通じて、地域の文化向上と活性化に貢献した個人、団体を顕彰。1979年に開始。2014までの授賞件数は194件、全都道府県に受賞者が誕生している。30年以上にわたり、全国の地域文化活動を評価、顕彰している。
38	(一財)おおさか創造千島財団	大阪で行われる芸術・文化活動の支援と、創造活動拠点の提供を通じて、関西の芸術文化の発展に寄与するとともに、地域の新たな価値を創造し、創造的かつ文化的に多様な地域社会を創出することを目的として2011年に設立。大阪で活動するアーティストやクリエイターを支援し、大阪の創造環境の向上を目指す。	アーティストやクリエイターが活動しやすい状況を整備し、創造性が触発されるような環境を生み出すことを目的として、以下の助成プログラムを実施。 ■創造活動助成(公募) ■スペース助成(公募) ■パートナーシップ助成(非公募)	助成事業	

	機関・団体の名称	機関・団体概要	全体の事業内容	事業の名称	事業概要(目的・内容・対象など)
39	(一財)たんぼぼの家	自分らしく生きたいという個人の願いを‘共感’という方法でとらえるところから生まれきた市民活動。「やさしさ」を活動の基調とし、たくさんの思考錯誤と多くの人たちのつながりを通して、文化と夢のある社会づくりに取り組む。たんぼぼの家の活動は、財団法人たんぼぼの家、社会福祉法人わたぼうしの会、奈良たんぼぼの会、の3つの組織で構成されている。1976年発足。 【一般財団法人たんぼぼの家】 [アート]と[ケア]の視点から、多彩なアートプロジェクトを実施している市民団体。人々の創造的な関係性を創出し、多様な価値観を包摂した文化づくり・社会づくりをめざす。ソーシャル・インクルージョンをテーマに、アートの社会的意義や市民文化について問いかける事業を実施。国内外の団体とネットワーク型の文化運動を展開し、より公共性の高い仕事に取り組む。	【たんぼぼの家】の活動 ■たんぼぼの家アートセンターHANA の運営 ■アートプロジェクト(右項参照)の実施 ■社会福祉プロジェクトの実施	エイブル・アート・プロジェクト	アートと社会の新しい関係をつくる「ABLE ART MOVEMENT(可能性の芸術運動)」を1995年に提唱し、市民の文化力を高める運動を展開。芸術の社会化、社会の芸術化をめざし、展覧会やワークショップ、セミナー、調査研究など。
民間企業・LLC 等					
40	千島土地(株)	大阪を中心とする「土地・建物の賃貸事業」、所有地周辺地域の活性化に取り組む「地域創生・社会貢献事業」、「航空機リース事業」等。1912年創業。	【地域創生・社会貢献事業について】 千島土地グループは、所有不動産の価値向上と社会との共生を実現するためのまちづくりを目指し、以下のような活動に取り組んでいる。 ■名村造船所跡地の活用 ■歴史的建造物「芝川ビル」の保存・活用 ■アヒルプロジェクト ■おおさか創造千島財団の運営	おおさか創造千島財団の運営	
41	株式会社ベネッセホールディングス	「Benesse=よく生きる」を企業理念とし、教育、語学、生活、シニア・介護の分野で事業展開。1955年創業。(持株会社・グループ全体の経営方針策定および経営管理等)	「Benesse=よく生きる」は「よい地域から生まれる」という考えのもと、人々が良い人生、幸せな生活を送ることができるコミュニティづくりに取り組んでいる。関連の財団と連携した公益活動や地域に根ざした活動を通して地域の「よく生きる」を支援。	財団と連携したよい地域づくり	2つの公益財団法人とともに、現代アートや文化振興による「よい地域づくり」を推進し。財団の活動は、約7%保有する当社株式の配当を主な運営資金にしており、当社グループがサステナブルな事業成長を実現し、安定的に配当を行うことが財団を通じた継続的な地域支援につながると考えている。特に、瀬戸内海の島々では、20年にわたり、現代アートや建築で、日本の原風景ともいえる瀬戸内の自然や地域固有の文化を活かした地域づくりに取り組んでいる。
42	合同会社コマンド A	-芸術・文化に関する展覧会、催事、パブリックアート、教育普及活動、街づくり、地域活性化活動等の企画、制作、運営、実施 -アートスクーリング事業 -プロジェクトマネジメント業務 -室内設計、建築設計、都市計画、環境計画、グラフィックデザイン、プロダクトデザイン、インターネット、映像、ニューメディアコンテンツ等の開発、デザイン、企画、制作	千代田区文化芸術プランの重点プロジェクトとして始まった、旧練成中学校を利用して誕生したアートセンター「3331 Arts Chiyoda」を運営。すべての人々、まちに宿る創造性を喚起する自由で大らかな文化拠点として、ジャンル・形式・時代性を越えたアートのかたちを全世界に向けて発信することがミッション。	メインギャラリーでの展覧会 レンタルスペースの運営	
特定非営利活動法人					
43	(特非)アートNPOリンク	アートが多様な価値を創造し、社会を動かす力を持つ社会的な存在であるとの認識をもとに、この力を広く社会にアピールし、社会を変革する潮流においてアートNPO がさまざまなハードルを乗り越え、大きな力を発揮できるように基盤整備を推進する、アートNPO によるアートNPO のためのインターメディアリー組織。2003年に発足。	アートNPO リンクが行う事業の中で抽出された課題や共有化されたニーズをもとに課題解決に向けて次のような取り組みに着手していきます。 ■全国アートNPO フォーラムの開催 ■アートNPO★データバンク ■アートNPO☆NEWS ■コーディネート ■アートNPO エイド	全国アートNPO フォーラム	

	機関・団体の名称	機関・団体概要	全体の事業内容	事業の名称	事業概要(目的・内容・対象など)
44	(特非)プラス・アーツ	教育、まちづくり、防災、福祉、国際協力、観光といった社会の既存分野に対して、「アート」そのものを持ち込むのではなく、アートの発想やアーティストの持つ既存概念にとらわれない創造力を導入し、それらの分野がそれぞれ抱えている様々な課題や問題を解消し、再活性化させ、新たな可能性を追求することを活動目的に掲げる。	<ul style="list-style-type: none"> ■アート事業(イベント)の企画・運営(まちづくり・防災・教育・福祉・国際協力) ■アート事業の普及啓発 ■防災商品の展示・販売 	防災+アーツ	・イザ!カエルキャラバン!
45	(認定特非)芸術資源開発機構	芸術は個人が人間らしく生きるために欠くことのできない社会的な役割を持っている。芸術という資源を開発し、その新しい可能性を社会に活かして、同時代に生きる人間が直面している諸問題を、芸術活動を通して共に考え、新しい方向をさぐる。一人ひとりが自分らしく、心豊かに生きられるコミュニティの創造と、社会の実現を目指す。2002年設立、2012年認定 NPO に。	<ul style="list-style-type: none"> ■アート・デリバリー／専門家派遣、コーディネート事業 ■アートプロジェクトの企画、運営、支援事業 ■普及、人材育成事業 ■アートの調査・研究事業 ■政策提言事業 ■NPO、NGO とのネットワーク 	アートデリバリー	・介護する人、される人に向け特別養護老人ホーム、グループホーム、高齢者在宅支援センターなどで活動。
46	(特非)芸術家と子どもたち	現代アーティストと、いまの子どもたちが出会うことが、①子どもたちにとって<潜在的な力を存分に発揮し伸ばす機会>、②アーティストにとって<子どもたちと関わり、新たな表現を探る機会>になると考え、その「場づくり」に取り組む。1999年に発足、2001年より NPO 法人。	<ul style="list-style-type: none"> ■ASIAS(=Artist's Studio In A School:エイジアス) ■ACTION!(アクション) ■パフォーマンスキッズ・トーキョー(PKT) ■その他プログラム 	ASIAS(=Artist's Studio In A School:エイジアス)	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小学校(担任の先生・専科の先生の希望をもとに、ダンス・音楽・美術・演劇などのアーティストによるワークショップ型授業) ・特別支援学級(都内の公立小・中学校にある特別支援学級(固定級・通級、知的・情緒など)で、先生の希望をもとに、ダンス・音楽・美術・演劇などのアーティストによるワークショップ型授業)
47	(特非)CANVAS	こども向け参加型創造・表現活動の全国普及・国際交流を推進するNPOとして、政府やマルチメディア振興センターの支援のもと、2002年に設立。こどものための創造の場と表現の場を提供し、豊かな発想を養う土壌を育てることを目標に、国内外の団体・人と新しいネットワークを形成し、世界規模の活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務内容 ・調査研究 ・セミナー ・ワークショップ開発、開催 ・普及啓発 ■プレーヤー ・産学官の連携 ・下支えとしてのCANVAS ・こどもが主役 	ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・「PEG(Programming Education Gathering)」 2013年からはじまった CANVAS×Google のプログラミング学習普及プロジェクト ・「キッズクリエイティブ研究所3回シリーズ」 東京大学や慶應大学、早稲田大学など、さまざまなスペースを舞台に繰り広げられるワークショップシリーズ ・「おもしろかし子大作戦」 吉本興業「PaPaPARK!(パパパーク)」とのコラボ企画で、パパ芸人と楽しく学べるワークショップ ・「遊びと学びの秘密基地」 ・「プログラミングラボ」 ・「二子玉川しあさってプロジェクト」 <p>街がこどもたちの未来を育み、こどもたちが街の未来を育む可能性を信じて、街を舞台に様々な活動や想いを重ねていくプロジェクト</p>
48	(特非)BEPPU PROJECT	世界有数の温泉地として知られる大分県別府市で、国際芸術フェスティバルを開催することをマニフェストに掲げ2005年に発足して以来、現代芸術の紹介や教育普及活動、人材育成講座や出版事業、市街地の空き店舗をリノベーションする「platform」制作事業などを実施。それらの実績を別府現代芸術フェスティバル「混浴温泉世界」として結実させ、アートが持つ可能性の社会化、多様な価値観が共存する、豊かな世界の創造に向け、町とアートのつなぎ手として活動を続ける。	<ul style="list-style-type: none"> ●現代芸術の紹介や展覧会、イベントなどの開催。 ●現代芸術・文化・教育に関する講演会・講習会、研修会の実施。 ●アートマネージャー育成に関する研修会などの実施。 ●アート・パフォーマンスイベントの企画・運営・演出などの受託。 ●地域における芸術文化活動拠点の整備。 	アートプロジェクト	・別府現代芸術フェスティバル 混浴温泉世界

	機関・団体の名称	機関・団体概要	全体の事業内容	事業の名称	事業概要(目的・内容・対象など)
49	(特非)越後妻有里山協働機構	越後妻有を魅力ある地域にしていくことを目的として、地域内外の有志によって設立。「大地の芸術祭」によって地域・世代・ジャンルを超えたネットワークを育み、越後妻有の未来につなげることで、第一に、住民がいきいきと暮らすこと、第二に、地域の働く場所が増えること、第三に、価値観や境遇の異なる人々が共存できる地域にしていくことを目標とする。越後妻有地域の潜在的な魅力を、「大地の芸術祭」を中心とした文化・芸術の力と地域・世代・ジャンルを超えた人々の志と協働によって育て、地域のアイデンティティの確立、雇用の創出、里山の保全を図ることで、住民が元気で誇りをもって暮らし、訪れる人々と夢や希望を分かち合える21世紀のモデル地域をつくる事業を行う。	過疎高齢化の進む日本有数の豪雪地・越後妻有(新潟県十日町市、津南町)を舞台に、2000年から3年に1度開催されている世界最大規模の国際芸術祭「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」を企画、運営する。 ■重点取り組み 1. 観光交流の促進 2. 学びと遊びのプログラムの充実～晴耕雨読、夏耕冬読の世界 3. 空き家、棚田、廃校を活かした外部ネットワークの誘致	作品・施設の運営	大地の芸術祭で生まれた空家や廃校を活用した美術館や、越後妻有里山現代美術館[キナーレ]やまつだい「農舞台」といった施設の運営、企画展の実施。
50	(特非)クリエイティブサポートレッツ	障害や国籍、性差、年齢などあらゆる「ちがいを」乗り越えて、全ての人々が互いに理解し、分かち合い、共生できる寛容性のある社会づくりを行う。2000年創設、2002年設立。	障害や国籍、性差、年齢などあらゆる「ちがいを」乗り越えて人間が本来もっている「生きる力」「自分を表現する力」を見つめていく場を提供し、様々な表現活動を実現するための事業を行い、全ての人々が互いに理解し、分かち合い、共生することのできる社会づくりを行う。特に、知的に障がいのある人が「自分を表現する力」を身につけ、文化的で豊かな人生を送ることの出来る、社会的自立と、その一員として参加できる社会の実現を目指す。そして、知的に障がいのある人も、いきいきと生きていけるまちづくりを行っていく。	文化センター事業 「たけし文化センター」	「個人の持つ文化の発信拠点」として、あらゆる人の技術や表現力、特性を掘り起こし、そうした文化のつながりやすさから生まれる新しい「なにか」を、広く社会に発信 ・拠点作り:たけし文化センターBUNSENDO、たけし文化センターINFO LOUNGE ・イベント企画・運営:浜松アートフォーラム等 ・人材育成:コミュニケーションを核とした地域づくりを促進する人材育成事業 ・調査研究:文化・芸術によるソーシャルインクルージョン事業、みんなの居場所 放課後交流拠点実施プロジェクト
51	(認定特非)黄金町エリアマネジメントセンター	元売買春の地域として知られた横浜市中区黄金町の再生を視野に入れたアートイベントとして全国から大きな注目を集めた2008年の「黄金町バザール」の成果をふまえて、2009年に「アートによるまちづくり」をテーマにNPO組織を立ち上げた。イベント事業に加えて、新しい入居者の獲得や地域との連携など、日常的なまちづくりに関わる活動を強化しながら、「安心安全のまちづくり」を推進する。新しい街の参加者となるアーティスト、ショップ経営者をはじめとして、地域住民、警察、行政、企業、大学等、黄金町の再生という共通のテーマに取り組む人たちの橋渡しの役割を担いつつ、黄金町エリアの「アートによるまちづくり」という大きな課題に取り組む。	■黄金町バザール ■黄金町芸術学校 ■イベント・展覧会 ■アーティスト イン レジデンス ■国際交流事業 ■まちづくり	黄金町バザール	「黄金町エリアマネジメントセンター」が横浜市中区黄金町エリアで地域のまちづくりに取り組む「初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会」と協働で主催するアートフェスティバル。2008年より毎年開催。
52	(特非)こえとことばとこころの部屋	「表現」とおして自立・自律を育み、また「表現」を介して他者との繋がりや回路や接続点を認めあい、社会および地域の問題解決のきっかけとなるための小さな取り組みを日々試行。コクルームとは、「表現」する機会を創出し、そして分野や立場を横断して人びとが繋がるためのひとつの運動である。2003年に設立。2004年、特定非営利活動法人となる。2007年、インフォショップ・カフェ コクルームを大阪市西成区にオープン。2009年、カマン！メディアセンターを立ち上げ。2011年、えんがわ茶屋 こころぎ、2012年にニカイ！文化センターを開設。	1. 鑑賞及び発表機会提供事業 2. 交流スペース及び市民相談窓口管理事業 3. 調査・研究とその発表の為の放送・出版・ウェブ制作及び流 4. 人と街と文化に焦点を置いた地域活性化事業 5. 包摂型就労支援事業 6. アーツマネジメント普及の為のコンサルティング事業	交流スペース及び市民相談窓口管理事業	・交流スペース「インフォショップ・カフェ コクルーム」「カマン！メディアセンター」の管理運営。市民に開かれた文化活動の場を提供することに務め、アートによるつながりづくりを実施

	機関・団体の名称	機関・団体概要	全体の事業内容	事業の名称	事業概要(目的・内容・対象など)
公益社団法人					
53	(公社)日本芸能実演家団体協議会	俳優や歌手、演奏家、舞踊家、演芸家など、さまざまなジャンルの実演家の権利を守る実演家著作隣接権センター(CPRA)事業と、実演芸術の振興を図る事業及び調査研究・政策提言事業等を通じて、実演芸術の創造サイクルを円滑に機能、充実させることにより、豊かな文化に満ちた社会づくりに貢献することを目指す。1965年設立。	<ul style="list-style-type: none"> ■実演家著作隣接権センター(CPRA)事業 ■実演芸術振興事業 ■調査研究・政策提言事業 	実演芸術振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術体験ひろば、子ども芸能体験ひろば、キッズ伝統芸能体験 ・芸能花伝舎の運営 ・文化芸術による震災復興支援プロジェクト
54	(公社)全日本郷土芸能協会	郷土芸能の保存団体および郷土芸能に関心を持つ個人を会員とする、国内唯一の全国的組織。日本各地に伝承されている郷土芸能の振興と育成を図り、その発展に寄与することを目的として1973年に創立。郷土芸能は市町村の最も誇るべき地域の文化財でありながら、その発展に伴う多くの諸問題に直面していることから、自主事業を通し、全国の郷土芸能の健全な発展に注力する。	<ul style="list-style-type: none"> ■郷土芸能に関する発表会の開催 ■指導者、保存団体の育成 ■情報の収集及び提供 	郷土芸能に関する発表会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・全国こども民俗芸能大会 ・全国地芝居サミット ・全国獅子舞フェスティバル

関係機関横断的な文化政策の展開に係る
戦略構築のための調査研究事業
報告書

発行 2015年3月

委託 文化庁長官官房政策課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
TEL 03-5253-4111(代)
FAX 03-6734-3811

受託 株式会社ニッセイ基礎研究所
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-7
TEL 03-3512-1883
FAX 03-5211-1084

*無断複写・転載はお断りします。



利用の際は必ず下記サイトを確認ください。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

